CZ-4-3
1200404246553

国会制定法

第五十一回
第五十二回

第五十一回国会会期 〔昭和四十年十二月二十日から
昭和四十二年六月二十七日まで〕

第五十二回国会会期 〔昭和四十二年七月十一日から
昭和四十二年七月三十日まで〕

参議院法制局

第五十一回国会制定法

会　期（昭和四十年十二月二十日から
　　昭和四十一年六月二十七日まで）

参議院法制局

CZ
4
3

320.91
Sa594k
(5)

凡例

一、本書は、第五十一回国会（常会）（昭和四十年十二月二十日から昭和四十一年六月二十七日まで）を通過成立した法律百四十七件（閣法百三十六件、衆法十一件）昭和四〇年法律第一四七号から同第一五七号まで、昭和四一年法律第一号から同第一三六号まで―を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

国会図書館
41.10.19
憲政資料室

708764

目　次

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十七日公布）……一
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十七日公布）……一五
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十七日公布）……二一
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十七日公布）……二二
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十七日公布）……二三
中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年十二月二十八日公布）……二四
中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年十二月二十九日公布）……二八
昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十年十二月二十九日公布）……三一
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和四十年十二月二十九日公布）……三一
石油ガス税法（昭和四十年十二月二十九日公布）……四三
石油ガス譲与税法（昭和四十年十二月二十九日公布）……四七
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年一月十三日公布）（衆法）……五二
繭糸価格安定法の一部を改正する法律（昭和四十一年一月十三日公布）……五三
日本蚕糸事業団法（昭和四十一年一月十三日公布）……六五
昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年一月十九日公布）……六七
昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十一年二月十六日公布）……六九
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月四日公布）……七一
通行税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月四日公布）……七一
郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月二十五日公布）……七一
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年三月二十五日公布）……七三
海岸法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月二十八日公布）……七三
科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十日公布）……七四
農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十日公布）……七四
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十日公布）……七五
日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十日公布）……七五

法律第百四十七号
法律第百四十八号
法律第百四十九号
法律第百五十号
法律第百五十一号
法律第百五十二号
法律第百五十三号
法律第百五十四号
法律第百五十五号
法律第百五十六号
法律第百五十七号
法律第一号
法律第二号
法律第三号
法律第四号
法律第五号
法律第六号
法律第七号
法律第八号
法律第九号
法律第十号
法律第十一号
法律第十二号
法律第十三号
法律第十四号

法律第　十五　号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）（衆法）……七六
法律第　十六　号　総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……七八
法律第　十七　号　経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八〇
法律第　十八　号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八〇
法律第　十九　号　炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八二
法律第　二十　号　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八二
法律第二十一　号　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八三
法律第二十二　号　国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八六
法律第二十三　号　裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八六
法律第二十四　号　訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八七
法律第二十五　号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八八
法律第二十六　号　住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……八八
法律第二十七　号　中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……九四
法律第二十八　号　中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……九九
法律第二十九　号　海外移住事業団法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……一〇〇
法律第　三十　号　踏切道改良促進法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……一〇一
法律第三十一　号　所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……一〇一
法律第三十二　号　法人税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……一九五
法律第三十三　号　相続税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……一九九
法律第三十四　号　物品税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……二〇三
法律第三十五　号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……二一三
法律第三十六　号　関税法等の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……二三八
法律第三十七　号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……二五三
法律第三十八　号　関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……四〇九
法律第三十九　号　関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……四二四
法律第　四十　号　地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年三月三十一日公布）……四五一
法律第四十一　号　土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律（昭和四十一年四月一日公布）……五一七
法律第四十二　号　機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月一日公布）……五一九
法律第四十三　号　中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月一日公布）……五一九

法律第四十四　号　日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月一日公布）……五一〇
法律第四十五　号　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年四月一日公布）……五一一
法律第四十六　号　漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月五日公布）……五一三
法律第四十七　号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月五日公布）……五一五
法律第四十八　号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月五日公布）……五一七
法律第四十九　号　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年四月十三日公布）……五一八
法律第　五十　号　都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年四月十八日公布）……五二九
法律第五十一　号　国民金融公庫法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月十八日公布）……五三〇
法律第五十二　号　最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年四月十八日公布）……五三一
法律第五十三　号　義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十二日公布）……五三二
法律第五十四　号　核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十五日公布）……五三三
法律第五十五　号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十五日公布）……五三四
法律第五十六　号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十六日公布）……五三五
法律第五十七　号　在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十六日公布）……五三六
法律第五十八　号　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十六日公布）……五三七
法律第五十九　号　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十六日公布）……五四八
法律第　六十　号　地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十八日公布）……五五〇
法律第六十一　号　昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十一年四月二十八日公布）……五五一
法律第六十二　号　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十八日公布）……五五七
法律第六十三　号　健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年四月二十八日公布）……五五八
法律第六十四　号　労働組合法の一部を改正する法律（昭和四十一年四月三十日公布）……五六八
法律第六十五　号　金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月二日公布）……五六九
法律第六十六　号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月七日公布）……五七〇
法律第六十七　号　国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月九日公布）……五七二
法律第六十八　号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月九日公布）（衆法）……五八三
法律第六十九　号　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月九日公布）（衆法）……五八四
法律第　七十　号　農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月十二日公布）……五八五
法律第七十一　号　農業信用基金協会法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月十二日公布）……五八六
法律第七十二　号　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月十六日公布）……五九五

法律第七十三号　地震保険に関する法律（昭和四十一年五月十八日公布）……五九六
法律第七十四号　地震再保険特別会計法（昭和四十一年五月十八日公布）……五九八
法律第七十五号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月二十日公布）……六〇〇
法律第七十六号　失業保険法の一部を改正する法律（昭和四十一年五月二十八日公布）……六〇二
法律第七十七号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月一日公布）……六〇三
法律第七十八号　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月六日公布）……六一三
法律第七十九号　国民健康保険法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月六日公布）……六一五
法律第八十号　銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月八日公布）……六一〇
法律第八十一号　郵便法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月十三日公布）……六二四
法律第八十二号　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年六月十四日公布）……六二九
法律第八十三号　商法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月十四日公布）……六三六
法律第八十四号　港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月十五日公布）……六四〇
法律第八十五号　公認会計士法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月二十三日公布）……六五一
法律第八十六号　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年六月二十五日公布）……六五二
法律第八十七号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月二十七日公布）……六五二
法律第八十八号　国立劇場法（昭和四十一年六月二十七日公布）……六五八
法律第八十九号　内閣法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月二十八日公布）……六五九
法律第九十号　自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六六五
法律第九十一号　風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六六六
法律第九十二号　国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六六六
法律第九十三号　借地法等の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六七九
法律第九十四号　機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六八四
法律第九十五号　産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六八五
法律第九十六号　産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六八六
法律第九十七号　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六八八
法律第九十八号　審議会等の整理に関する法律（昭和四十一年六月三十日公布）……六九七
法律第九十九号　行政相談委員法（昭和四十一年六月三十日公布）……六九七
法律第百号　住宅建設計画法（昭和四十一年六月三十日公布）……六九八
法律第百一号　首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年六月三十日公布）……七〇一

法律第百二号　中部圏開発整備法（昭和四十一年七月一日公布）（衆法）……七〇八
法律第百三号　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年七月一日公布）……七一三
法律第百四号　果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七二四
法律第百五号　日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七二七
法律第百六号　公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七二九
法律第百七号　国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七三三
法律第百八号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七四四
法律第百九号　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年七月一日公布）……七四七
法律第百十号　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年七月一日公布）……七六一
法律第百十一号　執行官法（昭和四十一年七月一日公布）……七七〇
法律第百十二号　計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月一日公布）……八〇三
法律第百十三号　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年七月二日公布）……八〇四
法律第百十四号　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年七月二日公布）……八〇七
法律第百十五号　製菓衛生師法（昭和四十一年七月四日公布）（衆法）……八〇九
法律第百十六号　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月四日公布）（衆法）……八一一
法律第百十七号　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年七月四日公布）……八一四
法律第百十八号　道路交通事業抵当法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月四日公布）……八一五
法律第百十九号　小型船造船業法（昭和四十一年七月四日公布）……八二〇
法律第百二十号　地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月五日公布）……八三一
法律第百二十一号　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年七月八日公布）……八三五
法律第百二十二号　昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律
の一部を改正する法律（昭和四十一年七月八日公布）……八三五
法律第百二十三号　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年七月八日公布）……八四〇
法律第百二十四号　昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正す
る法律（昭和四十一年七月八日公布）……八五〇
法律第百二十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月九日公布）……八五三
法律第百二十六号　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年七月九日公布）……八六三
法律第百二十七号　児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月十五日公布）……八七四

法律第百二十八号　重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月十五日公布）……八七六
法律第百二十九号　工業標準化法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月十五日公布）……八七九
法律第百三十号　畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年七月十八日公布）……八八一
法律第百三十一号　こどもの国協会法（昭和四十一年七月二十一日公布）……八八三
法律第百三十二号　雇用対策法（昭和四十一年七月二十一日公布）……八九一
法律第百三十三号　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年七月二十五日公布）（衆法）……八九九
法律第百三十四号　性病予防法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月二十六日公布）……九〇七
法律第百三十五号　防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年七月二十六日公布）……九〇九
法律第百三十六号　農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭和四十一年七月二十六日公布）（衆法）……九一一

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第五十一回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法三）とあるのは、昭和四十一年法律第三号（日本蚕糸事業団法）によつて、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭四一・七・九・法一二六）……八六三

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法三）……六四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法八八）……六五七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法九〇）……六六四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一三一）……八六七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一三二）……八六七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一三三）……八六七
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭四一―法一三三）……九〇六

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四七）……一
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭四〇―法一四七）……二
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法一一九）……八二〇

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭四一・五・二〇・法七五）……六〇〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法九〇）……六六四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法九八）……六六四

（お）

○恩給法等の一部を改正する法律（昭四一・七・八・法一二一）……八三一
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八―法一五五）の一部改正（昭四一―法一二一）……八三一
△恩給法等の一部を改正する法律（昭四〇―法八二）の一部改正（昭四一―法一二一）……八三三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法五六）……五三五
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法七三）……五九七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法八五）……六四九
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法八五）……六五〇
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法九〇）……六六四
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法九八）……六六四

部改正(昭四一―法九八)……六六九

(か)

○海岸法の一部を改正する法律(昭四一・三・二八・法一〇)……七三
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三〇・法一一)……七四
△科学技術庁設置法(昭三一―法四九)の一部改正(昭四一―法九八)……六八八
○海外移住事業団法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二九)……一〇〇
○関税法等の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法三六)……三八
△関税法(昭二九―法六一)の一部改正(昭四一―法四一)……五一八
○関税定率法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法三七)……三五
△関税定率法(明四三―法五四)の一部改正(昭四一―法四一)……五一七
○関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法三八)……四九
○関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭四一・三・三一・法三九)……四一四
○核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・四・二二・法五四)……五三三
○外務省設置法の一部を改正する法律(昭四一・四・二六・法五六)……五三五
△外務省設置法(昭二六―法二八三)の一部改正(昭四一―法九八)……六八九
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭四一・六・三〇・法九七)……六八六
○果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律(昭四一・七・一・法一〇四)……七二四
△海上保安庁法(昭二三―法二八)の一部改正(昭四一―法七五)……六〇一
△海上保安庁法(昭二三―法二八)の一部改正(昭四一―法九八)……六九六
△海上運送法(昭二四―法一八七)の一部改正(昭四一―法八四)……六三九
△簡易郵便局法(昭二四―法二一三)の一部改正(昭四一―法八)……六三五
△火薬類取締法(昭二五―法一四九)の一部改正(昭四一―法八〇)……六一七
△外資に関する法律(昭二五―法一六三)の一部改正(昭四一―法八三)……六三五
△家畜改良増殖法(昭二五―法二〇九)の一部改正(昭四一―法九八)……六九二
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六―法一四三)の一部改正(昭四一―法八三)……六三五
△官公庁施設の建設等に関する法律(昭二六―法一八一)の一部改正(昭四一―法九八)……六九六
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四三
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭四一―法八三)……六三五
△会社更生法(昭二七―法一七二)の一部改正(昭四一―法一一二)……七六九
△学校図書館法(昭二八―法一八五)の一部改正(昭四一―法九八)……六九〇
△ガス事業法(昭二九―法五一)の一部改正(昭四一―法九八)……六九五
△海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律(昭三五―法四六)廃止(昭四一―法二九)……一〇〇
△関越自動車道建設法(昭三八―法一五八)廃止(昭四一―法一〇七)……七三
△加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭四〇―法一一二)の一部改正(昭四一―法九八)……六八四
△加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭四〇―法一一二)の一部改正(昭四一―法一三〇)……八二

(き)

○機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・四・一・法四二)……五一九
　改題―機械類賦払信用保険法
○漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭四一・四・五・法四六)……五三三
○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(昭四一・四・一八・法五三)……五三三
△義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭三三―法八一)の一部改正(昭四一―法四一)……五一八
○金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律(昭四一・五・二・法六五)……五六九
○機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・六・三〇・法九四)……六八四
○行政相談委員法(昭四一・六・三〇・法九九)……六九七
△競売法(明三一―法一五)の一部改正(昭四一―法一一二)……七六六
△漁船再保険特別会計法(昭二二―法二四)の一部改正(昭四一―法四六)……五二五
△議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭二二―法八一)の一部改正(昭四一―法一五)……七二
△行政管理庁設置法(昭二三―法七七)の一部改正(昭四一―法三)……六五
△行政管理庁設置法(昭二三―法七七)の一部改正(昭四一―法九九)……六九八
△漁業法(昭二四―法二六七)の一部改正(昭四一―法七七)……六一〇
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五―法二五六)の一部改正(昭四一―法一二二)……八三七
△企業合理化促進法(昭二七―法三五)の一部改正(昭四一―法一二二)……八三七
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭三七―法一三五)の一部改正(昭四一―法五)……三七
△気象業務法(昭二七―法一六五)の一部改正(昭四一―法一一二)……八三
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九―法一四二)の一部改正(昭四一―法七七)……六八九
△検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・一二・二七・法一五一)……三三
○繭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭四一・一・一三・法二)……五二
△繭糸価格安定法(昭二六―法三一〇)の一部改正(昭四一―法三)……六二
△揮発油税法(昭三二―法五五)の一部改正(昭四一―法三九)……四二八
△機械類賦払信用保険特別会計法(昭三六―法一五七)の一部改正(昭四一―法一七)……五二九
△九州横断自動車道建設法(昭四〇―法九二)廃止(昭四一―法一〇七)……七三
△国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭二二―法一九四)の一部改正(昭四一―法一一)……七九
△国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭三二―法一一五)の一部改正(昭四一―法九八)……六九〇

(く)

(け)

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一七)……八〇
○健康保険法等の一部を改正する法律(昭四一・四・二八・法六三)……五六八

正する法律（昭四一・三・三一・法二一）……六四
○国立養護教諭養成所設置法の一部を改正
する法律（昭四一・三・三一・法二二）……六六
△国立養護教諭養成所設置法（昭四〇―
法一六）の一部改正（昭四一―法四八）……六八
○交通安全施設等整備事業に関する緊急措
置法（昭四一・四・一一・法四五）……七三
○国立学校設置法の一部を改正する法律
（昭四一・四・五・法四八）……七七
○国民金融公庫法の一部を改正する法律
（昭四一・四・一八・法五二）……七〇
○国有資産等所在市町村交付金及び納付金
に関する法律の一部を改正する法律（昭
四一・四・一八・法五九）……七八
△国有資産等所在市町村交付金及び納付
金に関する法律（昭三一―法八二）の一
部改正（昭四一―法四〇）……七四
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一
部を改正する法律（昭四一・四・一八・
法六二）……七七
△交付税及び譲与税配付金特別会計法
（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭四
〇―法一五六）……四二
△交付税及び譲与税配付金特別会計法
（昭二九―法一〇三）の一部改正（昭四
一―法四）……六
○国家公務員災害補償法の一部を改正する
法律（昭四一・五・九・法六七）……五二
△国家公務員災害補償法等の一部を改正

△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……八
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法五〇）……五〇
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法九八）……六九
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇〇）……七一
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇二）……七四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇七）……七三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……七六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一三）……七九
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法七七）……六一〇
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法一一二）……七九
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部改正（昭四一―法四二）……五七
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部を改正する法律（昭四一・七・一・法
一一二）……七〇
○計量法の一部を改正する法律（昭四一・
七・一・法一一二）……七〇

△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……八
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法五〇）……五〇
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法九八）……六九
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇〇）……七一
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇二）……七四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇七）……七三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……七六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一三）……七九
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法七七）……六一〇
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法一一二）……七九
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部改正（昭四一―法四二）……五七
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部を改正する法律（昭四一・七・一・法
一一二）……七〇
○計量法の一部を改正する法律（昭四一・
七・一・法一一二）……七〇

△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……五
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……八
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法五〇）……五〇
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法九八）……六九
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇〇）……七一
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇二）……七四
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一〇七）……七三
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一〇）……七六
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一
部改正（昭四一―法一一三）……七九
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法七七）……六一〇
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一
部改正（昭四一―法一一二）……七九
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部改正（昭四一―法四二）……五七
△計量法施行法（昭二六―法一〇八）の一
部を改正する法律（昭四一・七・一・法
一一二）……七〇
○計量法の一部を改正する法律（昭四一・
七・一・法一一二）……七〇

△公認会計士法の一部を改正する法律（昭
四一・六・二三・法八五）……六〇
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一
部改正（昭四一―法八五）……六七
○港湾運送事業法の一部を改正する法律
（昭四一・六・一五・法八四）……六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律
（昭四一・六・六・法七九）……六三
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭
一・六・一・法七七）……六三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部
改正（昭四一―法八九）……六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律
（昭四一・六・六・法七九）……六三
○港湾運送事業法の一部を改正する法律
（昭四一・六・一五・法八四）……六六
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭
四一・六・二三・法八五）……六〇
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一
部改正（昭四一―法八五）……六七

△国家公務員災害補償法の一部を改正する
法律（昭四一・七・一・法六七）……六二
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律（昭二五―法一七九）の一部
改正（昭四一―法七七）……六二
△更生緊急保護法（昭二五―法一〇三）の
一部改正（昭四一―法九八）……六八
△国土総合開発法（昭二五―法一〇五）の
一部改正（昭四一―法一〇二）……七三
△小型自動車競走法（昭二五―法一〇八）
の一部改正（昭四一―法九八）……六九
△公営住宅法（昭二六―法一九三）の一部
改正（昭四一―法一〇〇）……七〇
△国会法（昭二二―法七九）の一部改正
（昭四一―法八九）……六八
△国家公務員法（昭二二―法一二〇）の一
部改正（昭四一―法八九）……六八
△工業技術院設置法（昭二三―法一〇七）
の一部改正（昭四一―法九八）……六四
△工業技術院設置法（昭二三―法一〇七）
の一部改正（昭四一―法一二二）……六三
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法
二五七）の一部改正（昭四一―法八）……七
△公判前の証人等に対する旅費、日当、
宿泊料等支給法（昭二四―法五七）の一
部改正（昭四一―法一一二）……六九
△国家公務員宿舎法（昭二四―法一一七）
の一部改正（昭四一―法八九）……六六
△国家公務員の寒冷地手当に関する法律
（昭二四―法一〇〇）の一部改正（昭四
〇―法一四七）……一四
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律（昭二五―法一七九）の一部
改正（昭四一―法七七）……六二
△更生緊急保護法（昭二五―法一〇三）の
一部改正（昭四一―法九八）……六八
△国土総合開発法（昭二五―法一〇五）の
一部改正（昭四一―法一〇二）……七三
△小型自動車競走法（昭二五―法一〇八）
の一部改正（昭四一―法九八）……六九
△公営住宅法（昭二六―法一九三）の一部
改正（昭四一―法一〇〇）……七〇

△国家公務員災害補償法の一部を改正する
法律（昭四一・七・一・法六七）……六二
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一
部改正（昭四一―法八五）……六七
△公認会計士法の一部を改正する法律（昭
四一・六・二三・法八五）……六〇
○港湾運送事業法の一部を改正する法律
（昭四一・六・一五・法八四）……六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律
（昭四一・六・六・法七九）……六三
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭
一・六・一・法七七）……六三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部
改正（昭四一―法八九）……六六
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭
四一・五・一六・法七二）……五九
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法九八）……六一
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一〇二）……六四
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一〇九）……六四
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一一五）……六〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一一八）……六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一三二）……六七
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭四
一・六・一・法七七）……六三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部
改正（昭四一―法八九）……六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律
（昭四一・六・六・法七九）……六三

○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭
四一・五・一六・法七二）……五九
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法九八）……六一
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一〇二）……六四
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一〇九）……六四
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一一五）……六〇
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一一八）……六七
△厚生省設置法（昭二四―法一五二）の一
部改正（昭四一―法一三二）……六七
○公職選挙法の一部を改正する法律（昭四
一・六・一・法七七）……六三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部
改正（昭四一―法八九）……六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律
（昭四一・六・六・法七九）……六三
○港湾運送事業法の一部を改正する法律
（昭四一・六・一五・法八四）……六六
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭
四一・六・二三・法八五）……六〇
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一
部改正（昭四一―法八五）……六七

△公害防止事業団法（昭四五―法九一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法九〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一〇九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一一二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一二六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一三九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一四九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一五九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一六九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一七九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一八九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法一九九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二〇九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二一九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二二九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二三九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二四九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二五九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二六九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二七九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二八九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法二九九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三〇九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三一九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三二九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三三九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三四九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三五九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三六九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三七九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三八九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法三九九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四〇九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四一九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四二九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四三九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四七）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四八）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四四九）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五〇）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五一）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五二）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五三）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五四）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五五）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五六）……七
△公害防止事業団法の一部を改正する法律
（昭四六―法四五七）……七

△高圧ガス取締法(昭二六—法二〇四)の一部改正(昭四一—法五五)……五三四
△国有林野法(昭二六—法二四六)の一部改正(昭四一—法四一)……五一七
△航空法(昭二七—法二三一)の一部改正(昭四一—法七五)……六〇二
△国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭二八—法五二)の一部改正(昭四一—法一五)……七六
△公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭二八—法二四八)の一部改正(昭四一—法四一)……五一七
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭四一—法六七)……五七九
△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九—法一一七)の一部改正(昭四一—法六三)……五六二
△公共企業体職員等共済組合法(昭三一—法一三四)の一部改正(昭四一—法一二四)……八九一
△工業用水法(昭三一—法一四六)の一部改正(昭四一—法九八)……六九五
△公立養護学校整備特別措置法(昭三一—法一五二)の一部改正(昭四一—法四一)……五一八
△高速自動車国道法(昭三二—法七九)の一部改正(昭四一—法一〇七)……七三三
△国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭三二—法一二八)の一部改正(昭四一—法一五)……七六
△国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭三九—法一七八)の一部改正(昭四一—法一五)……七七
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭三二—法一二九)廃止(昭四一—法一五)……七七
△国会議員互助年金法(昭三三—法七〇)の一部改正(昭四一—法一五)……七七
△国会議員互助年金法(昭三三—法七〇)の一部改正(昭四一—法六七)……五八〇
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭四一—法六七)……五八〇
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭四一—法一二二)……八三九
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭四一—法一二二)……八三六
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭四一—法一二三)……八五〇
△工場立地の調査等に関する法律(昭三四—法二四)の一部改正(昭四一—法九八)……六九五
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四三
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四一—法三九)……四四六
△国税徴収法(昭三四—法一四七)の一部改正(昭四一—法一一二)……七六九
△後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭三六—法一一二)の一部改正(昭四一—法六一)……五五六
△雇用促進事業団法(昭三六—法一一六)の一部改正(昭四一—法一三二)……八九八
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四三
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四一—法三一)……一五一
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四一—法三二)……一九九
△国税通則法(昭三七—法六六)の一部改正(昭四一—法三九)……四四五

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・一二・二七・法一五〇)……二
○裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二三)……八七
△裁判所法(昭二二—法五九)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六五
△裁判所職員定員法(昭二六—法五三)の一部改正(昭四一—法二三)……八七
△裁判所職員定員法(昭二六—法五三)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・四・一三・法四九)……五二八
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二—法一七五)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四一
○最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭四一・四・一八・法五二)……五三一
○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律(昭四一・四・二六・法五七)……五三六
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三八—法七三)の一部改正(昭四一—法五八)……五四七
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭三九—法八〇)の一部改正(昭四一—法五八)……五四七
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇—法五五)の一部改正(昭四一—法五八)……五四七
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・四・二六・法五八)……五三七
○産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・六・三〇・法九五)……六八五
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律(昭四一・六・三〇・法九六)……六八五

△蚕糸業法(昭二〇—法五七)の一部改正(昭四一—法九八)……六九二
△最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二—法一三六)の一部改正(昭四一—法七七)……六一〇
△裁判官弾劾法(昭二二—法一三七)の一部改正(昭四一—法一五)……七七
△財政法第三条の特例に関する法律(昭二三—法二七)の一部改正(昭四一—法八)……七二
△在外公館等借入金整理準備審査会法(昭二四—法一七三)の一部改正(昭四一—法九八)
　改題—「在外公館等借入金の確認に関する法律」……六八九
△採石法(昭二五—法二九一)の一部改正(昭四一—法九三)……六八三
△産業教育振興法(昭二六—法二二八)の一部改正(昭四一—法九八)……六九〇
△在外公館等借入金の返済の実施に関する法律(昭二七—法四四)の一部改正(昭四一—法九八)……六八九
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八—法六三)の一部改正(昭四一—法二六)……九二
△砂糖消費税法(昭三〇—法三八)の一部改正(昭四一—法三九)……四三四
△砂糖の価格安定等に関する法律(昭四〇—法一〇九)の一部改正(昭四一—法三九)……四四七

（し）

○昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭四〇・一二・二九・法一五四)……二八
○昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭四一・一・一九・法四)……六五
△昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭四一—法四)の一部改正(昭四一—法六二)……五五七
○昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭四一・二・一六・法五)……六七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二五)……八八
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二—法五四)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九

備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭四一・七・一一・法一一四)……八四
○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四一・七・四・法一一七)……八二
○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一一二)……八五
○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一一四)……八五
○児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭四一・七・一五・法一一七)……八七
△児童扶養手当法(昭三六・法一三八)の一部改正(昭四一・法六七)……五三
△児童扶養手当法(昭三六・法一三八)の一部改正(昭四一・法一一一)……七〇
○重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律(昭四一・七・一五・法一一八)……八七
△重度精神薄弱児扶養手当法(昭三九・法一一四)の一部改正(昭四一・法六

一法六八)の一部改正(昭四一・法一一三)……八四
△首都圏整備法(昭三一・法八三)の一部改正(昭四一・法一〇一)……七七
△私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭三一・法一八)の一部改正(昭四一・法九八)……六〇
△首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭三三・法九八)の一部改正(昭四一・法一〇一)……七七
△職業訓練法(昭三三・法一三三)の一部改正(昭四一・法一三三)……八七
△昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策に関する特別措置法(昭三五・法一一〇)の一部改正(昭四一・法九八)……六六
△身体障害者雇用促進法(昭三五・法一二三)の一部改正(昭四一・法一三三)……八六
△商業登記法(昭三八・法一二五)の一部改正(昭四一・法八三)……八三
△自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭三九・法一〇一)の一部改正(昭四一・法三九)……四七
○住宅地造成に関する法律(昭三九・法一六〇)の一部改正(昭四一・法一一一)……七二
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と

△執達吏規則(明三一・法五一)廃止(昭四一・法一一一)……七四
△執達吏手数料規則(明三一・法五二)廃止(昭四一・法一一一)……七四
△商法施行法(明三三・法四九)の一部改正(昭四一・法一一一)……七六
△証券を以てする債入称付に関する法律(大五・法一〇一)の一部改正(昭四一・法三九)……四七
△借家法(大一〇・法五〇)の一部改正(昭四一・法九三)……六三
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二・法一三八)の一部改正(昭四一・法七一)……五四
△職業安定法(昭二二・法一四一)の一部改正(昭四一・法一三三)……八五
△証券取引法(昭二三・法二五)の一部改正(昭四一・法八五)……五九
△自転車競技法(昭二三・法二〇九)の一部改正(昭四一・法一〇三)……七三
△死体解剖保存法(昭二四・法二〇四)の一部改正(昭四一・法九八)……六二
△資産再評価法(昭二五・法一一〇)の一部改正(昭四一・法九八)……六九
△資金運用部資金法(昭二六・法一〇〇)

スウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四〇—法九)の一部改正(昭四一—法四〇)……五一五
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四〇—法一二一)の一部改正(昭四一—法四〇)……五一六

(す)

△スポーツ振興法(昭三六—法一四一)の一部改正(昭四一—法八六)……六五一

(せ)

○石油ガス税法(昭四〇・一二・二九・法一五六)……三一
△石油ガス税法(昭四〇—法一五六)の一部改正(昭四一—法三九)……四四〇
○石油ガス譲与税法(昭四〇・一二・二九・法一五七)……四三
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・五・七・法六六)……五七〇
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四一・七・一・法一〇八)……七三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭三六—法一三四)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三六
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭三九—法一五九)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三七
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭四〇—法九九)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三八
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭四一・七・一・法一〇九)……七四四
○製菓衛生師法(昭四一・七・四・法一一五)(衆法)……八〇七
○性病予防法の一部を改正する法律(昭四一・七・二六・法一三四)……九〇七

△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭四一—法六三)……五五九
△船員保険法(昭一四—法七三)の一部改正(昭四一—法六七)……五七八
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭二六—法六六)の一部改正(昭四一—法九八)……六九二
△船舶職員法(昭二六—法一四九)の一部改正(昭四一—法九八)……六九六
△税理士法(昭二六—法二三七)の一部改正(昭四一—法八五)……六四九
△青少年問題協議会設置法(昭二八—法八三)の一部改正(昭四一—法一六)……七九
改題—「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」
△接収貴金属等の処理に関する法律(昭三四—法一三五)の一部改正(昭四一—法九八)……六九〇
△戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭三八—法六一)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三七
△戦傷病者特別援護法(昭三八—法一六八)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三七
△戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭四〇—法一〇〇)の一部改正(昭四一—法一〇八)……七三八

(そ)

○総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一六)……七八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一)……五二
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法八六)……六五一

△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法九八)……六八八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一〇二)……七一三
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一〇七)……七三一
○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二四)……八七
△訴訟費用等臨時措置法(昭一九—法二二)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六八
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二四—法五五)の一部改正(昭四一—法二四)……八七
改題—「訴訟費用臨時措置法」
○相続税法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法三三)……一九九
△相続税法(昭二五—法七三)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四一
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法三五)……二一三
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法三)……六四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法二六)……九四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法二七)……九八
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法三九)……四四四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法六九)……五八四
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法九四)……六八五
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法一一〇)……七六〇
△租税特別措置法(昭三二—法二六)の一部改正(昭四一—法一二六)……八七三

△装蹄師法(昭一五—法八九)の一部改正(昭四一—法九八)……六九二

(た)

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一九)……八二
△炭鉱離職者臨時措置法(昭三四—法一九九)の一部改正(昭四一—法一三二)……八九七

△建物保護に関する法律(明四二—法四〇)の一部改正(昭四一—法九三)……六八三
△たばこ専売法(昭二四—法一一一)の一部改正(昭四一—法四一)……五一七
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五—法六二)の一部改正(昭四一—法七四)……六〇〇
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭三二—法九四)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九

(ち)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四〇・一二・二八・法一五二)……二三
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭四一—法二七)……九八
△中小企業信用保険法(昭二五—法二六四)の一部改正(昭四一—法九四)……六八五
△中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四〇—法五三)の一部改正(昭四〇—法一五二)……二三
○中小企業信用保険臨時措置法(昭四〇・一二・二八・法一五三)……二四
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二七)……九四
改題—「中小企業近代化資金等助成法」
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二八)……九九
○地方税法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法四〇)……四五一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改

正(昭四一―法三)……六四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法八)……七二
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一法二六)……九四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法二七)……九八
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法四〇)……四八七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法四四)……五二〇
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法五九)……五四九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法七〇)……五八五
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法七一)……五九四
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法八五)……六四九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法八八)……六五七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一〇三)……七二三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一一一)……七六九
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一一二)……八〇二
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一二六)……八七三
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一三一)……八八七
△地方税法(昭二五―法二二六)の一部改正(昭四一―法一三三)……九〇六
△地方税法の一部を改正する法律(昭四一―法四〇)の一部改正(昭四一―法五九)……五四九
○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律(昭四一・四・一・法四三)……五一九
○地方交付税法の一部を改正する法律(昭四一・四・二八・法六〇)……五五〇
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭四〇―法一五七)……四五
△地方交付税法(昭二五―法二一一)の一部改正(昭四一―法四〇)……五一四
○地震保険に関する法律(昭四一・五・一八・法七三)……五九六
○地震再保険特別会計法(昭四一・五・一八・法七四)……五九八
○中部圏開発整備法(昭四一・七・一・法一〇二)(衆法)……七〇八
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・七・四・法一一六)(衆法)……八〇九
△駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭三三―法一五八)の一部改正(昭四一―法一三二)……八九七
○地方公営企業法の一部を改正する法律(昭四一・七・五・法一二〇)……八三〇
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一二二)……八四〇
△地方公務員等共済組合法(昭三七―法一五二)の一部改正(昭四一―法六七)……五八二
○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・七・一八・法一三〇)……八八一
△畜産物の価格安定等に関する法律(昭三六―法一八三)の一部改正(昭四一―法九八)……六九三
△地代家賃統制令(昭二一―勅四四三)の一部改正(昭四一―法四一)……五一七
△地方自治法(昭二二―法六七)の一部改正(昭四一―法七七)……六一〇
△中小企業庁設置法(昭二三―法八三)の一部改正(昭四一―法二七)……九八
△中小企業庁設置法(昭二三―法八三)の一部改正(昭四一―法九七)……六八七
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭四一―法六一)……五五六
△地方財政法(昭二三―法一〇九)の一部改正(昭四一―法一二〇)……八三〇
△地方公務員法(昭二五―法二六一)の一部改正(昭四一―法一二八)……八七八
△地方公営企業労働関係法(昭二七―法

二八九)の一部改正(昭四一―法一二〇)……八三〇
△中小企業金融公庫法(昭二八―法一三八)の一部改正(昭四一―法八)……七二
△中小企業金融公庫法(昭二八―法一三八)の一部改正(昭四一―法四三)……五一九
△地方道路税法(昭三〇―法一〇四)の一部改正(昭四一―法三九)……四四〇
△地方道路譲与税法(昭三〇―法一一三)の一部改正(昭四〇―法一五七)……四六
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四一―法三)……六四
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四一―法一二〇)……八三〇
△地方財政再建促進特別措置法(昭三〇―法一九五)の一部改正(昭四一―法一三一)……八八七
△地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭三七―法一五三)の一部改正(昭四一―法一二三)……八四三
△中小企業高度化資金融通特別会計法(昭三八―法七二)の一部改正(昭四一―法二七)……九九
△中国横断自動車道建設法(昭四〇―法一三二)廃止(昭四一―法一〇七)……七三一

(つ)

○通行税法の一部を改正する法律(昭四一・三・四・法七)……七一
○通商産業省設置法の一部を改正する法律(昭四一・四・二五・法五五)……五三四
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭四一―法九五)……六八五
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭四一―法九八)……六九四
△通商産業省設置法(昭二七―法二七五)の一部改正(昭四一―法一一二)……八〇二
△通算年金通則法(昭三六―法一八一)の一部改正(昭四一―法一一一)……七七〇
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭三六―法一八二)の一部改正(昭四一―法八二)……六二八

(て)

△鉄道抵当法(明三八―法五三)の一部改正(昭四一―法一一一)……七六九
△電気測定法(明四三―法二六)廃止(昭四一―法一一二)……七九八
△抵当証券法(昭六―法一五)の一部改正(昭四一―法一一一)……七六九
△天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭三〇―法一三六)の一部改正(昭四一―法四一)……五一八

(と)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四〇・一二・二七・法一四八)……一五
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四―法二五二)の一部改正(昭四一―法八九)……六五八
○都市開発資金の貸付けに関する法律(昭四一・三・三一・法二〇)……八二
○土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律(昭四一・三・三一・法四一)……五一七
○都市開発資金融通特別会計法(昭四一・四・一八・法五〇)……五二九
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・六・三・法七八)(衆法)……六一三
○道路交通事業抵当法の一部を改正する法律(昭四一・七・四・法一一八)……八一四

△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法三)……六四
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法二六)……九三
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法四一)……五一七
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法七一)……五九四
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法八五)……六四九
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法八八)……六五七
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法一〇三)……七二三
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法一二六)……八七三
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法一三一)……八八七
△登録税法(明二九—法二七)の一部改正(昭四一—法一三三)……九〇六
△都市計画法(大八—法三六)の一部改正(昭四一—法一)……五二
△都市計画法(大八—法三六)の一部改正(昭四一—法一〇一)……七〇七
△都市計画法(大八—法三六)の一部改正(昭四一—法一一〇)……七六〇
△土地家屋調査士法(昭二五—法二二八)の一部改正(昭四一—法九八)……六八八
△土地調整委員会設置法(昭二五—法二九二)の一部改正(昭四一—法一〇二)……七〇七
△土地収用法(昭二六—法二一九)の一部改正(昭四一—法一三二)……八九七
△道路法(昭二七—法一八〇)の一部改正(昭四一—法一〇七)……七三一
△道路整備特別措置法(昭三一—法七)の一部改正(昭四一—法一〇七)……七三一
△とん税法(昭三二—法三七)の一部改正(昭四一—法三六)……二五〇
△特別とん税法(昭三二—法三八)の一部改正(昭四一—法三六)……二五一
△トランプ類税法(昭三二—法一七三)の一部改正(昭四一—法三九)……四四二
△道路整備緊急措置法(昭三三—法三四)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四三
△道路整備特別会計法(昭三三—法三五)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四三
△道路整備特別会計法(昭三三—法三五)の一部改正(昭四一—法四五)……五二三
△特許法(昭三四—法一二一)の一部改正(昭四一—法九八)……六九五
△特許法(昭三四—法一二一)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九
△東海道幹線自動車国道建設法(昭三五—法一二九)廃止(昭四一—法一〇七)……七三一
△東海北陸自動車道建設法(昭三九—法一三一)廃止(昭四一—法一〇七)……七三一
△特別児童扶養手当法(昭三九—法一三四)の一部改正(昭四一—法一一一)……七七〇

（な）

○内閣法の一部を改正する法律(昭四一・六・二八・法八九)……六五八
△内航海運業法(昭二七—法一五一)の一部改正(昭四一—法八四)……六四〇
△南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法(昭三二—法一一二)廃止(昭四一—法九八)……六八九
△内航海運組合法(昭三二—法一六二)の一部改正(昭四一—法八四)……六四〇

（に）

○日本蚕糸事業団法(昭四一・一・一三・法三)……五三
○日本開発銀行法の一部を改正する法律(昭四一・三・三〇・法一四)……七五
○日本住宅公団法の一部を改正する法律(昭四一・四・一・法四四)……五三〇
△日本住宅公団法(昭三〇—法五三)の一部改正(昭四一—法一一〇)……七六〇
○日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭四一・七・一・法一〇五)……七二七
○日本勤労者住宅協会法(昭四一・七・二五・法一三三)(衆法)……八九九
△日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭二六—法二一二)の一部改正(昭四一—法八三)……六三五
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一一)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一一)の一部改正(昭四一—法三九)……四四六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一二)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一二)の一部改正(昭四一—法三九)……四四六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭二七—法一二一)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九
△入場税法(昭二九—法九六)の一部改正(昭四一—法八八)……六五七
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一一二)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四二
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一一二)の一部改正(昭四一—法三九)……四四七
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二九—法一四九)の一部改正(昭四〇—法一五六)……四二
△日本蚕繭事業団法(昭三四—法一〇四)廃止(昭四一—法三)……六三
△日本電気計器検定所法(昭三九—法一五〇)の一部改正(昭四一—法一一二)……八〇三

（の）

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭四〇・一二・二九・法一五五)……三一
○農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・三・三〇・法一二)……七四
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭四一・五・九・法六八)(衆法)……五八三
△農林漁業金融公庫法(昭二七—法三五五)の一部改正(昭四一—法八)……七二
○農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭四一・五・九・法六九)(衆法)……五八四
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭四一・五・一二・法七〇)……五八五
△農業近代化資金助成法(昭三六—法二〇二)の一部改正(昭四一—法七一)……五九四
○農業信用基金協会法の一部を改正する法律(昭四一・五・一二・法七一)……五八六
改題—「農業信用保証保険法」

（ふ）

○醋切道改良促進法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三〇）……101
○物品税法の一部を改正する法律（昭四一・三一・法三四）……三〇三
△物品税法（昭三七一法四八）の一部改正（昭四一一法三九）……四三六
○風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九二）（衆法）……六五

△不動産登記法（明三二一法二四）の一部改正（昭四一一法九三）……六三

（く）

△弁理士法（大一〇一法一〇〇）の一部改正（昭四一一法九八）……六四
△弁護士法（昭二四一法二〇五）の一部改正（昭四一一法八九）……六五

（こ）

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四九）……一五

（さ）

△農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・六・一三・法八二）……六四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法七一）……五四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法二三）……六五
△農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三九一法二二）の一（昭四一一法八二）……六六
○改正災害補償法の一部を改正する法律（昭四一・七・九・法一二五）……六三
○農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭四一・七・一六・法一三六）（衆法）……九二

△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法七二）……五四
△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七三
△農業共済再保険特別会計法（昭一九一法一一二）の一部改正（昭四一一法一二五）……六三
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法一一）……五六
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法七〇）……五五
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法七一）……五四
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法九八）……六二
△農業委員会等に関する法律（昭二六一法八八）の一部改正（昭四一一法四二）……五七
△農業委員会等に関する法律（昭二六一法八八）の一部改正（昭四一一法七七）……六二
△農地法（昭二七一法二二九）の一部改正（昭四一一法四二）……五七
△農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八一法一九〇）の一部改正（昭四一一法九八）……六三
△農地管理事業団法（昭四一一法　）の一部改正（昭四一一法四〇）……五六

（し）

△破産法（大一一一法七一）の一部改正（昭四一一法一一二）……六六
△畑地農業改良促進法（昭二八一法二〇五）の一部改正（昭四一一法九八）……六三

（ひ）

△非訟事件手続法（明三一一法一四）の一部改正（昭四一一法八三）……六四

（ふ）

△不動産登記法（明三二一法二四）の一部改正（昭四一一法九三）……六三

（へ）

△弁理士法（大一〇一法一〇〇）の一部改正（昭四一一法九八）……六四
△弁護士法（昭二四一法二〇五）の一部改正（昭四一一法八九）……六五

（ほ）

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四九）……一五

（み）

△民事訴訟法（明二三一法二九）の一部改正（昭四一一法一一二）……六六
△民事訴訟費用法（明二三一法六四）の一部改正（昭四一一法一一二）……六六
△民法（明二九一法八九）の一部改正（昭四一一法一一二）……六六
△水先法（昭二四一法一一二）の一部改正（昭四一一法九八）……六六
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八一法一六一）の一部改正（昭四一一法一一二）……六六
△防火地域内借地権処理法（昭二一法四〇）廃止（昭四一一法九三）……六三
△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法七二）……五四
△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七三
△農業共済再保険特別会計法（昭一九一法一一二）の一部改正（昭四一一法一二五）……六三
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法三）……五六
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法七〇）……五五
△農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・六・一三・法八二）……六四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法七一）……五四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法二三）……六五
△農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三九一法二二）の一（昭四一一法八二）……六六
○改正災害補償法の一部を改正する法律（昭四一・七・九・法一二五）……六三
○農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭四一・七・一六・法一三六）（衆法）……九二

（ま）

△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法七二）……五四
△農林中央金庫法（大一二一法四二）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七三
△農業共済再保険特別会計法（昭一九一法一一二）の一部改正（昭四一一法一二五）……六三
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法三）……五六
△農林省設置法（昭二四一法一五三）の一部改正（昭四一一法七〇）……五五
△農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・六・一三・法八二）……六四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法七一）……五四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三一法九九）の一部改正（昭四一一法二三）……六五
△農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三九一法二二）の一（昭四一一法八二）……六六
○改正災害補償法の一部を改正する法律（昭四一・七・九・法一二五）……六三
○農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭四一・七・一六・法一三六）（衆法）……九二

（や）

○野菜生産出荷安定法（昭四一・七・一・法一〇三）……七三

（ゆ）

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律

（よ）

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八一法二五六）の一部改正（昭四一一法一一）……五九
△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭四一一法九八）……六〇
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・五・法四七）……五五

（ら）

△水資源開発促進法（昭三六一法二一七）の一部改正（昭四一一法一〇二）……七三
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八二）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一一三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七二）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八八）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三〇・法一三）……七五
○法人税法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三二）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法三三）……六四
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八八）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
○防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一・七・二六・法一三五）……九六

（わ）

△防衛庁職員給与法（昭二七一法三六六）の一部改正（昭四一・六・一三・法一四九）……一六
△防衛庁職員給与法（昭二七一法三六六）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三〇・法一三）……七五
○法人税法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三二）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七二）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
○防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一・七・二六・法一三五）……九六

（ゆ）

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律

（よ）

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八一法二五六）の一部改正（昭四一一法一一）……五九
△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭四一一法九八）……六〇
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・五・法四七）……五五

（ら）

△水資源開発促進法（昭三六一法二一七）の一部改正（昭四一一法一〇二）……七三
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八二）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一一三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七二）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四一・六・一三・法一四九）……一六
△防衛庁職員給与法（昭二七一法三六六）の一部改正（昭四一・六・一三・法八二）……六四
△防衛庁職員給与法（昭二七一法三六六）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三〇・法一三）……七五
○法人税法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三二）……五九
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七一）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法七二）……五五
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八三）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法八五）……六〇
△法人税法（昭四〇一法三四）の一部改正（昭四一一法一〇三）……七四
○防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一・七・二六・法一三五）……九六

（昭四一・三・二五・法八）……七一
改題―「郵便振替法」
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・三・二五・法九）……七三
○郵便法の一部を改正する法律（昭四一・六・八・法八一）……六三〇
△郵便法（昭二二―法一六五）の一部改正（昭四一―法八）……七三
△郵便法の一部を改正する法律（昭三六―法九三）の一部改正（昭四一―法八一）……六三四

△有限会社法（昭一三―法七四）の一部改正（昭四一―法八三）……六三四
△郵便貯金法（昭二二―法一四四）の一部改正（昭四一―法八）……七二
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭四一―法八）……七二
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭四一―法八）……七二
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭四一―法八）……七二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭三〇―法三七）の一部改正（昭四〇―法一五六）……四二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭三〇―法三七）の一部改正（昭四一―法三九）……四二四

（よ）

△養鶏振興法（昭三五―法四九）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
（ら）
△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三

（り）

○流通業務市街地の整備に関する法律（昭四一・七・一・法一一〇）……七四七

△罹災都市借地借家臨時処理法（昭二一―法一三）の一部改正（昭四一―法九三）……六八三
△理科教育振興法（昭二八―法一八六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九〇

（ろ）

○労働組合法の一部を改正する法律（昭四一・四・三〇・法六四）……五六八
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭四一・六・二七・法八七）……六五二
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法五六）……五三五
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法一一六）……八二
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九七

△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭二二―法一六七）の一部改正（昭四一―法六七）……五七九
△老人福祉法（昭三八―法一三三）の一部改正（昭四一―法八六）……六五一

部門別索引

（注）一、第五十一回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、〇印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭四一―法八九）とあるのは、昭和四十一年法律第八十九号（内閣法の一部を改正する法律）によつて、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭四一・六・一・法七七）……六〇三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭四一―法八九）……六五九

△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭四一―法七七）……六一〇
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭四一―法七七）……六一二
△国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭二二―法一一五）……七六
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭四一―法一五）……七六
△国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭三九―法一七八）の一部改正（昭四一―法一五）……七七
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三二―法一二九）廃止（昭四一―法一五）……七七
△国会議員互助年金法（昭三三―法七〇）の一部改正（昭四一―法一五）……七七
△国会議員互助年金法（昭三三―法七〇）の一部改正（昭四一―法六七）……五八〇

第二　国　会

△国会法（昭二二―法七九）の一部改正（昭四一―法八九）……六五八
△議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭二二―法八二）の一部改正（昭四一―法一五）……七七
△裁判官弾劾法（昭二二―法一三七）の一部改正（昭四一―法一五）……七七
△国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭二八―法五二）の一部改正（昭四一―法一五）……七六

第三　行政一般

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四七）……一
△一般職の職員の給与に関する法律（昭二五―法九五）の一部改正（昭四〇―法一四七）……二
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四八）……一五
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭四一―法八九）……六五八

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三〇・法一一)……七四
△科学技術庁設置法(昭三一—法四九)の一部改正(昭四一—法九八)……六八八
○総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一六)……七八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一)……五二
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法八六)……六五一
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法九八)……六八八
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一〇二)……七一三
△総理府設置法(昭二四—法一二七)の一部改正(昭四一—法一〇七)……七三一
△青少年問題協議会設置法(昭二八—法八三)の一部改正(昭四一—法一六)……七九
改題—「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法」
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一七)……八〇
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法一八)……八〇
○国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭四一・五・九・法六七)……五七二
△国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭三五—法九九)の一部改正(昭四一—法六七)……五八二
△国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭四一—法六七)の一部改正(昭四一—法九二)……六七九
○内閣法の一部を改正する法律(昭四一・六・二八・法八九)……六五八
○審議会等の整理に関する法律(昭四一・六・三〇・法九八)……六八八
○行政相談委員法(昭四一・六・三〇・法九九)……六九七
○恩給法等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一二一)……八三一
△恩給法の一部を改正する法律(昭二八—法一五五)の一部改正(昭四一—法一二一)……八三一
△恩給法等の一部を改正する法律(昭四〇—法八二)の一部改正(昭四一—法一二一)……八三三
○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一二二)……八三五
○昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭四一・七・八・法一二四)……八五〇
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭四一—法八九)……六五八
△労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭二二—法一六七)の一部改正(昭四一—法六七)……五七九
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四一—法三)……六五
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭四一—法九九)……六九八
△国家公務員宿舎法(昭二四—法一一七)の一部改正(昭四一—法八九)……六五八
△国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭二四—法二〇〇)の一部改正(昭四〇—法一四七)……一四
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭四一—法一二二)……八三七
△土地調整委員会設置法(昭二五—法二九二)の一部改正(昭四一—法一〇一)……七〇七
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭四〇—法一五七)……四六
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭四一—法一六)……七九
△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭四一—法一一四)……八〇七

部門別索引

△自治省設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭四一—法一二〇)……八三〇
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭二八—法一五六)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九
△公共企業体職員等共済組合法(昭三一—法一三四)の一部改正(昭四一—法一二四)……八五一
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭三一—法一七七)の一部改正(昭四一—法一二一)……八三三
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭四一—法六七)……五八〇
△国家公務員共済組合法(昭三三—法一二八)の一部改正(昭四一—法一二三)……八三九
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭四一—法一二二)……八三六
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭三三—法一二九)の一部改正(昭四一—法一二三)……八五〇

第四　地方制度

○昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭四〇・一二・二九・法一五四)……二八
○石油ガス譲与税法(昭四〇・一二・二九・法一五七)……四三
○地方税法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法四〇)……四五一
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法三)……六四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法八)……七二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法二六)……九四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法二七)……九八
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法四〇)……四八七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法四四)……五二〇
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法五九)……五四九
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法七〇)……五八五
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法七一)……五九四
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法八五)……六四九
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法八八)……六五七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一〇三)……七二三
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一一一)……七六九
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一一二)……八〇二
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一二六)……八七三
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一三一)……八八七
△地方税法(昭二五—法二二六)の一部改正(昭四一—法一三三)……九〇六
△地方税法の一部を改正する法律(昭四一—法四〇)の一部改正(昭四一—法五九)……五四九
○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・四・二八・法五九)……五四八
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭三一—法八二)の一部改正(昭四一—法四〇)……五一四
○地方交付税法の一部を改正する法律(昭四一・四・二八・法六〇)……五五〇
△地方交付税法(昭二五—法二一一)の一部改正(昭四〇—法一五七)……四五
△地方交付税法(昭二五—法二一一)の一部改正(昭四一—法四〇)……五一四
○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭四一・四・二八・法六一)……五五一
○首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭四一・七・一・法一一四)……八〇四
○地方公営企業法の一部を改正する法律(昭四一・七・五・法一二〇)……八三〇

△軌道事業規則（明一三一法五一）廃止（昭四一一法一一一）……六四
△軌道事業手数料規則（明一三一法五一）廃止（昭四一一法一一一）……六四
△法務省設置法（昭二二一法一九三）の一部改正（昭四一一法五六）……五五
△法務省設置法（昭二二一法一九三）の一部改正（昭四一一法九八）……六六
△検察審査会法（昭二三一法一四七）の一部改正（昭四一一法七七）……六〇
△検察審査会法（昭二三一法一四七）の一部改正（昭四一一法一一一）……六六
△弁護士法（昭二四一法二〇五）の一部改正（昭四一一法八九）……六五

第六　民事法

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法一四）……六七
△訴訟費用等臨時措置法（昭一九一法一）の一部改正（昭四一一法一一一）……六八
改題「訴訟費用等臨時措置法」
△訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭二四一法五五）の一部改正（昭四一一法一四）……六七
○商法の一部を改正する法律（昭四一・六・一四・法八三）……六九
△商法（明三二一法四八）の一部改正（昭四一一法一一一）……六九
○借地法等の一部を改正する法律（昭四一・

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・七・八・法一一三）……六〇
△地方公務員等共済組合法（昭三七一法一五二）の一部改正（昭四一一法六七）……五三
△地方自治法（昭二二一法六七）の一部改正（昭四一一法七七）……六〇
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法六一）……五九
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法一一〇）……六〇
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法一一八）……六六
△地方公務員法（昭二五一法二六一）の一部改正（昭四一一法一一〇）……六〇
△自治大学校設置法（昭二八一法九九）の一部改正（昭四一一法九八）……六六
△地方道路譲与税法（昭三〇一法一一三）の一部改正（昭四〇一法一五七）……六四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一三）……六四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一二〇）……六〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一三一）……六七

△民事訴訟法（明二三一法一九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△民事訴訟費用法（明二三一法六四）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△民法（明二九一法八九）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△民法（明二九一法八九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△非訟事件手続法（明三一一法一四）の一部改正（昭四一一法六三）……六三
△競売法（明三一一法一五）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△不動産登記法（明三二一法一四）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△商法施行法（明三二一法四九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△鉱業道抵当法（明三八一法三三）の一部改正（昭四一一法一一一）……五九
△建物保護に関する法律（明四二一法四〇）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△借家法（大一〇一法五〇）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△破産法（大一一一法七一）の一部改正（昭四一一法一一一）……五九
△民事訴訟法（大一一一法七一）の一部改正（昭四一一法一一三）……六〇
○道路交通事業抵当法の一部を改正する法律（昭四一・七・四・法一一八）……六四

△地方自治法（昭二二一法六七）の一部改正（昭四一一法七七）……六〇
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法六一）……五九
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法一一〇）……六〇
△地方財政法（昭二三一法一〇九）の一部改正（昭四一一法一一八）……六六
△地方公務員法（昭二五一法二六一）の一部改正（昭四一一法一一〇）……六〇
△自治大学校設置法（昭二八一法九九）の一部改正（昭四一一法九八）……六六
△地方道路譲与税法（昭三〇一法一一三）の一部改正（昭四〇一法一五七）……六四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一三）……六四
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一二〇）……六〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇一法一九五）の一部改正（昭四一一法一三一）……六七

△民事訴訟法（明二三一法一九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△民事訴訟費用法（明二三一法六四）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△民法（明二九一法八九）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△民法（明二九一法八九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△非訟事件手続法（明三一一法一四）の一部改正（昭四一一法六三）……六三
△競売法（明三一一法一五）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△不動産登記法（明三二一法一四）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△商法施行法（明三二一法四九）の一部改正（昭四一一法一一一）……五六
△鉱業道抵当法（明三八一法三三）の一部改正（昭四一一法一一一）……五九
△建物保護に関する法律（明四二一法四〇）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△借家法（大一〇一法五〇）の一部改正（昭四一一法九三）……六三
△破産法（大一一一法七一）の一部改正（昭四一一法一一一）……五九

第七　刑事法

△公判前の証人等に対する旅費日当、宿泊料等支給法（昭二四一法五七）の一部改正（昭四一一法一一一）……五九
△更生緊急保護法（昭二五一法一〇三）の一部改正（昭四一一法九八）……六六

第八　警察・消防

○銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律（昭四一・六・七・法八〇）……六五
○風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九二）（衆法）……六五

△警察法（昭二九一法一六二）の一部改正（昭四一一法五八）……五五

第九　教育・文化

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九三）……六六
△公立学校の学期及び休業日に関する臨時措置法（昭二三一法一七八）の一部改正（昭四一一法一一一）……六六
△学校給食法（昭二九一法一六〇）の一部改正（昭四一一法一一一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一一九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一二九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一三九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一四九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一五九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一六九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一七九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一八九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法一九九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二〇九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二一九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二二九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二三九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二四九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二五九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二六九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二七九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二八九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法二九九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三〇九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三一九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三二九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三三九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三四九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三五九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三六九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三七九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三八九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法三九九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四〇九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四一九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四二九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四三九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四四九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五七）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五八）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四五九）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六〇）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六一）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六二）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六三）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六四）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六五）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六六）……六六
△学校教育法（昭二二一法二六）の一部改正（昭四一一法四六七）……六六
△学校教

正する法律（昭四一・三・三一・法一二）……八三
○国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法一三）……八六
△国立養護教諭養成所設置法（昭四〇―法一六）の一部改正（昭四一―法四八）……五二六
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・五・法四七）……五二五
△文部省設置法（昭二四―法一四六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九〇
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・五・法四八）……五二七
○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭四一・四・一八・法五三）……五三三
△義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭三三―法八一）の一部改正（昭四一―法四一）……五二八
○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・六・二五・法八六）……六五一
○国立劇場法（昭四一・六・二七・法八八）……六五三
○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・七・二一・法一一三）……八〇三
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二四五）の一部改正（昭四一―法六七）……五七九
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二四五）の一部改正（昭四一―法一二二）……八三九
△私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六―法一四〇）の一部改正（昭四一―法一一三）……八〇三
△宗教法人法（昭二六―法一二六）の一部改正（昭四一―法四七）……五二六
△産業教育振興法（昭二六―法二二八）の一部改正（昭四一―法九八）……六九〇
△学校図書館法（昭二八―法一八五）の一部改正（昭四一―法九八）……六九〇
△理科教育振興法（昭二八―法一八六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九〇
△公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭二八―法二四八）の一部改正（昭四一―法一一八）……五一七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法一三一）……八八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭四一・六・六・法七九）……六二三
○国民年金法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九二）……六六六
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭四一―法六七）……五六一
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一〇八）……七三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭三六―法一四〇）の一部改正（昭四一―法一一三）……八〇三

第一〇　厚　生

○健康保険法等の一部を改正する法律（昭四一・四・二八・法六三）……五五八
○厚生省設置法の一部を改正する法律（昭四一・五・一六・法七二）……五九五
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法九八）……六九一
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法一〇九）……七四七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法一一五）……八〇九
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法一二八）……八七九
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭四一―法一三一）……八八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭四一・六・六・法七九）……六二三
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭四一―法六七）……五六一
△国民年金法（昭三四―法一四一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一〇八）……七三三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭四一―法一四〇）の一部改正（昭四一―法一一三）……八〇三

△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三九―法一五九）の一部改正（昭四一―法一〇八）……七三七
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭四〇―法九九）の一部改正（昭四一―法一〇八）……七三八
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭四一・七・一・法一〇九）……七四四
○製菓衛生師法（昭四一・七・四・法一一五）（衆法）……八〇七
○児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭四一・七・一五・法一二七）……八七四
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭四一―法六七）……五六三
△児童扶養手当法（昭三六―法二三八）の一部改正（昭四一―法八二）……六二八
○重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律（昭四一・七・一五・法一二八）……八七六
改題―「特別児童扶養手当法」
△重度精神薄弱児扶養手当法（昭三九―法一三四）の一部改正（昭四一―法六七）……五六二
△特別児童扶養手当法（昭三九―法一三四）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
○こどもの国協会法（昭四一・七・二〇・法一三一）……八三
○性病予防法の一部を改正する法律（昭四一・七・二六・法一三四）……九〇七
△死体解剖保存法（昭二四―法二〇四）の一部改正（昭四一―法九八）……六九一
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一）の一部改正（昭四一―法六七）……六九一
△厚生年金保険法（昭二九―法一一五）の一部改正（昭四一―法六七）……六九一
△厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭二九―法一一七）の一部改正（昭四一―法六七）……六九一
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法五六）……五三五
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法一一六）……八一二
△通算年金通則法（昭三六―法一八一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
△通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭三六―法一八二）の一部改正（昭四一―法一一三）……六二八
△戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八―法六一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九七
○雇用対策法（昭四一・七・二一・法一三二）……八九一
△職業安定法（昭二二―法一四一）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九五
△公共企業体等労働関係法（昭二三―法

△炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法一九）……八二
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四―法一九九）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九七
○労働組合法の一部を改正する法律（昭四一・四・三〇・法六四）……五六八
○失業保険法の一部を改正する法律（昭四一・五・二八・法七六）……六〇二
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭四一・六・二七・法八七）……六五三
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法五六）……五三五
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法一一六）……八一二
△通算年金通則法（昭三六―法一八一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七七〇
△労働省設置法（昭二四―法一六二）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九七
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・七・四・法一一一）……八〇九
△駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭三三―法一五八）の一部改正（昭四一―法一三二）……八九七
○雇用対策法（昭四一・七・二一・法一三二）……八九一

第一一　労　働

△国債に関する法律（明三九―法三四）の一部改正（昭四一―法四）……六
△証券を以てする歳入納付に関する法律（大五―法一〇）の一部改正（昭四一―法三）……四七
△財政法第三条の特例に関する法律（昭二三―法二七）の一部改正（昭四一―法八）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法六六）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法七二）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法七三）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法八五）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法九〇）……三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭四一―法九八）……三
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭四四）……三〇〇

△国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭三二―法一一五）の一部改正（昭四一―法九八）……三〇

第一三　租税・専売

○石油ガス税法（昭四〇・一二・二九・法一五六）……三一
△石油ガス税法（昭四〇―法一五六）の一部改正（昭四一―法三九）……四〇
○昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭四一・二六・法五）……一七
○通行税法の一部を改正する法律（昭四一・三・四・法七）……一七
○所得税法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三一）……一〇一
△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法三）……一四
△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法八）……一七
△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法七二）……一五
△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法八五）……一六〇
△所得税法（昭四〇―法三三）の一部改正（昭四一―法八八）……一六

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法三）……一四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法二六）……一五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法四二）……一五七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法七二）……一五四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法八五）……一六〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭四一―法八八）……一六二

○関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭四一・三・三一・法三九）……一四四
○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・四・一三・法四九）……一五六
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭四〇―法一五六）……一四
○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭四一・七・四・法一一七）……一八二

△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭四一―法一〇三)……七三三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭四一―法一二六)……八七三
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭四一―法一三一)……八八七
△登録税法(明二九―法二七)の一部改正(昭四一―法一三三)……九〇六
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法三三)……六四
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法七一)……五九四
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法八八)……六五七
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法九〇)……六六四
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法一三一)……八八七
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法一三二)……八九五
△印紙税法(明三二―法五四)の一部改正(昭四一―法一三三)……九〇六
△たばこ専売法(昭二四―法一一一)の一部改正(昭四一―法四一)……五一七
△資産再評価法(昭二五―法一一〇)の一部改正(昭四一―法九八)……六八九
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭二六―法一四三)の一部改正(昭四一―法八三)……六三五
△税理士法(昭二六―法二三七)の一部改正(昭四一―法八五)……六四九
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七―法一一一)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二七―法一一一)の一部改正(昭四一―法三九)……四四六
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七―法一一二)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四一
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七―法一一二)の一部改正(昭四一―法三九)……四四六
△酒税法(昭二八―法六)の一部改正(昭四一―法三九)……四三二
△入場税法(昭二九―法九六)の一部改正(昭四一―法八八)……六五七
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九―法一一二)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四二
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二九―法一一二)の一部改正(昭四一―法三九)……四四七
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九―法一四二)の一部改正(昭四一―法九八)……六八九
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭二九―法一四九)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇―法三七)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇―法三七)の一部改正(昭四一―法三九)……四二四
△砂糖消費税法(昭三〇―法三八)の一部改正(昭四一―法三九)……四三四

△地方道路税法(昭三〇―法一〇四)の一部改正(昭四一―法三九)……四四〇
△とん税法(昭三二―法三七)の一部改正(昭四一―法三六)……二五〇
△特別とん税法(昭三二―法三八)の一部改正(昭四一―法三六)……二五一
△揮発油税法(昭三二―法五五)の一部改正(昭四一―法三九)……四三八
△トランプ類税法(昭三二―法一七三)の一部改正(昭四一―法三九)……四四二
△国税徴収法(昭三四―法一四七)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四三
△国税徴収法(昭三四―法一四七)の一部改正(昭四一―法三九)……四四六
△国税徴収法(昭三四―法一四七)の一部改正(昭四一―法一一一)……七六九
△国税通則法(昭三七―法六六)の一部改正(昭四〇―法一五六)……四三
△国税通則法(昭三七―法六六)の一部改正(昭四一―法三一)……一五一
△国税通則法(昭三七―法六六)の一部改正(昭四一―法三二)……一九九
△国税通則法(昭三七―法六六)の一部改正(昭四一―法三九)……四四五
△自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭三九―法一〇二)の一部改正(昭四一―法三九)……四四七
△所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四〇―法九)の一部改正(昭四一―法四〇)……五一五
△所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭四〇―法一一)の一部改正(昭四一―法四〇)……五一六

第一四　金　融

○日本開発銀行法の一部を改正する法律(昭四一・三・三〇・法一四)……七五
○住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二六)……八八
△住宅金融公庫法(昭二五―法一五六)の一部改正(昭四一―法八)……七二
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八―法六三)の一部改正(昭四一―法二六)……九二
○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭四一・四・一八・法五一)……五三〇
○地震保険に関する法律(昭四一・五・一八・法七三)……五九六
△保険業法(昭一四―法四一)の一部改正(昭四一―法七三)……五九七
△証券取引法(昭二三―法二五)の一部改正(昭四一―法八五)……六四九
△資金運用部資金法(昭二六―法一〇〇)の一部改正(昭四一―法八)……七三

第一五　産業一般

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四〇・一二・二八・法一五二)……二三
△中小企業信用保険法(昭二五―法二六四)の一部改正(昭四一―法二七)……九八
△中小企業信用保険法(昭二五―法二六四)の一部改正(昭四一―法九四)……六八五
△中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭四〇―法五三)の一部改正(昭四〇―法一五二)……二三
○中小企業信用保険臨時措置法(昭四〇・一二・二八・法一五三)……二四
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二五)……八八
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二―法五四)の一部改正(昭四一―法一一一)……七六九
○中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二七)……九四
改題―「中小企業近代化資金等助成法」
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭四一・三・三一・法二八)……九九

○土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律（昭四一・三・三一・法四一）……五一七
○機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・四・一・法四二）……五一九
改題―「機械類賦払信用保険法」
○中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律（昭四一・四・一・法四三）……五一九
○核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・四・二二・法五四）……五三三
○公認会計士法の一部を改正する法律（昭四一・六・二三・法八五）……六四〇
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭四一―法八五）……六四七
○計量法の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一一二）……七七〇

△弁理士法（大一〇―法一〇〇）の一部改正（昭四一―法九八）……六九四
△地代家賃統制令（昭二一―勅四四三）の一部改正（昭四一―法四一）……五一七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭二二―法一三八）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△計量法施行法（昭二六―法二〇八）の一部改正（昭四一―法四一）……五一七
△計量法施行法（昭二六―法二〇八）の一部改正（昭四一―法一一二）……八〇二
△企業合理化促進法（昭二七―法五）の一部改正（昭四一―法三五）……三三七
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭四一―法八）……七二
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭四一―法四三）……五一九
△放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭三二―法一六七）の一部改正（昭四一―法一一二）……八〇二
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△特許法（昭三四―法一二一）の一部改正（昭四一―法一一一）……七六九
△機械類賦払信用保険特別会計法（昭三六―法一五七）の一部改正（昭四一―法四二）……五一九
△中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八―法七二）の一部改正（昭四一―法二七）……九九

第一六　農林・水産

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭四〇・一二・二九・法一五五）……三
○繭糸価格安定法の一部を改正する法律（昭四一・一・一三・法二）……五二
△繭糸価格安定法（昭二六―法三一〇）の一部改正（昭四一―法三）……六二
△繭糸価格安定法（昭二六―法三一〇）の一部改正（昭四一―法九八）……六九二
○日本蚕糸事業団法（昭四一・一・一三・法三）……五三
○農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・三・三〇・法一二）……七四
○北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・三・三〇・法一三）……七五
○漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭四一・四・五・法四六）……五二三
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭四一・五・九・法六八）（衆法）……五八三
△農林漁業金融公庫法（昭二七―法三五五）の一部改正（昭四一―法八）……七二
○農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭四一・五・九・法六九）（衆法）……五八四
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭四一・五・一二・法七〇）……五八五
△農業近代化資金助成法（昭三六―法二〇二）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
○農業信用基金協会法の一部を改正する法律（昭四一・五・一二・法七一）……五八六
改題―「農業信用保証保険法」
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・六・三・法七八）（衆法）……六一三

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭四一・六・一三・法八二）……六二四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△農林漁業団体職員共済組合法（昭三三―法九九）の一部改正（昭四一―法一二二）……八三九
△農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭三九―法一一二）の一部改正（昭四一―法八二）……六二六
○野菜生産出荷安定法（昭四一・七・一・法一〇三）……七一三
○果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一〇四）……七二四
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭四一・七・九・法一二五）……八五三
○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭四一・七・九・法一二六）……八六三
○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・七・一八・法一三〇）……八八一
△畜産物の価格安定等に関する法律（昭三六―法一八三）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
○農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭四一・七・二六・法一三六）（衆法）……九一一
△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭四一―法一〇三）……七一三
△漁船再保険特別会計法（昭一二―法二四）の一部改正（昭四一―法四六）……五二五
△装蹄師法（昭一五―法八九）の一部改正（昭四一―法九八）……六九二
△農業共済再保険特別会計法（昭一九―法一一）の一部改正（昭四一―法一二五）……八六二
△蚕糸業法（昭二〇―法五七）の一部改正（昭四一―法九八）……六九二
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭四一―法三）……六五
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭四一―法七〇）……五八五
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭四一―法七一）……五九四
△農林省設置法（昭二四―法一五三）の一部改正（昭四一―法九八）……六九一
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭四一―法七七）……六一〇
△家畜改良増殖法（昭二五―法二〇九）の一部改正（昭四一―法九八）……六九二
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六―法六六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九二
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭四一―法四一）……五一七
△国有林野法（昭二六―法二四六）の一部改正（昭四一―法七七）……六一一
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭四一―法四一）……五一七
△糸価安定特別会計法（昭二六―法三一一）の一部改正（昭四一―法三）……六四
△急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭二七―法一三五）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭四一―法四一）……五一七
△湿田単作地域農業改良促進法（昭二七―法三五四）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△飼料需給安定法（昭二七―法三五六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭二八―法一二）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△農林漁業組合連合会整備促進法（昭二八―法一九〇）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△畑地農業改良促進法（昭二八―法二〇五）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三

△酪農振興法（昭二九―法一八二）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭三〇―法一三六）の一部改正（昭四一―法四一）……五一八
△繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭三三―法一六七）廃止（昭四一―法三）……六三
△日本蚕繭事業団法（昭三四―法一〇四）廃止（昭四一―法三）……六三
△養鶏振興法（昭三五―法四九）の一部改正（昭四一―法九八）……六九三
△砂糖の価格安定等に関する法律（昭四〇―法一〇九）の一部改正（昭四一―法三九）……四四七
△加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭四〇―法一一二）の一部改正（昭四一―法九八）……六四九
△加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭四〇―法一一二）の一部改正（昭四一―法一三〇）……八六三
△農地管理事業団法（昭四一―法　）の一部改正（昭四一―法四〇）……五一六

第一七　商　工

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・二五・法五五）……五二四
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭四一―法四一）……六八五
△電気測定法（明四三―法二六）の一部改正（昭四一―法一一二）……六八五
△中小企業庁設置法（昭二三―法八三）の一部改正（昭四一―法九七）……六八七
△工業技術院設置法（昭二三―法二〇七）の一部改正（昭四一―法九八）……六九四
△工業技術院設置法（昭二三―法二〇七）の一部改正（昭四一―法一一二）……八〇三
△自転車競技法（昭二三―法二〇九）の一部改正（昭四一―法九八）……五六九
△石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・五・七・法六六）……五七〇
△機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九四）……六八四
○産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九五）……六八五
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭四一・六・三〇・法九六）……六八五
△外資に関する法律（昭二五―法一六三）の一部改正（昭四一―法八三）……六三五
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭四一―法九三）……六八三
△火薬類取締法（昭二五―法一四九）の一部改正（昭四一―法八〇）……六一七
△小型自動車競走法（昭二五―法二〇八）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△高圧ガス取締法（昭二六―法二〇四）の一部改正（昭四一―法五五）……五三四
△ガス事業法（昭二九―法五一）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△工業用水法（昭三一―法一四六）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△工場立地の調査等に関する法律（昭三四―法二四）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△日本電気計器検定所法（昭三九―法一五〇）の一部改正（昭四一―法一一二）……八〇三

第一八　運　輸

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭四一・三・四・法六）……六九
○踏切道改良促進法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法三〇）……一〇一
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭四一・五・二〇・法七五）……六〇〇
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一・四・二五・法五五）……六六四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法九八）……六九五
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭四一―法一九）……八三〇
○港湾運送事業法の一部を改正する法律（昭四一・六・一五・法八四）……六四〇
○自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律（昭四一・六・二九・法九〇）……六五九
○小型船造船業法（昭四一・七・四・法一一九）……八二五
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭四一―法六三）……五五九
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭四一―法六七）……五七八
△海上保安庁法（昭二三―法二八）の一部改正（昭四一―法七五）……六〇一
△海上保安庁法（昭二三―法二八）の一部改正（昭四一―法九八）……六九六
△水先法（昭二四―法二二一）の一部改正（昭四一・三・二五・法八）……六九六
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭四一―法六三）……五五九
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭四一―法六七）……五七八
△海上保安庁法（昭二三―法二八）の一部改正（昭四一―法七五）……六〇一
△海上保安庁法（昭二三―法二八）の一部改正（昭四一―法九八）……六九六
△水先法（昭二四―法二二一）の一部改正（昭四一・三・二五・法八）……六九六
△海上運送法（昭二四―法一八七）の一部改正（昭四一―法八四）……六三九
△船舶職員法（昭二六―法一四九）の一部改正（昭四一―法九八）……六九六
△内航海運業法（昭二七―法一五一）の一部改正（昭四一―法八四）……六四〇
△気象業務法（昭二七―法一六五）の一部改正（昭四一―法一一二）……八〇三
△航空法（昭二七―法二三一）の一部改正（昭四一―法七五）……六〇三
△内航海運組合法（昭三三―法一六二）の一部改正（昭四一―法八四）……六四〇
△郵便貯金法（昭二二―法一四四）の一部改正（昭四一―法八）……七三
△郵便為替法（昭二三―法五九）の一部改正（昭四一―法八）……七三
△郵政省設置法（昭二三―法二四四）の一部改正（昭四一―法八）……七三
△郵政事業特別会計法（昭二四―法一〇九）の一部改正（昭四一―法八）……七三
△簡易郵便局法（昭二四―法二一三）の一部改正（昭四一―法八）……七三

第一九　郵　政

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭四一・三・二五・法八）……七二
改題―「郵便振替法」
○郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・三・二五・法九）……七三
○郵便法の一部を改正する法律（昭四一・六・八・法八一）……五五一
△郵便法（昭二二―法一六五）の一部改正（昭四一―法八）……七三
○海岸法の一部を改正する法律（昭四一・三・二八・法一〇）……七三
○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭四一・三・三一・法二〇）……八二

第二〇　電気通信

○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一〇六）……七二九

第二一　建　設

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭四一・一・一三・法二）（衆法）……四七
△古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭四一―法一）の一部改正（昭四一―法六〇）……五五一
○海岸法の一部を改正する法律（昭四一・三・二八・法一〇）……七三
○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭四一・三・三一・法二〇）……八二

○日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭四一・四・一・法四四）……五三〇
△日本住宅公団法（昭三〇—法五三）の一部改正（昭四一—法一一〇）……七六〇
○交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭四一・四・一・法四五）……五三一
○都市開発資金融通特別会計法（昭四一・四・一八・法五〇）……五二九
○住宅建設計画法（昭四一・六・三〇・法一〇〇）……六九八
○首都圏近郊緑地保全法（昭四一・六・三〇・法一〇一）……七〇一
○中部圏開発整備法（昭四一・七・一・法一〇二）（衆法）……七〇八
○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律（昭四一・七・一・法一〇七）……七二九
　改題—「国土開発幹線自動車道建設法」
○流通業務市街地の整備に関する法律（昭四一・七・一・法一一〇）……七四七
○日本勤労者住宅協会法（昭四一・七・二五・法一三三）（衆法）……八九九
△都市計画法（大八—法三六）の一部改正（昭四一—法一）……五二
△都市計画法（大八—法三六）の一部改正（昭四一—法一〇一）……七〇七
△都市計画法（大八—法三六）の一部改正（昭四一—法一一〇）……七六〇
△公有水面埋立法（大一〇—法五七）の一部改正（昭四一—法一一〇）……七六〇
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一）……五二
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法二〇）……八三
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法五〇）……五三〇
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法九八）……六九六
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一〇〇）……七〇一
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一〇一）……七〇七
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一〇七）……七三一
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一一〇）……七六〇
△建設省設置法（昭二三—法一一三）の一部改正（昭四一—法一三三）……九〇七
△国土総合開発法（昭二五—法二〇五）の一部改正（昭四一—法一〇二）……七一三
△官公庁施設の建設等に関する法律（昭二六—法一八一）の一部改正（昭四一—法九八）……六九六
△公営住宅法（昭二六—法一九三）の一部改正（昭四一—法一〇〇）……七〇〇
△土地収用法（昭二六—法二一九）の一部改正（昭四一—法一三二）……八九七
△道路法（昭二七—法一八〇）の一部改正（昭四一—法一〇七）……七三一
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八—法六四）の一部改正（昭四一—法二六）……九三
△道路整備特別措置法（昭三一—法七）の一部改正（昭四一—法一〇七）……七三一
△首都圏整備法（昭三一—法八三）の一部改正（昭四一—法一〇一）……七〇七
△高速自動車国道法（昭三二—法七九）の一部改正（昭四一—法一〇七）……七三一
△道路整備緊急措置法（昭三三—法三四）の一部改正（昭四〇—法一五六）……四三
△道路整備特別会計法（昭三三—法三五）の一部改正（昭四〇—法一五六）……四三
△道路整備特別会計法（昭三三—法三五）の一部改正（昭四一—法四五）……五三三
△首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭三三—法九八）の一部改正（昭四一—法一〇一）……七〇七
△昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法（昭三五—法一〇七）の一部改正（昭四一—法九八）……六八八
△東海道幹線自動車国道建設法（昭三五—法一二九）廃止（昭四一—法一〇七）……七三一
△水資源開発促進法（昭三六—法二一七）の一部改正（昭四一—法一〇二）……七一三
△激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七—法一五〇）の一部改正（昭四一—法一二七）……九九
△関越自動車道建設法（昭三八—法一五八）廃止（昭四一—法一〇七）……七三一
△東海北陸自動車道建設法（昭三九—法一三一）廃止（昭四一—法一〇七）……七三一
△住宅地造成に関する法律（昭三九—法一一六〇）の一部改正（昭四一—法一一〇）……七六一
△九州横断自動車道建設法（昭四〇—法九二）廃止（昭四一—法一〇七）……七三一
△中国横断自動車道建設法（昭四〇—法一三二）廃止（昭四一—法一〇七）……七三一

第二二　外　事

○海外移住事業団法の一部を改正する法律（昭四一・三・三一・法二九）……一〇〇
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭四一・四・二六・法五六）……五三五
△外務省設置法（昭二六—法二八三）の一部改正（昭四一—法九八）……六八九
○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律（昭四一・四・二六・法五七）……五三六
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八—法七三）の一部改正（昭四一—法五八）……五四七
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三九—法八〇）の一部改正（昭四一—法五八）……五四七
△在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四〇—法五五）の一部改正（昭四一—法五八）……五四七
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭四一・四・二六・法五八）……五三七
△在外公館等借入金整理準備審査会法（昭二四—法一七三）の一部改正（昭四一—法九八）……六八九
　改題—「在外公館等借入金の確認に関する法律」
△在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭二七—法四四）の一部改正（昭四一—法九八）……六八九
△南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法（昭三二—法一一二）廃止（昭四一—法九八）……六八九
△海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律（昭三五—法四六）廃止（昭四一—法二九）……一〇〇

第二三　国　防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭四〇・一二・二七・法一四九）……一五
△防衛庁職員給与法（昭二七—法二六六）の一部改正（昭四〇—法一四九）……一八
△防衛庁職員給与法（昭二七—法二六六）の一部改正（昭四一—法六七）……五七九
○防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭四一・七・二六・法一三五）……九〇九
△防衛庁設置法（昭二九—法一六四）の一部改正（昭四一—法一三五）……九一一
△自衛隊法（昭二九—法一六五）の一部改正（昭四一—法七五）……六〇三

法律第百四十七号（昭四〇・一二・二七）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「九百円をこえるときは九百円」を「千百円をこえるときは、その額と千百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が五百円をこえるときは、五百円）を千百円に加算した額」に改め、同項及び同条第三項中「四百円」を「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	78,800	57,400	47,600	38,600	29,600	23,800	20,500	15,500
2	82,800	60,500	50,000	40,800	31,700	25,500	21,600	16,100
3	86,800	63,600	52,400	43,000	33,800	27,200	22,700	16,700
4	90,800	66,700	54,800	45,200	35,900	29,100	23,800	17,300
5	94,800	69,800	57,200	47,400	38,000	31,000	25,300	17,900
6	98,800	72,900	59,600	49,600	40,100	32,900	26,800	18,700
7	102,800	76,000	62,000	51,800	42,200	34,800	28,400	19,600
8	106,800	79,000	64,300	54,000	44,300	36,700	30,100	20,500
9	110,800	82,000	66,600	56,100	46,200	38,500	31,800	21,400
10	114,500	84,600	68,900	58,200	48,100	40,300	33,500	22,300
11	117,700	86,800	71,200	60,300	50,000	42,100	34,800	23,300
12	119,900	89,000	73,500	62,300	51,600	43,700	36,100	24,300
13	122,100	90,900	75,800	64,300	53,200	45,300	37,400	25,400
14	124,200	92,800	78,100	66,300	54,300	46,400	38,300	26,500
15	126,300	94,700	79,800	68,300	55,400	47,500	39,200	27,200
16			81,500	70,300	56,400	48,500		27,900
17				71,900	57,400	49,500		28,600
18				73,500	58,400	50,500		

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	66,700	57,400	44,200	30,700	22,700	19,600	17,500
2	69,800	60,500	46,400	32,800	24,200	20,600	18,200
3	72,900	63,600	48,600	34,900	26,100	21,600	18,900
4	76,000	66,700	50,800	37,000	28,000	22,700	19,600
5	79,000	69,800	53,000	39,100	29,900	24,000	20,600
6	82,000	72,300	55,200	41,200	31,800	25,800	21,600
7	84,600	74,600	57,400	43,400	33,700	27,600	22,700
8	87,200	76,900	59,600	45,600	35,600	29,500	24,000
9	89,500	78,900	61,700	47,800	37,600	31,400	25,800
10	91,800	80,900	63,800	49,900	39,600	33,300	27,600
11	93,900	82,700	65,900	52,000	41,600	35,200	29,500
12	96,000	84,500	67,900	53,900	43,400	37,000	31,400
13		86,300	69,900	55,800	45,200	38,800	33,300
14		88,100	71,900	57,400	47,000	40,600	35,200
15		89,900	73,900	59,000	48,700	42,400	37,000
16			75,900	60,100	50,400	44,200	38,800
17			77,500	61,200	51,700	46,000	40,400
18			79,100	62,200	53,000	47,600	42,000
19			80,700	63,100	54,000	49,200	43,600
20			82,300	64,000	55,000	50,500	45,200
21			83,900	64,800	55,900	51,800	46,600
22				65,600	56,800	52,700	48,000
23				66,400	57,600	53,600	49,000
24					58,400	54,400	49,900
25					59,200	55,200	50,800
26					60,000	56,000	51,600
27						56,800	52,400
28						57,600	53,200
29							54,000
30							54,800

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	17,100	14,600
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,900	15,200
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,700	15,800
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	19,600	16,400
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	20,500	17,100
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	21,500	17,800
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	22,500	18,600
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	23,600	19,400
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	24,900	20,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	26,300	21,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,400	27,800	22,300
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,700	29,300	23,300
13		86,300	69,900	58,500	49,600	41,000	30,800	24,600
14		88,100	71,900	59,600	50,600	42,200	32,300	25,900
15		89,900	73,900	60,700	51,600	43,400	33,800	27,100
16			75,900	61,700	52,600	44,300	35,100	28,200
17			77,500		53,600	45,200	36,400	29,200
18			79,100			46,100	37,400	30,200
19			80,700			47,000	38,400	31,200
20			82,300				39,200	32,100
21			83,900				40,000	33,000
22							40,800	33,800

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　行政職俸給表(二)

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	31,200	23,800	20,700	15,700	13,300
2	32,900	25,100	21,700	16,400	13,900
3	34,600	26,500	22,700	17,100	14,500
4	36,300	28,000	23,800	17,800	15,100
5	38,000	29,600	24,900	18,700	15,700
6	39,700	31,200	26,000	19,700	16,300
7	41,400	32,600	27,200	20,700	16,900
8	42,900	34,000	28,400	21,700	17,500
9	44,400	35,400	29,700	22,600	18,400
10	45,900	36,700	31,000	23,500	19,300
11	47,200	38,000	32,100	24,400	20,100
12	48,400	39,300	33,200	25,300	20,900
13	49,600	40,400	34,300	26,100	21,700
14	50,700	41,500	35,400	26,900	22,400
15	51,800	42,500	36,400	27,700	23,100
16	52,800	43,500	37,400	28,500	23,800
17	53,800	44,500	38,400	29,300	24,400
18	54,800	45,300	39,100	30,100	25,000
19	55,700	46,100	39,800	30,800	25,600
20	56,600	46,900	40,500	31,500	26,200
21	57,500	47,700	41,200	32,200	26,800
22	58,400	48,500	41,900	32,900	27,500
23	59,300	49,200	42,500	33,600	28,200
24	60,200	49,900	43,100	34,200	28,900
25	61,100	50,600	43,700	34,800	29,600
26	62,000			35,400	30,200
27					30,800
28					31,400
29					32,000
30					32,600

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

号俸 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	66,700	57,400	44,200	34,900	27,700	22,700	16,800
2	69,800	60,500	46,400	37,000	29,600	23,800	17,500
3	72,900	63,600	48,600	39,100	31,500	25,300	18,200
4	76,000	66,700	50,800	41,200	33,400	26,800	18,900
5	79,000	69,800	53,000	43,300	35,300	28,400	19,600
6	82,000	72,300	55,200	45,400	37,200	30,100	20,500
7	84,600	74,600	57,400	47,500	39,100	31,800	21,400
8	87,200	76,900	59,600	49,600	41,000	33,500	22,300
9	89,500	78,900	61,700	51,500	42,800	35,200	23,300
10	91,800	80,900	63,800	53,400	44,600	36,900	24,300
11	93,900	82,700	65,900	55,300	46,400	38,200	25,700
12	96,000	84,500	67,900	56,900	48,000	39,500	27,100
13		86,300	69,900	58,500	49,600	40,800	28,000
14		88,100	71,900	59,600	50,600	41,700	28,800
15		89,900	73,900	60,700	51,600	42,600	29,600
16			75,900	61,700			
17			77,500				
18			79,100				
19			80,700				
20			82,300				
21			83,900				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	5,4600	40,100	33,500	23,000	17,900
2	57,800	43,000	36,100	24,300	18,900
3	61,000	45,900	38,700	25,600	19,900
4	64,200	48,800	41,300	27,300	21,000
5	67,400	51,700	43,900	29,200	22,200
6	70,600	54,300	46,500	31,100	23,400
7	73,800	56,900	49,100	33,100	24,700
8	77,000	59,400	51,100	35,200	26,300
9	80,200	61,800	53,100	37,300	28,100
10	83,400	64,200	55,100	39,400	30,000
11	86,600	66,600	57,100	41,500	32,000
12	89,800	69,000	59,000	43,600	34,000
13	93,000	71,200	60,900	45,700	36,000
14	96,100	73,400	62,700	47,300	38,000
15	99,200	75,600	64,500	48,900	40,000
16	102,300	77,600	66,300	50,500	42,000
17	105,400	79,600	68,100	52,100	43,600
18	108,200	81,600	69,900	53,300	45,200
19	111,000	83,400	71,700	54,500	46,400
20	113,800	85,200	73,500	55,700	47,600
21	116,600	86,700	75,000	56,800	48,800
22	119,400	88,200	76,500	57,900	50,000
23	122,100	89,700	78,000	59,000	51,000
24	124,200	91,100	79,500	60,100	52,000
25	126,300	92,500	80,700	61,200	53,000
26			81,900	62,300	54,000
27			83,100	63,400	55,000

備考(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授，助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の1等級の23号俸から25号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	58,700	44,900	34,000	25,400	18,300
2	61,800	47,700	36,700	26,900	19,100
3	64,900	50,500	39,300	28,400	20,100
4	68,200	53,300	41,900	29,900	21,300
5	71,500	56,100	44,300	31,800	22,700
6	74,800	58,600	46,700	33,800	24,100
7	78,100	61,100	49,100	35,800	25,400
8	81,400	63,600	51,500	37,800	26,600
9	84,400	65,800	53,700	39,700	27,800
10	87,400	68,000	55,700	41,600	29,000
11	90,400	69,900	57,300	43,200	30,400
12	92,700	71,800	58,900	44,800	31,800
13	95,000	73,200	60,200	46,400	33,200
14	97,100	74,600	61,500	48,000	34,500
15	99,200	76,000	62,800	49,300	35,800
16	101,300	77,400	64,100	50,600	37,100
17	103,400	78,800	65,400	51,800	38,200
18	105,400				39,300
19	107,400				40,400
20					41,400
21					42,400

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	33,400	25,600	20,200	15,500
2	35,600	26,900	21,200	16,200
3	37,800	28,300	22,200	17,000
4	39,900	29,700	23,300	17,800
5	42,000	31,400	24,400	18,600
6	43,800	33,400	25,600	19,400
7	45,600	35,400	26,800	20,200
8	47,400	37,400	28,100	21,000
9	48,800	39,200	29,400	21,900
10	50,200	40,900	30,900	22,900
11	51,600	42,600	32,400	24,000
12	53,000	44,100	33,900	25,200
13	54,200	45,500	35,300	26,400
14	55,400	46,500	36,700	27,600
15	56,600	47,500	38,100	28,800
16	57,800	48,500	39,500	30,000
17	59,000	49,500	40,700	31,100
18	60,000	50,500	41,900	32,200
19	61,000	51,400	42,900	33,200
20	62,000	52,300	43,900	34,200
21	63,000	53,200	44,700	35,000
22	64,000	54,100	45,500	35,800
23	65,000		46,300	36,600
24				37,300

備考　この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	46,100	21,600	16,500
2	48,200	23,000	17,200
3	50,400	24,200	17,900
4	52,600	25,400	18,700
5	54,800	26,700	19,800
6	57,200	28,400	20,900
7	59,600	30,100	22,000
8	62,000	31,900	23,100
9	64,400	33,900	24,300
10	66,800	35,900	25,500
11	69,200	38,000	27,100
12	71,600	40,000	28,800
13	73,900	42,000	30,700
14	76,200	44,000	32,600
15	78,500	46,000	34,500
16	80,800	48,000	36,400
17	83,100	50,000	38,200
18	85,100	52,000	40,000
19	87,100	54,000	41,800
20	89,100	56,000	43,200
21	91,100	58,000	44,600
22	92,700	60,000	45,800
23	94,300	62,000	47,000
24	95,900	64,000	47,900
25	97,500	66,000	48,800
26		68,000	49,700
27		70,000	50,600
28		71,900	51,500
29		73,500	52,400
30		75,100	53,300
31		76,600	54,200
32		78,100	55,100
33		79,500	
34		80,900	
35		82,100	
36		83,300	
37		84,500	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額
	円	円	円
1	37,200	18,700	16,500
2	39,200	20,200	17,200
3	41,200	21,600	17,900
4	43,200	23,000	18,700
5	45,300	24,100	19,800
6	47,400	25,200	20,900
7	49,400	26,400	22,000
8	51,400	28,000	23,100
9	53,400	29,600	24,200
10	55,400	31,300	25,300
11	57,400	33,200	26,700
12	59,400	35,200	28,100
13	61,400	37,200	29,700
14	63,400	39,100	31,300
15	65,400	41,000	32,800
16	67,400	42,900	34,300
17	69,400	44,800	35,700
18	71,300	46,700	37,100
19	72,900	48,600	38,300
20	74,500	50,400	39,500
21	76,100	52,100	40,400
22	77,700	53,800	41,300
23	79,100	55,300	42,200
24	80,500	56,700	43,100
25	81,700	58,100	
26	82,900	59,500	
27	84,100	60,800	
28	85,300	62,100	
29		63,400	
30		64,600	
31		65,800	
32		67,000	
33		68,100	
34		69,200	
35		70,300	
36		71,400	
37		72,500	
38		73,600	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　研究職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	50,400	32,000	20,900	17,900	15,500
2	52,900	34,400	22,200	18,800	16,100
3	55,400	36,800	23,500	19,800	16,700
4	57,900	39,200	25,000	20,800	17,300
5	60,700	41,500	26,900	22,000	17,900
6	63,500	43,800	29,000	23,200	18,800
7	66,600	46,100	31,100	24,500	19,800
8	69,700	48,200	33,200	26,200	20,800
9	73,100	50,300	35,300	27,900	21,800
10	76,500	52,400	37,400	29,900	22,800
11	80,100	54,400	39,500	31,900	23,900
12	83,700	56,400	41,600	33,900	25,100
13	87,400	58,400	43,700	35,900	26,300
14	91,200	60,400	45,800	37,900	27,500
15	95,000	62,400	47,900	39,900	28,400
16	98,800	64,400	49,700	41,800	29,300
17	102,300	66,200	51,500	43,300	30,200
18	105,600	68,000	53,300	44,800	
19	108,900	69,800	55,100	46,200	
20	111,400	71,400	56,500	47,400	
21	113,800	73,000	57,900	48,600	
22	116,200	74,600	59,100	49,600	
23	118,600	76,000	60,300	50,600	
24	120,700	77,400	61,500	51,600	
25	122,800	78,800	62,700	52,600	
26		80,200	63,900	53,600	
27		81,600	65,100		
28		83,000			

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	73,800	52,000	40,400	26,200
2	77,000	55,100	43,300	28,100
3	80,200	58,200	46,200	30,000
4	83,400	61,300	49,100	31,900
5	86,600	64,400	52,000	34,300
6	89,800	67,500	54,600	36,800
7	92,700	70,600	57,200	39,300
8	95,600	73,700	59,800	41,900
9	98,500	76,700	62,300	44,500
10	101,400	79,700	64,800	47,100
11	103,900	82,400	67,300	49,700
12	106,400	85,100	69,700	51,600
13	108,900	87,600	72,100	53,500
14	111,400	89,600	74,000	55,400
15	113,800	91,600	75,600	57,300
16	116,200	93,300	77,200	59,200
17	118,600	95,000	78,600	61,000
18	120,700	96,700	80,000	62,800
19	122,800	98,400	81,400	64,400
20			82,800	66,000
21			84,200	67,300
22				68,600
33				69,900

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表(四)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	86,500	45,900	33,500	24,200	18,700
2	89,700	48,600	36,100	25,400	20,200
3	92,900	51,300	38,700	26,700	21,600
4	96,000	53,900	41,300	28,400	23,000
5	99,100	56,600	43,900	30,100	24,200
6	102,200	59,300	46,500	31,900	25,400
7	105,300	62,000	49,100	33,900	26,700
8	108,200	64,700	51,700	35,900	28,400
9	111,000	67,400	54,300	38,000	30,100
10	113,800	70,600	56,900	40,000	31,900
11	116,600	73,800	59,400	42,000	33,800
12	119,400	77,000	61,800	44,000	35,700
13	122,100	80,200	64,200	46,000	37,600
14	124,300	83,400	66,600	48,000	39,400
15	126,400	86,600	69,000	50,000	41,200
16		89,800	71,200	52,000	43,000
17		93,000	73,400	54,000	44,500
18		96,100	75,600	56,000	46,000
19		99,200	77,600	58,000	47,200
20		102,300	79,600	60,000	48,400
21		104,900	81,600	62,000	49,600
22		107,000	83,400	64,000	50,600
23		109,100	85,200	66,000	51,600
24			86,600	68,000	52,600
25				70,000	53,600
26				71,900	54,600
27				73,500	
28				75,100	
29				76,600	
30				78,100	
31				79,500	
32				80,900	
33				82,100	
34				83,300	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　指定職俸給表

号俸	俸給月額 甲	俸給月額 乙
	円	円
1	170,000	108,700
2	180,000	113,400
3	190,000	118,100
4	200,000	122,800
5	210,000	127,500
6	220,000	132,200
7	240,000	136,900
8		141,600
9		146,300

備考　この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項及び第三項を次のように改める。

2　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属す

ロ　医療職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	59,500	42,700	27,600	20,500	17,900	16,100
2	62,700	45,100	29,700	21,600	18,700	16,700
3	65,900	47,500	31,800	22,700	19,600	17,300
4	69,100	49,900	33,900	23,800	20,500	17,900
5	72,300	52,300	36,000	25,500	21,500	18,700
6	75,400	54,700	38,100	27,200	22,600	19,600
7	78,500	57,000	40,200	29,000	23,700	20,500
8	81,100	59,300	42,300	30,800	25,100	21,400
9	83,700	61,300	44,400	32,700	26,600	22,200
10	85,800	63,300	46,300	34,700	28,200	22,900
11	87,900	65,300	48,200	36,700	29,900	23,600
12	89,600	67,100	50,100	38,500	31,600	24,300
13	91,300	68,900	51,800	40,300	33,300	25,000
14	92,900	70,700	53,500	42,100	34,800	
15	94,500	72,100	54,900	43,600	36,100	
16	96,100	73,500	56,300	45,100	37,400	
17		74,900	57,300	46,200	38,300	
18		76,300	58,300	47,300	39,200	
19				48,300	39,900	
20				49,300	40,600	
21				50,100		
22				50,900		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤士、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

号俸＼職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	35,400	27,000	19,700	16,500
2	37,500	28,900	20,700	17,300
3	39,600	31,000	21,700	18,100
4	41,700	33,100	22,700	18,900
5	43,800	35,200	23,800	19,700
6	45,900	37,100	25,200	20,600
7	47,800	39,000	26,700	21,600
8	49,700	40,900	28,200	22,600
9	51,600	42,800	29,700	23,700
10	53,300	44,500	31,300	25,000
11	55,000	46,200	32,900	26,300
12	56,700	47,600	34,500	27,700
13	58,100	49,000	35,900	29,100
14	59,500	50,400	37,300	30,300
15	60,900	51,400	38,300	31,500
16	62,300	52,400	39,300	32,300
17	63,700	53,300	40,200	33,100
18	64,900	54,200	41,100	33,900
19	66,100	55,100	42,000	34,700
20	67,300	56,000	42,900	35,500
21	68,400	56,900	43,800	
22	69,500	57,800		
23	70,500	58,700		
24	71,500			
25	72,500			
26	73,500			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

九条の三第一項に規定する基準日」に「その支給日」を「同項の規定により人事院規則で定める日」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

4　昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

5　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるところによる。

（扶養手当の経過規定）

7　附則第三項から前項までの規定に適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

9　昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

10　第二条の規定による改正後の一般職の職員に関する法律第十九条の四の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一箇月十七日以内」とする。

11　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の四の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

3　扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十九条の三第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。

第十九条の三第二項中「支給日」を「基準日」に改め、「。以下次条第二項において同じ。」を削り、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第二十三条第七項中「期末手当の支給日」を「第十九条の三第一項に規定する基準日」に改める。

第十九条の四第一項を次のように改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

一　三月一日　同日以前十二月以内の期間

二　六月一日及び十二月一日　それぞれその日以前六月以内の期間

第十九条の四第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

第二十三条第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第七項中「期末手当の支給日」を「第十九条の三第一項に規定する基準日」に改める。

（人事院規則への委任）

12　この附則に定めるもののほか、この法律（次項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

13　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「扶養手当の月額との合計額」を「同日におけるその者の扶養親族の数に応じて一般職給与法第十一条第三項の規定の例によつて算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における俸給の月額）」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「この場合において」の下に「第二条第四項中「一般職給与法第十一条第三項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十二条第三項」と、」を加え、「（昭和二十七年法律第二百六十六号）」を削り、同条第四号中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に、「職員の俸給、扶養手当」を「俸給」に改める。

附則別表　昇給期間の短縮される号俸の表

職務の等級 ／ 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)				1～ 3	2～ 8	6～12	9～15	
行政職俸給表(二)	2～12	8～18	11～21	18～28	25～31			
税務職俸給表			1	1～ 6	4～10	7～13		
公安職俸給表(一)			1	2～ 8	7～13	10～16	13～19	
公安職俸給表(二)			1	1～ 6	4～10	7～13	13～19	17～23
海事職俸給表(一)		1～ 5	4～10	9～15	15～21			
海事職俸給表(二)	4～10	9～15	14～20	20～26				
教育職俸給表(一)			1～ 6	3～ 9	9～15	12～18		
教育職俸給表(二)		9～15	15～21					
教育職俸給表(三)	1～ 4	12～18	15～21					
研究職俸給表			2～ 8	9～15	12～18			
医療職俸給表(一)				1～ 6	7～13			
医療職俸給表(二)			4～10	9～15	12～18			
医療職俸給表(三)	1～ 5	4～10	10～16	14～16				

備考(一)　この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1～3」等とあるのは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

(二)　この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による職務の等級及び号俸を示す。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十八号（昭四〇・一二・二七）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	
八号俸	九五、五〇〇円
七号俸	八六、〇〇〇円
六号俸	七六、五〇〇円
五号俸	六八、〇〇〇円
四号俸	六〇、〇〇〇円
三号俸	五二、五〇〇円
二号俸	四五、〇〇〇円
一号俸	四〇、〇〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に秘書官に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十九号（昭四〇・一二・二七）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第一条　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千百十円」を「四千六百四十円」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

第二十五条第二項中「八千二百円」を「九千二百円」に改める。

附則中第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　昭和二十年八月十五日に現に恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十一条に規定する軍人（以下この項において「軍人」という。）であつた者で昭和二十八年八月一日から昭和三十二年六月三十日までの間に保安官、

警備官又は自衛官（以下この項において「自衛官等」という。）となつたもの（政令で定める者を除く。）の国家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による勤続期間の計算については、その者の軍人であつた期間は、政令で定めるところにより、その者の最初に開始する自衛官等としての在職期間に引き続いたものとみなす。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　参事官等俸給表

号俸	指定職 俸給月額 甲	指定職 俸給月額 乙	職務の等級 号俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	円	円		円	円	円	円
1	170,000	121,300	1	87,800	64,000	53,100	35,400
2	180,000	126,500	2	92,300	67,500	55,800	37,700
3	190,000	131,700	3	96,800	71,000	58,500	40,100
4	200,000	136,900	4	101,300	74,500	61,200	43,000
5	210,000	142,200	5	105,800	77,900	63,900	45,500
6		147,500	6	110,300	81,300	66,500	48,000
7		152,800	7	114,700	84,700	69,100	50,500
8		158,000	8	119,100	88,100	71,700	52,900
9		163,200	9	123,500	91,400	74,300	55,300
			10	127,700	94,300	76,900	57,700
			11	131,300	96,800	79,500	60,100
			12	133,800	99,200	82,000	62,500
			13	136,200	101,400	84,500	64,900
			14	138,600	103,500	87,000	67,200
			15	140,900	105,600	89,000	69,500
			16			90,900	71,800
			17				74,000
			18				76,200
			19				78,400
			20				80,200
			21				82,000

備考　この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二　自衛官俸給表

階級 / 号俸	陸将 海将 空将 俸給月額 甲	陸将補 海将補 空将補 俸給月額 乙	1等陸佐 1等海佐 1等空佐 俸給月額 丙	2等陸佐 2等海佐 2等空佐 俸給月額	3等陸佐 3等海佐 3等空佐 俸給月額	1等陸尉 1等海尉 1等空尉 俸給月額	2等陸尉 2等海尉 2等空尉 俸給月額	3等陸尉 3等海尉 3等空尉 俸給月額	陸曹長 海曹長 空曹長 俸給月額	1等陸曹 1等海曹 1等空曹 俸給月額	2等陸曹 2等海曹 2等空曹 俸給月額	3等陸曹 3等海曹 3等空曹 俸給月額	陸士長 海士長 空士長 俸給月額	1等陸士 1等海士 1等空士 俸給月額	2等陸士 2等海士 2等空士 俸給月額	3等陸士 3等海士 3等空士 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	170,000	122,900	92,200	78,200	64,300	54,100	49,200	40,900	33,400	30,800	24,100	20,300	19,100	16,900	15,300	14,100	13,300
2	180,000	128,200	96,600	81,600	67,700	56,600	51,600	43,200	35,600	31,800	26,200	22,000	20,300	18,000	16,100		
3	190,000	133,500	101,000	85,100	71,200	59,100	54,100	45,600	37,800	33,000	28,300	24,100	21,700	19,100	16,900		
4	200,000	138,800	105,500	88,500	74,700	61,500	56,600	48,000	40,100	35,100	30,400	26,200	23,700	20,200	17,700		
5	210,000	144,100	110,000	91,800	78,200	63,900	59,000	50,400	42,400	37,200	32,500	28,300	25,700	21,300			
6		149,400	114,500	94,900	81,600	66,300	61,400	52,800	44,600	39,300	34,600	30,400	27,600	22,400			
7		154,700	119,000	97,900	85,000	68,700	63,700	55,200	46,800	41,500	36,800	32,500	28,800				
8		160,000	123,400	100,800	88,400	71,100	65,900	57,500	48,700	43,700	39,000	34,300	29,900				
9		165,300	127,500	103,400	91,700	73,400	68,000	59,800	50,600	45,800	40,900	35,700	31,000				
10			131,000	106,000	94,100	75,700	70,100	62,100	52,400	47,700	42,700	37,100	32,000				
11			133,500	108,300	96,500	77,900	72,200	64,300	54,100	49,600	44,500	38,400	32,900				
12			135,900	110,600	98,600	80,100	74,000	66,400	55,600	51,400	46,200	39,600	33,800				
13				112,800	100,500	82,300	75,800	67,900	57,100	53,100	47,800	40,700					
14					102,400	84,500	77,600	69,300	58,500	54,700	49,400	41,800					
15						86,400	79,300	70,600	59,900	56,000	50,700	42,900					
16						88,300	81,000	71,800	61,200	57,200	51,800	43,900					
17						90,100	82,500	73,000	62,400	58,300	52,800						
18						91,900	83,900	74,100	63,500	59,400	53,800						
19						93,700	85,300		64,600	60,500	54,800						
20						95,400	86,700			61,600	55,800						
21						97,100	88,100										

備考　この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

第二条　防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日（自衛官については、三十日）を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3　扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十八条の二第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（予備自衛官を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日に支給する。

第十八条の二第二項中「支給日」を「基準日」に改め、同項中「。以下次条第二項において同じ。」を削り、同項中「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第十八条の三第一項を次のように改める。

勤勉手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（予備自衛官及び学生を除く。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（政令で定める職員を除く。）についても、同様とする。

一　三月一日　同日以前十二月以内の期間

二　六月一日及び十二月一日　それぞれその日以前六月以内の期間

第十八条の三第二項前段中「支給日現在」を「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六

月一日及び十二月一日」に改める。

第二十三条第六項中「期末手当の支給日」を「第十八条の二第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を「同項の規定により政令で定める日」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項から第十四項までの規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3　昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一のその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

4　切替日の前日において防衛庁職員給与法（以下「法」という。）別表第一の指定職の甲欄若しくは乙欄又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第八の甲欄若しくは乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、それぞれその者の切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の号俸による額とする。

（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）

5　附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定めるものを除き、切替日における俸給月額を受けていた期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、政令で定める。

（昇給期間の短縮）

7　昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸と同一の号俸による俸給月額を受けていた職員で総理府令で定めるもの及び総理府令で定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）

8　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の法の規定により、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四十七号）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員の同条の規定による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

9　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（改正前の俸給月額の基礎）

10　附則第三項から前項までの規定の適用については、第二条の規定による改正前の法の規定の適用については、第二条の規定による改正後の法の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一箇月十七日以内」とする。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

13　第二条の規定による改正後の法第十八条の三の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一箇月十七日以内」とする。

14　第二条の規定による改正後の法第十八条の二及び第十八条の三の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十八条の二第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同法第十八条の三第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

（政令への委任）

15　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表　昇給期間が短縮される号俸の表

イ　参事官等についての表

俸給表 ＼ 職務の等級	3　等　級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1～3

ロ　事務官等についての表

俸給表 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職俸給表(一)				1～3	2～8	6～12	9～15
行政職俸給表(二)	2～12	8～18	11～21	18～28	25～31		
教育職俸給表(一)			1～6	3～9	9～15	12～18	
教育職俸給表(二)		9～15	15～21				
研究職俸給表			2～8	9～15	12～18		
医療職俸給表(一)				1～6	7～13		
医療職俸給表(二)			4～10	9～15	12～18		
医療職俸給表(三)	1～5	4～10	10～16	14～16			

ハ　自衛官についての表

俸給表 ＼ 階級	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
自衛官俸給表	1	1～4	2～8	5～11	5～11	7～13	8～10

備考　これらの表中「1～3」等とあるのは、「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）による改正前の法の規定による1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五十号（昭四〇・一二・二七）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表中判事の項、判事補の項及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

	判事								
	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	
判事	二一〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一五九、二〇〇円	一四三、六〇〇円	一二八、一〇〇円	一一七、六〇〇円	一〇七、〇〇〇円	九六、五〇〇円	
判事補	一号	二号							
	九一、二〇〇円	八〇、七〇〇円							

判事補	三号	七三、三〇〇円
	四号	六六、八〇〇円
	五号	六〇、四〇〇円
	六号	五六、一〇〇円
	七号	五一、七〇〇円
	八号	四七、六〇〇円
	九号	四三、四〇〇円
	十号	三九、一〇〇円
	十一号	三七、一〇〇円
	十二号	三五、〇〇〇円
簡易裁判所判事	一号	一四三、六〇〇円
	二号	一二八、一〇〇円
	三号	一一七、六〇〇円
	四号	一〇七、〇〇〇円
	五号	九六、五〇〇円
	六号	九一、二〇〇円
	七号	八〇、七〇〇円
	八号	七三、三〇〇円
	九号	六六、八〇〇円
	十号	六〇、四〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2　判事（裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額の報酬を受ける者を除く。）、判事補及び簡易裁判所判事が昭和四十年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（内閣総理・法務大臣署名）

検事	一号	二一〇、〇〇〇円
	二号	一九〇、〇〇〇円
	三号	一五九、二〇〇円
	四号	一四三、六〇〇円
	五号	一二八、一〇〇円
	六号	一一七、六〇〇円
	七号	一〇七、〇〇〇円
	八号	九六、五〇〇円
	九号	九一、二〇〇円
	十号	八〇、七〇〇円

	十一号	五六、一〇〇円
	十二号	五一、七〇〇円
	十三号	四七、六〇〇円
	十四号	四三、四〇〇円
	十五号	三九、一〇〇円
	十六号	三七、一〇〇円
	十七号	三五、〇〇〇円

法律第百五十一号（昭四〇・一二・二七）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表中検事の項及び副検事の項を次のように改める。

副検事	一号	七三、三〇〇円
	二号	六六、八〇〇円
	三号	六〇、四〇〇円
	四号	五六、一〇〇円
	五号	五一、七〇〇円
	六号	四七、六〇〇円
	七号	四三、四〇〇円
	八号	三九、一〇〇円
	九号	三五、〇〇〇円
	十号	三二、八〇〇円
	十一号	二九、八〇〇円
	十二号	二七、一〇〇円
	十三号	二五、二〇〇円
	十四号	二三、五〇〇円
	十五号	二一、七〇〇円
	十六号	二〇、〇〇〇円
	十七号	一八、三〇〇円
	十八号	一七、一〇〇円
	十九号	一五、九〇〇円
	二十号	一四、八〇〇円
	一号	一〇七、〇〇〇円
	二号	九六、五〇〇円
	三号	九一、二〇〇円
	四号	八五、九〇〇円
	五号	八〇、七〇〇円
	六号	七五、五〇〇円
	七号	七一、二〇〇円
	八号	六六、八〇〇円
	九号	六二、五〇〇円
	十号	五八、二〇〇円
	十一号	五四、一〇〇円
	十二号	五〇、八〇〇円
	十三号	四七、六〇〇円
	十四号	四四、四〇〇円
	十五号	四一、二〇〇円
	十六号	三八、〇〇〇円
	十七号	三五、〇〇〇円
	十八号	三二、八〇〇円
	十九号	三〇、六〇〇円
	二十号	二八、四〇〇円
	一号	一〇七、〇〇〇円
	二号	九六、五〇〇円
	三号	八五、九〇〇円
	四号	七五、五〇〇円
	五号	六六、八〇〇円
	六号	五八、二〇〇円
	七号	五一、七〇〇円
	八号	四五、一〇〇円
	九号	三九、一〇〇円
	十号	三四、四〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

2　検事及び副検事が昭和四十年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（内閣総理・法務大臣署名）

法律第百五十二号（昭四〇・一二・二八）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項及び第三項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

3　改正後の中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定は、昭和四十年十二月一日から適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十三号（昭四〇・一二・二八）

◎中小企業信用保険臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、中小企業信用保険に担保を提供させないで行なう中小企業者の債務の保証に係る特別の保険制度を設け、及び取引の相手方たる事業者の倒産等に伴い経営の安定に支障を生じている中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置を講ずること等により、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もつて中小企業の経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」、「小企業者」、「金融機関」、「特殊保証」、「第一種保険」、「第二種保険」、「借入金の額」又は「特別小口保険」とは、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「保険法」という。）第二条第一項若しくは第二項、第三条第一項又は第三の二第一項に規定する中小企業者、小企業者、金融機関、特殊保証、第一種保険、第二種保険、借入金の額又は特別小口保険をいう。

2　この法律において「倒産関連中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一　破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他通商産業大臣が定める事由が生じた会社又は個人であつて、通商産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二　取引の相手方たる事業者が事業活動の制限であつて通商産業大臣が定めるものを実施している者との取引について取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

3　この法律において「倒産関連保証」とは、第五条第一項又は第三条の二第一項若しくは第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、倒産関連中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。

（第一種保険の特例）

第三条　第一種保険の保険関係（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「援助法」という。）第十二条第一項に規定する災害関係保証又は産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号。以下「措置法」という。）第二条第三項に規定する産炭地域関係保証に係るものを除く。）についての保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、保険法第三条第二項中「百分の七十」とあり、保険法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

（特別小口保険の特例）

第四条　特別小口保険の保険関係についての保険法第三条の二第一項の規定の適用については、同項中「又は次条第一項」とあるのは、「若しくは次条第一項又は中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第百五十三号）第五条第一項」とする。

（無担保保険の保険契約）

第五条　中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は、中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ（保険法第三条第一項に規定する借入れをいう。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二百万円をこえることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、第一種保険又は第二種保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該債務者たる中小企業者に係る同項の保険関係が成立するものとする。

4　前項の場合において、当該保証が二百万円から当該中小企業者につきすでに成立した無担保保険の保険価額の合計額を控除した残額以下であるときは、当該保証については同項の規定にかかわらず無担保保険の保険関係が成立するものとする。

5　公庫と特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる小企業者に係る同項の保険関係が成立するものとする。

6　前項の信用保証協会であつて、第一種保険又は第二種保険の契約を締結しているものがした保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について保険法第三条第一項に規定する債務の保証（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、保険法第三条の二第四項の規定にかかわらず、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において無担保保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる無担保保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

7　第五項の信用保証協会であつて、第一種保険又は第二種保険の契約を締結しているものがした保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について保険法第三条第一項に規定する債務の保証（特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、保険法第三条の二第四項の規定にかかわらず、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において無担保保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務の保証が

第一項に規定する債務の保証であるときは、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる無担保保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

8　無担保保険は、中小企業信用保険公庫法の適用については、同法第十八条第一項第一号の業務とみなす。ただし、同法第二十六条第二項及び第二十八条中「中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業信用保険臨時措置法」とする。

9　保険法第三条第三項及び第四項並びに第四条から第十一条までの規定は、無担保保険の保険関係に準用する。この場合において、保険法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」と読み替えるものとする。

（無担保保険の特例）

第六条　無担保保険の保険関係であつて、災害関連保証（援助法第十二条第一項の政令で定める日までに行なわれた同項各号に掲げる者の事業（同項第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる同項第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る前条第一項に規定する債務の保証をいう。）を受けた援助法第十二条第一項各号に掲げる者に係るものについての前条第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「保険価額の合計額が」とあるのは「次条第一項に規定する災害関連保証（以下この条において「災害関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「災害関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同条第四項中「当該保証をした」とあるのは「災害関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第五項中「当該債務者」とあるのは「災害関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2　無担保保険の保険関係であつて、前項に規定する災害関連保証に係るものについての保険料の額は、前条第九項において準用する保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第七条　前条第一項の規定は、無担保保険の保険関係であつて、産炭地域関連保証（措置法第二条第二項の認定に係る同項第一号に規定する事業所の移転若しくは事業の転換又は同項第二号に規定する支障の除去に必要な資金に係る第五条第一項に規定する債務の保証をいう。）を受けた措置法第二条第二項に規定する産炭地域関係中小企業者に係るものについて準用する。この場合において、「次条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、「災害関連保証」とあるのは「産炭地域関連保証」と読み替えるものとする。

2　無担保保険の保険関係であつて、前項に規定する産炭地域関連保証に係るものについての保険料の額は、第五条第九項において準用する保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（倒産関連中小企業者に係る保険法等の特例）

第八条　無担保保険、第一種保険、第二種保険又は特別小口保険の保険関係であつて、倒産関連保証を受けた倒産関連中小企業者に係るものについての第五条第一項及び第三項から第五項までの並びに保険法第三条第一項、第五項及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、第五条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、保険法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同条第四項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第五項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、保険法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第九条　第二種保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、保険法第三条第二項中「百分の七十」とあり、保険法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十条　無担保保険、第一種保険、第二種保険又は特別小口保険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るものについての保険料の額は、保険法第四条（第五条第九項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月一日から適用する。

2　第三条の規定は、昭和四十年十一月三十日以前に成立している保険関係については、適用しない。

3　この法律は、昭和四十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに成立している保険関係については、なお従前の例による。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百五十四号（昭四〇・一二・二九）

◎昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律

（昭和四十年度分の地方交付税の総額等の特例）

第一条　昭和四十年度分に限り、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号。以下「法」という。）第六条の規定にかかわらず、同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額のうち、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和三十九年法律第百八十号）第二条の規定により算定した額として計上された額（以下「昭和四十年度当初交付税額」という。）をもつて地方交付税とし、同年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年度当初交付税額に三百億円を加算した額とする。

2　昭和四十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、昭和四十年度当初交付税額の百分の九十四に相当する額に三百億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、昭和四十年度当初交付税額の百分の六に相当する額とする。

3　昭和四十年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一	警察費	警察職員数	一人につき　八八一、〇〇〇円〇〇銭
二	土木費		
	一	消防費	人口	一人につき　三九〇〇〇
	二	土木費	人口	一人につき　五五六〇〇
	四	厚生労働費		
		1	生活保護費	町村部人口	一人につき　三九〇〇〇
		2	社会福祉費	人口	一人につき　一六四〇〇
		3	衛生費	人口	一人につき　三八六〇〇
		4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき　四四六〇〇
				失業者数	一人につき　八一、〇〇〇〇〇
	五	産業経済費		
		1	農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　三、九三四〇〇
				農家数	一戸につき　五、三二二〇〇
		2	林野行政費	林野の面積	一町歩につき　二、八二〇〇〇
		3	水産行政費	水産業者数	一人につき　一八、七〇〇〇〇
		4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　九二二〇〇
		6	その他の行政費		
		1	徴税費	道府県税の税額	千円につき　一二七〇〇
		2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき　四一、七〇〇〇〇
		3	その他の諸費	人口	一人につき　五三九〇〇
				面積	一平方キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇、〇〇〇
	七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金		千円につき　九五〇〇〇
	八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		千円につき　二五〇〇〇
市町村					
	四	厚生労働費		
		1	生活保護費	市部人口	一人につき　三三一〇〇
		2	社会福祉費	人口	一人につき　一〇〇〇〇
		4	育費	その他の教育人口	一人につき　一二八、〇〇〇〇〇
	五	産業経済費		
		1	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三六五〇
				道路の延長	一メートルにつき　一九七〇〇
		2	橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　四七一〇〇
				木橋の延長	一メートルにつき　一、二〇〇〇〇
		3	河川費	河川の延長	一メートルにつき　四五二〇
		4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、三八〇〇〇
				港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
		5	その他の土木費	人口	一人につき　三一三〇〇
				面積	一平方キロメートルにつき　一、四六四、〇〇〇
				海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六〇〇
	三	教育費		
		1	小学校費	教職員数	一人につき　四〇八、一〇〇〇
				学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇〇
		2	中学校費	教職員数	一人につき　三八八、一〇〇〇〇
				学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇〇
		3	高等学校費	教職員数	一人につき　六九六、二〇〇〇〇
				生徒数	一人につき　五、八七〇〇〇
		4	その他の教育費	人口	一人につき　一二三〇〇
				育学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　一二八、〇〇〇〇〇

四	厚生労働費			
	1	生活保護費	町村部人口	一人につき　三九〇〇〇
	2	社会福祉費	人口	一人につき　一六四〇〇
	3	衛生費	人口	一人につき　三八六〇〇
	4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき　四四六〇〇
			失業者数	一人につき　八一、〇〇〇、〇〇〇
五	産業経済費			
	1	農業行政費	耕地の面積	一町歩につき　三、九三四〇〇
			農家数	一戸につき　五、三二二〇〇
	2	林野行政費	林野の面積	一町歩につき　二、八二〇〇〇
	3	水産行政費	水産業者数	一人につき　一八、七〇〇〇〇
	4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき　九二二〇〇
六	その他の行政費			
	1	徴税費	道府県税の税額	千円につき　一二七〇〇
	2	恩給費	恩給受給権者数	一人につき　四一、七〇〇〇〇
	3	その他の諸費	人口	一人につき　五三九〇〇
			面積	一平方キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金		千円につき　九五〇〇〇
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		千円につき　二五〇〇〇
市町村				
四	厚生労働費			
	1	生活保護費	市部人口	一人につき　三三一〇〇
	2	社会福祉費	人口	一人につき　一〇〇〇〇
	4	育費	その他の教育人口	一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇
五	産業経済費			
	1	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三六五〇
			道路の延長	一メートルにつき　一九七〇〇
	2	橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　四七一〇〇
			木橋の延長	一メートルにつき　一、二〇〇〇〇
	3	河川費	河川の延長	一メートルにつき　四五二〇
	4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、三八〇〇〇
			港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
	5	その他の土木費	人口	一人につき　三一三〇〇
			面積	一平方キロメートルにつき　一、四六四、〇〇〇
			海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六〇〇
三	教育費			
	1	小学校費	教職員数	一人につき　四〇八、一〇〇〇
			学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇
	2	中学校費	教職員数	一人につき　三八八、一〇〇〇
			学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇
	3	高等学校費	教職員数	一人につき　六九六、二〇〇〇
			生徒数	一人につき　五、八七〇〇〇
	4	その他の教育費	人口	一人につき　一二三〇〇
			育学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇
道府県				
	1	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき　三六五〇
			道路の延長	一メートルにつき　一九七〇〇
	2	橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき　四七一〇〇
			木橋の延長	一メートルにつき　一、二〇〇〇〇
	3	河川費	河川の延長	一メートルにつき　四五二〇
	4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき　二、三八〇〇〇
			港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
	5	その他の土木費	人口	一人につき　三一三〇〇
			面積	一平方キロメートルにつき　一、四六四、〇〇〇
			海岸保全施設の延長	一メートルにつき　三五六〇〇
三	教育費			
	1	小学校費	教職員数	一人につき　四〇八、一〇〇〇
			学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇
	2	中学校費	教職員数	一人につき　三八八、一〇〇〇
			学校数	一校につき　九三、〇〇〇〇
	3	高等学校費	教職員数	一人につき　六九六、二〇〇〇
			生徒数	一人につき　五、八七〇〇〇
	4	その他の教育費	人口	一人につき　一二三〇〇
			育学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇
市町村				
一	消防費	人口		一人につき　五五六〇〇
二	土木費			
四	厚生労働費			
1	生活保護費	町村部人口		一人につき　三九〇〇〇
2	社会福祉費	人口		一人につき　一六四〇〇
3	衛生費	人口		一人につき　三八六〇〇
4	労働費	工場事業場労働者数		一人につき　四四六〇〇
		失業者数		一人につき　八一、〇〇〇、〇〇〇
五	産業経済費			
1	農業行政費	耕地の面積		一町歩につき　三、九三四〇〇
		農家数		一戸につき　五、三二二〇〇
2	林野行政費	林野の面積		一町歩につき　二、八二〇〇〇
3	水産行政費	水産業者数		一人につき　一八、七〇〇〇〇
4	商工行政費	商工業の従業者数		一人につき　九二二〇〇
六	その他の行政費			
1	徴税費	道府県税の税額		千円につき　一二七〇〇
2	恩給費	恩給受給権者数		一人につき　四一、七〇〇〇〇
3	その他の諸費	人口		一人につき　五三九〇〇
		面積		一平方キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇、〇〇〇
七	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金		千円につき　九五〇〇〇
八	特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金		千円につき　二五〇〇〇
市町村				
四	厚生労働費			
1	生活保護費	市部人口		一人につき　三三一〇〇
2	社会福祉費	人口		一人につき　一〇〇〇〇
4	育費	その他の教育人口		一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇
五	産業経済費			
1	道路費	道路の面積		一平方メートルにつき　三六五〇
		道路の延長		一メートルにつき　一九七〇〇
2	橋りょう費	橋りょうの面積		一平方メートルにつき　四七一〇〇
		木橋の延長		一メートルにつき　一、二〇〇〇〇
3	河川費	河川の延長		一メートルにつき　四五二〇
4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長		一メートルにつき　二、三八〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長		一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
5	その他の土木費	人口		一人につき　三一三〇〇
		面積		一平方キロメートルにつき　一、四六四、〇〇〇
		海岸保全施設の延長		一メートルにつき　三五六〇〇
三	教育費			
1	小学校費	教職員数		一人につき　四〇八、一〇〇〇
		学校数		一校につき　九三、〇〇〇〇
2	中学校費	教職員数		一人につき　三八八、一〇〇〇
		学校数		一校につき　九三、〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数		一人につき　六九六、二〇〇〇
		生徒数		一人につき　五、八七〇〇〇
4	その他の教育費	人口		一人につき　一二三〇〇
		育学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数		一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇
道府県				
1	道路費	道路の面積		一平方メートルにつき　三六五〇
		道路の延長		一メートルにつき　一九七〇〇
2	橋りょう費	橋りょうの面積		一平方メートルにつき　四七一〇〇
		木橋の延長		一メートルにつき　一、二〇〇〇〇
3	河川費	河川の延長		一メートルにつき　四五二〇
4	港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長		一メートルにつき　二、三八〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長		一メートルにつき　四、四〇〇〇〇
5	その他の土木費	人口		一人につき　三一三〇〇
		面積		一平方キロメートルにつき　一、四六四、〇〇〇
		海岸保全施設の延長		一メートルにつき　三五六〇〇
三	教育費			
1	小学校費	教職員数		一人につき　四〇八、一〇〇〇
		学校数		一校につき　九三、〇〇〇〇
2	中学校費	教職員数		一人につき　三八八、一〇〇〇
		学校数		一校につき　九三、〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数		一人につき　六九六、二〇〇〇
		生徒数		一人につき　五、八七〇〇〇
4	その他の教育費	人口		一人につき　一二三〇〇
		育学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数		一人につき　一二八、〇〇〇、〇〇〇

3 保健衛生費	人口	一人につき	一一八〇〇
4 清掃費	人口	一人につき	四一三〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	八一、〇〇〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	四、〇四六〇〇
2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三〇四〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、一二三〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	一三七〇〇
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	五三〇〇
	世帯数	一世数につき	二三九〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	一、〇一八〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三四六、〇〇〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

（昭和四十一年度分から昭和四十七年度分までの地方交付税の総額の特例）

第二条 昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法第六条第二項（昭和四十一年度から昭和四十四年度までの各年度分にあつては、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律第二条）の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額から当該各年度における借入金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。

2 前項の借入金の額は、昭和四十年度において借り入れる借入金にあつては昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）第四条第一項の規定による借入金の額として昭和四十年度特別会計補正予算（特第2号）に計上された額とし、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において借り入れる借入金にあつては同条第二項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に各地方団体に対して交付された昭和四十年度分の普通交付税の額は、同年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなす。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十五号（昭四〇・一二・二九）

◎農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十年度において、一般会計から、十六億三千百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百五十六号（昭四〇・一二・二九）

◎石油ガス税法

目次

第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 課税標準及び税率（第九条・第十条）
第三章 免税及び税額控除等（第十一条―第十五条）
第四章 申告及び納付等（第十六条―第二十条）
第五章 雑則（第二十一条―第二十七条）
第六章 罰則（第二十八条―第三十一条）
附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油ガス税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素（炭化水素とその他の物との混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む。）で温度十五度及び一気圧において気状のもの（一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く。）をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。

三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（課税物件）

第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（以下「課税石油ガス」という。）には、この法律により、石油ガス税を課する。

（納税義務者）

第四条　石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者（以下「石油ガスの充てん者」という。）は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2　課税石油ガスを保税地域から引き取る者は、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第五条　石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなし、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなして、この法律（第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2　保税地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引き取るものとみなす。

3　関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に搬入された課税石油ガスが、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

4　石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

5　石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないこととなつた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、その石油ガスの充てん場であつた場所の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6　前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなお石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

（石油ガスの充てん者等とみなす場合）

第六条　課税石油ガスが石油ガスの充てん場から移出された場合において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律（第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2　自動車用の石油ガス容器以外の容器に充てんされている石油ガスを自動車の燃料として消費するため当該石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた者があるときは、その者を石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスと、その取付けを石油ガスの充てん場からの移出とみなして、この法律を適用する。

（適用除外）

第七条　石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス（当該移出又は引取りに係る石油ガス税を免除されたもの及び石油ガスの充てん場に戻し入れられ、又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあるものを除く。）が、他の自動車用の石油ガス容器に充てんされる場合には、この法律を適用しない。

（納税地）

第八条　石油ガス税の納税地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガス税の納税地は、政令で定める。

第二章　課税標準及び税率

（課税標準）

第九条　石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量とする。

2　課税石油ガスで容量により計量されているものについての前項の重量の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第十条　石油ガス税の税率は、課税石油ガス一キログラムにつき、十七円五十銭とする。

第三章　免税及び税額控除等

（輸出免税）

第十一条　石油ガスの充てん者が輸出する目的で課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの輸出されたことを証する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3　前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4　第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税）

第十二条　石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2　前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの輸出に関する明細書及び当該課税石油ガスが前項に

規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）に提出しなければならない。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実（第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合は、この限りでない。

（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税）

第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、

災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

（免税の表示）

第十四条 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスの容器に当該課税石油ガスが第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならない。

（戻入れの場合の石油ガス税の控除等）

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス（第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。）を当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項及び第三項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項、第三項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス（次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。）をその石油ガスの充てん場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項、次項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合において、当該領収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの数量に対する石油ガス税額（延滞税、過少申

告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

4　前三項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5　石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後（第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後）当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6　第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

7　第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの数量として政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

8　相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業（対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることをいう。以下同じ。）を承認した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合においてその相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき、又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

9　前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

10　第四項又は第五項の規定による還付金につき国税

通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日の翌日から起算するものとする。

一　次条第一項の規定による申告書　当該申告書の提出期限から一月を経過する日

二　次条第二項の規定による申告書　当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章　申告及び納付等

（移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告）

第十六条　石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月（当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの重量

二　第十一条又は第十二条の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量

三　第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下「課税標準数量」という。）

四　課税標準数量に対する石油ガス税額

五　前条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものを含む。）

六　第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「納付すべき税額」という。）

七　第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八　その他参考となるべき事項

2　前条第一項若しくは第五項又は第三項の承認を受けた者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れをした場所又は同条第三項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3　第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準の申告）

第十七条　課税石油ガスを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税石油ガスに係る前条第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付）

第十八条　第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限から一月以内に、当該申告書に記載した納付すべき

税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

（引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等）

第十九条　保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2　第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の翌翌月末日を納期限として徴収する。

（納期限の延長）

第二十条　石油ガスの充てん者が、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出した場合において、第十八条の規定による納期限までに納期限の延長についての申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を政令で定めるところにより提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

第五章　雑則

（保全担保）

第二十一条　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油ガス税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、石油ガスの充てん者又は課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油ガス税につき担保の提供を命ずることができる。

2　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

（自動車用の石油ガス容器である旨の表示）

第二十二条　自動車用の石油ガス容器の所有者は、その自動車用の石油ガス容器の見やすい所に、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。

（開廃等の申告）

第二十三条　石油ガスの充てん業をしようとする者（保税地域において、関税法第二条第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充てん業のみをしようとする者を除く。以下同じ。）は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

2　前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

3　相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日にお

いて、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

4　前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

（記帳義務）

第二十四条　石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第二十五条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一　第十六条第一項の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（当該職員の権限）

第二十六条　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。

三　第一号に規定する者の業務に関する石油ガス又は前号に規定する課税石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四　運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対して質問し、又はこれらの物件の所在地において、これらの物件を検査すること。

2　当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要がある場合には、第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の石油ガスの充てん若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

4　当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（保税地域に該当する石油ガスの充てん場）

第二十七条　石油ガスの充てん場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、関税法第二条第四号（定義）に規定する内国貨物に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を保税地域に該当しない石油ガスの充てん場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場でない保税地域とみなす。

第六章　罰則

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、五年以下

の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、又は免れようとした者

二　偽りその他不正の行為により第十五条第四項又は第五項の規定により還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十二条第六項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第一項の規定による申告書の提出を怠つた者

三　第十七条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第三十条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二　第十四条の規定による表示をしなかつた者

三　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

四　第二十四条の規定による帳簿を隠匿し、しくは偽り、又はその帳簿の記載を怠り、若

五　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。ただし、第二十二条の規定は、同年三月一日から施行する。

（税率の暫定的軽減）

2　次の各号に掲げる期間内に石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られる課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十一年十二月三十一日まで　課税石油ガス一キログラムにつき五円

二　昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで　課税石油ガス一キログラムにつき十円

（経過規定）

3　この法律の施行の際現に石油ガスの充てん業をしている者で引き続いて当該石油ガスの充てん業をしようとするものは、施行日から一月以内に、その石油ガスの充てん場ごとに、その石油ガスの充てん場の位置その他政令で定める事項を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

4　前項の規定による申告をした者は、施行日において、第二十三条第一項前段の規定による申告をした

ものとみなす。

5　第三項及び第三十条第三号の規定は、第三項に規定する者で施行日から一月以内に同項の石油ガスの充てん業を廃止することとなるものについては、適用しない。

（関係法律の一部改正）

6　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくはトランプ類の製造者（石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。）」に改め、「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加え、「若しくはトランプ類（以下「被災酒類等」と総称する。）」を「、石油ガス若しくはトランプ類（以下「被災酒類等」と総称する。）」に改め、同条第二項中「（揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分に限る。）」の下に「、石油ガス税法第十五条第一項、第三項若しくは第五項」を加える。

7　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加える。

8　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下に「、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

（石油ガス税法の特例）

第十条の二　政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて石油ガスの充てん場から移出する石油ガス税法に規定する課税石油ガスで次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油ガス税を免除する。

一　合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二　個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2　第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた課税石油ガスで所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、第九条第二項中「製造者」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と、「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「前二条」を「前三条」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に、「物品又は揮発油」を「物品、揮発油又は課税石油ガス」に、「第九条第一項各号及び」を「第九条第一項各号、第十条第一項各号又は」に改め、同条第二項中「物品又は揮発油」を「物品、揮発油又は課税石油ガス」に改め、「第九条第二項各号」の下に「、第十条第一項各号」を加え、「第九条第一項又は」を「第九条第一項、第十条第一項又は」に、「又は揮発油税額及び地方道路税額」を「、揮発油税額及び地方道路税額又は石油ガス税額」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下に「、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）」を加える。

第七条中「地方道路税」の下に「並びに石油ガス税」を加え、「製造された」を「製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた」に改める。

10 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加える。

11 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地方道路税」の下に「、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税」を、「地方道路譲与税の譲与金」の下に「、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金」を加える。

12 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下に「並びに石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）」を加える。

第二条第一項中「若しくは地方道路税」を「、地方道路税若しくは石油ガス税」に改め、「製造場」の下に「（石油ガスについては、石油ガスの充てん場。以下同じ。）」を加える。

第四条第二項中「及び揮発油税法第十二条の二第一項」を「、揮発油税法第十二条の二第一項及び石油ガス税法第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改め、「製造者」の下に「（石油ガスについては、石油ガスの充てん者）」を加え、「又は揮発油税法及び地方道路税法」を「、揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に改め、同条第二項中「又は揮発油税法及び地方道路税法」を「、揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に、「又は揮発油税法第三章」を「、揮発油税法第三章又は石油ガス税法第四章」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

13 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下に「、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）」を加える。

第三条第一項中「地方道路税法」の下に「、石油ガス税法」を加え、同条第二項中「又は第十条第一項第一号」を「、第十条第一項第一号又は第十条の二第一項第一号」に、「又は地方道路税」を「及び地方道路税又は石油ガス税」に、「又は揮発油」を「、揮発油又は課税石油ガス」に、「又は第十条第二項」を「、第十条第二項又は第十条の二第二項」に改める。

第四条中「地方道路税法」の下に「、石油ガス税法」を加える。

14 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）」の下は「、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）」を加える。

第二条第一号中「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加え、同条第二号中「又は」を「、石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガス又は」に改める。

第五条第三項ただし書中「又は揮発油税法第五条第六項（引取りとみなす場合）」を「、揮発油税法第五条第六項（引取りとみなす場合）又は石油ガス税法第五条第三項（引取りとみなす場合）」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

15 道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「揮発油税の収入額の予算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。）」を、「揮発油税の収入額の決算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合計額（以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。）」を加え、同項第一号及び第二号中「揮発油税」を「揮発油税等」に改める。

16 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「揮発油税の収入額に相当する金額」の下に「及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額」を加える。

17 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加える。

18 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「、石油ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「（石油ガス税については、石油ガスの充てん場とする。）」を加える。

（法務・大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百五十七号（昭四〇・一二・二九）

◎石油ガス譲与税法

（石油ガス譲与税）

第一条 石油ガス譲与税は、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六条）の規定による石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とし、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対して譲与するものとする。

（譲与の基準）

第二条 石油ガス譲与税は、都道府県及び指定市に対し、毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域（指定市を包括する都道府県にあつては、当該指定市の区域を除いた区域）内に存する一般国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、石油ガス譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を

同項の道路の面積であん分するものとする。

3　第一項の道路の延長及び面積は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条　石油ガス譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
八月	前年度三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額と同月において収納した石油ガス税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額
十二月	八月から十一月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
三月	十二月から二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額との合算額の二分の一に相当する額

2　前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第四条　各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額とする。

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第五条　都道府県知事及び指定市の長は、自治省令で定めるところにより、石油ガス譲与税の額の算定に用いる資料を自治大臣に提出しなければならない。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第六条　自治大臣は、石油ガス譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。

（石油ガス譲与税の使途）

第七条　都道府県及び指定市は、譲与を受けた石油ガス譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならない。

（指定市の指定があつた場合における譲与の基準に関する特例）

第八条　新たに指定市の指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する管理を行なうこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

（昭和四十年度の特例）

2　昭和四十年度に限り、第二条第一項中「毎年」とあるのは「昭和四十年」と、第三条第一項の表中「十二月から二月までの間の」とあるのは「二月中の」とする。

（地方交付税法の一部改正）

3　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加え、「及び地方道路譲与税」を「、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の項中

「十三　都道府県交付金及び都道府県納付金

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二条の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

を

「十三　石油ガス譲与税

十四　都道府県交付金及び都道府県納付金

石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）第二条の規定によつて算定した額

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

に

改め、同表市町村の項中

「十一　市町村交付金及び市町村納付金

(1)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(2)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

を

「十一　石油ガス譲与税

十二　市町村納付金及び市町村納付金

石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額

(1)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(2)　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの

に

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格」

改める。

4　前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

（自治省設置法の一部改正）

5　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の二及び第三十三号の三中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

第十三条第一号中「地方道路譲与税」の下に「、石油ガス譲与税」を加え、同条第六号及び第七号中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加え、同条第十二号中「（昭和三十年法律第百十三号）」の下に「、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）」を、「地方道路譲与税」の下に「、石油ガス譲与税」を加える。

第十七条第四号の二中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

（地方道路譲与税法の一部改正）

6　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（譲与時期ごとの譲与額の計算）

第三条の二　各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

◎古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2　この法律において「歴史的風土」とは、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

（国及び地方公共団体の任務等）

第三条　国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨を徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。

2　一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

（歴史的風土保存区域の指定）

第四条　内閣総理大臣は、関係地方公共団体及び歴史的風土審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。

2　内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3　内閣総理大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4　前三項の規定は、歴史的風土保存区域の指定について準用する。

（歴史的風土保存計画）

第五条　内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。

2　歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一　歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

二　歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三　歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

四　第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

3　内閣総理大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4　前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

（歴史的風土特別保存地区の指定）

第五条　内閣総理大臣は、歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。

2　歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

一　歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

二　歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

三　歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

四　第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

3　内閣総理大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4　前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

（歴史的風土特別保存地区の指定）

第六条　建設大臣は、歴史的風土保存計画に基づき、歴史的風土保存区域内において、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画の施設として、歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を指定することができる。

2　府県は、特別保存地区の指定があつたときは、その区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。この場合において、特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

（歴史的風土保存区域内における行為の届出）

第七条　歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三　木竹の伐採

四　土石の類の採取

五　前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

3　国の機関は、第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

（歴史的風土保存地区内における行為の制限）

第八条　特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽旨な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区の指定の際すでに着手している行為については、この限りでない。

一　建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二　宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

三　木竹の伐採

四　土石の類の採取

五　建築物その他の工作物の色彩の変更

六　屋外広告物の表示又は掲出

七　前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2　府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3　建設大臣は、第一項ただし書若しくは同項第七号又は前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ歴史的風土審議会の意見をきかなければならない。

4　第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附することができる。

5　府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによる。

6　府県知事は、前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとするときは、あらかじめ当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

7　第五項前段の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

8　国の機関が行なう行為については、府県知事と協議しなければならない。

9　前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

第十条　第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

第十一条　府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第八条第一項の許可を得ることが

できないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買い入れるものとする。

2　前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。

（買い入れた土地の管理）

第十二条　府県は、前条の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

（歴史的風土保存計画の実施に要する経費）

第十三条　国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（費用の負担及び補助）

第十四条　国は、第九条の規定による損失の補償及び第十一条の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2　国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、古都たる市町村が特別保存地区内における家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度分の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（歴史的風土審議会）

第十六条　総理府に、附属機関として、歴史的風土審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十七条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3　学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　前項の委員は、再任されることができる。

5　審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　委員及び専門委員は、非常勤とする。

9　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告、立入調査等）

第十八条　府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　府県知事は、第八条第一項、第四項又は第五項前段の規定による権限を行なうため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（大都市の特例）

第十九条　この法律中府県が処理することとされている事務又は府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中府県又は府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（罰則）

第二十条　第八条第五項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十一条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第八条第一項の規定に違反した者

二　第八条第四項の規定により許可に附せられた条件に違反した者。

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者

二　第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十八条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条　第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二十条から第二十二条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法の一部改正）

2　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法ニ依ル特別保存地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スヘシ

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）による特別保存地区の指定及び特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

（総理府設置法の一部改正）

4　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中港湾調整審議会の項の次に次のように加える。

歴史的風土審議会	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

（内閣総理・大蔵・建設・自治大臣署名）

法律第二号（昭四一・一・一三）

◎繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第九条の四の次に次の一条を加える。

（輸出適格生糸の特別売渡し）

第九条の五　政府は、生糸の価格の騰貴により生糸（生糸の加工品を含む。以下この項において同じ。）の輸出が減少し又は減少するおそれがある場合において、生糸の輸出を確保するため特に必要があるときは、その保有する輸出適格生糸を一般競争入札の方法により売り渡すことができる。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

2　前項の規定による輸出適格生糸の売渡しの価格は、政府による当該輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭四一・一・一三）

◎日本蚕糸事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第十三条）
第二章　役員等（第十四条―第二十七条）
第三章　業務（第二十八条―第三十五条）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第四十三条）
第五章　監督（第四十四条・第四十五条）
第六章　雑則（第四十六条―第四十八条）
第七章　罰則（第四十九条―第五十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本蚕糸事業団は、蚕糸業の経営の安定と生糸の輸出の増進に資するため、生糸の買入れ及び売渡し、委託による乾繭の売渡し等の操作を行なうことにより、繭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条　日本蚕糸事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額及び附則第八条第一項の規定により出資される営業の価額並びに事業団の設立に際し次条各号に掲げる者から出資される金額の合計額とする。

2　事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

（出資）

第五条　次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一　養蚕業者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会

二　製糸業者（製糸業法（昭和七年法律第二十九号）

第二条第一項の規定により免許を受けた者その他農林省令で定める者に限る。以下同じ。）

三　製糸業者が直接又は間接の構成員となつている商工組合、商工組合連合会又は農林省令で定めるその他の法人

第六条　事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

（出資証券）

第七条　事業団は、出資に対し出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第九条　政府以外の出資者（第四十七条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第十条　出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　第五条各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（登記）

第十一条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければ、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十二条　事業団でない者は、日本蚕糸事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十四条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第十五条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十六条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十七条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十八条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十九条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十一条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第二十二条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十三条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（運営審議会）

第二十四条　事業団に、運営審議会を置く。

2　運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

第二十五条　運営審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。

4　第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

（役員等の秘密保持義務）

第二十六条　事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十七条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一　生糸の買入れ及び売渡し（第三号の委託による売渡しを除く。）を行なうこと。

二　委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

三　前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

四　前三号に掲げる業務に伴う生糸又は乾繭の保管を行なうこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2　事業団は、前項の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業に対する助成を行なうことができる。

3　事業団は、前二項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4　第一項第一号及び第二号に掲げる業務は、次条から第三十三条までに定めるところにより行なうものとする。

（生糸の買入れ）

第三十九条　事業団は、出資者で第五条第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸（他に委託して製造したものを含む。）を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買い入れることができる。

2　事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3　事業団が毎事業年度第一項の規定により買い入れることができる生糸の数量は、政府で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同項の規定により買い入れて保管する生糸を当該事業年度に売り渡した場合（繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の第一項の規定による買入れの契約に基づいて売り渡した場合を除く。）には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を限度とする。

（生糸の売渡し）

第四十条　事業団は、前条第一項の約定に基づき売り戻すほか、同条第一項の規定により買い入れて保管する生糸（その生糸に係る第三十二条第一項の規定による買換えによつて保管する生糸を含む。）のうち前条第一項の規定による買入れ後同条第二項の政令で定める期間を経過してなお保管しているものを売り渡すことができる。

2　事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売り渡した場合を除く。）には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を限度とする。

（生糸の売渡し）

第四十一条　事業団は、前条第一項の約定に基づき売り戻すほか、同条第一項の規定により買い入れて保管する生糸（その生糸に係る第三十二条第一項の規定による買換えによつて保管する生糸を含む。）のうち前条第一項の規定による買入れ後同条第二項の政令で定める期間を経過してなお保管しているものを売り渡すことができる。

2　事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売り渡した場合を除く。）には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量（その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量）を加えて得た数量を限度とする。

（標準売渡価格等）

第四十四条　事業団は、次の各号に掲げる価格を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　標準売渡価格及び買入価格　農林省令で定める期間

二　基準繭価　春蚕繭及び夏秋蚕繭のそれぞれの繭立ての時期から出荷の時期までを基準として農林省令で定める期間

2　前項第一号に掲げる標準売渡価格及び買入価格は、繭糸価格安定法第二条の最高価格をこえずかつ同条の最低価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格（以下「基準糸価」という。）を基準として定めるものとする。

3　第一項第二号に掲げる基準繭価は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として、基準糸価を参酌して定めるものとする。

4　基準糸価は、繭糸価格安定法第四条の規定により第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

3　事業団は、前項の規定により行なう業務の遂行に支障のない範囲内で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

4　第一項第一号及び第二号に掲げる業務は、次条から第三十三条までに定めるところにより行なうものとする。

（生糸の買入れ）

第三十九条　事業団は、出資者で第五条第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸（他に委託して製造したものを含む。）を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買い入れることができる。

2　事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3　事業団が毎事業年度第一項の規定により買い入れることができる生糸の数量は、政府で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同項の規定により買い入れて保管する生糸を当該事業年度に売り渡した場合（繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の第一項の規定による買入れの契約に基づいて売り渡しをする場合を除き、政令で定めるところにより、一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法によることができる。

（生糸の買入れ又は売渡しをしない場合）

第三十一条　事業団は、次に掲げる場合には、第二十九条第一項の規定による買入れ又は前条第一項の規定による売渡しをしないものとする。

一　第二十九条第一項の申込みをした者について、その者が第三十四条第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で繭を買い入れ又は買い入れるおそれがあると認めるとき。

二　前条第一項の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

三　その他農林省令で定める理由があるとき。

（生糸の買換え）

第三十二条　事業団は、第二十九条第一項の規定により買い入れて保管する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、同条及び第三十条の規定にかかわらず、これを同一の種類及び数量の生糸に買い換えることができる。この項の規定による買換えによつて保管する生糸についても、同様とする。

2　前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行なわなければならない。

（乾繭の売渡し等の受託）

第三十三条　事業団は、繭の売買取引が次条第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で行なわれるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより、乾繭を売り渡し、加工し又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2　事業団は、前項の規定により委託を受ける場合には、次条第一項第二号に掲げる期間ごとに、繭の価格が同号に掲げる基準繭価を下つて低下することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾繭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。

同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5　農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6　農林大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準売渡価格及び買入価格並びに基準繭価を告示しなければならない。

（業務方法書）

第三十五条　事業団は、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3　事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に送付しなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十七条　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　第三十五条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

（財務諸表）

第三十八条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十九条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第四十条　事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第四十一条　事業団は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十二条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農林省令への委任）

第四十三条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第四十四条　事業団は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十五条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（繭の価格に関する勧告）

第四十六条　農林大臣は、繭の売買取引が第三十四条第一項第二号に掲げる基準繭価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、製糸業者に対し、養蚕業者（養蚕業となつている農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む。）から繭を買い入れるに当たつては同号に掲げる基準繭価以上の価格によるべきことを勧告することができる。

（解散）

第四十七条　事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

第七章　罰則

（罰則）

第四十九条　第二十六条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

る。

第五十条　第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかつたとき。

三　第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四　第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十一条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

六　第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八　第四十四条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十二条　第十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条までの規定、附則第十八条中繭糸価格安定法第十四条の二から第十四条の十四までを削る改正規定、同法第十八条第二号の改正規定及び同法第二十条から第二十二条までを削る改正規定（以下「日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定」という。）並びに附則第十九条及び第二十三条から第三十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第二十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえかつ九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、第五条各号に掲げる者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

2　設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

3　設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

4　前項の規定により払込みを求められたときは、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者は、その引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

5　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6　第四十八条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（日本蚕繭事業団の解散等）

第七条　日本蚕繭事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　日本蚕繭事業団の解散の時までに政府から日本蚕繭事業団に対して出資された十億円は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。

3　第一項の規定により日本蚕繭事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本輸出生糸保管株式会社の解散等）

第八条　日本輸出生糸保管株式会社は、この法律の公布の日から起算して二月以内に商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条（定款変更の決議方法）に規定する株主総会の決議を得て、事業団の設立に際し、事業団に対してその営業の全部を出資することができる。

2　商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四（反対株主の株式買取請求）の規定は、前項の場合に準用する。

3　日本輸出生糸保管株式会社は、第一項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。

4　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

5　第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社が買い取つて消却したものとみなす。

6　前項の場合における株式一株の買取価格は、日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

7　日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主（政府及び第五条各号に掲げる者に限る。）は、その所有する株式の数に比例して、事業団の出資証券の引受人となる。

8　第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

9　日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七項の規定により日本輸出生糸保管株式会社の株主が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

10　商法第二百九条第四項（質権者の株券の引渡請求）の規定は、前項の質権について準用する。

11　第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令

で定める。

第九条　前条第一項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

2　前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（事業団の名称についての経過規定）

第十条　この法律の施行の際現に日本蚕糸事業団という名称を使用している者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業団の助成事業についての経過規定）

第十一条　事業団の最初の事業年度の第二十八条第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕繭事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損益計算上の利益金として政令で定めるところにより算出される金額」とする。

（事業団の事業年度等についての経過規定）

第十二条　事業団の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十一日に終わるものとする。

第十三条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（増資）

第十四条　事業団は、その成立の日における資本金の金額のうち第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額のうち同号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円以上となるようにその資本金を増加するものとする。

2　前項に規定する場合においては、第五条各号に掲げる者の出資に係る金額が十億円に達するまでは、事業団は、第四条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第五条各号に掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

（繭糸価格の安定に関する臨時措置法の廃止）

第十五条　繭糸価格の安定に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百六十七号）は、廃止する。

（日本蚕繭事業団法の廃止）

第十六条　日本蚕繭事業団法（昭和三十四年法律第百四号）は、廃止する。

（日本蚕繭事業団法の廃止に伴う経過規定）

第十七条　前条の規定の施行前にした廃止前の日本蚕繭事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（繭糸価格安定法の一部改正）

第十八条　繭糸価格安定法の一部を次のように改正する。

第九条の二第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは次条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「経済事情」を「経済事情並びに日本蚕糸事業団による輸出適格生糸の買入れの価格にその保管に要する費用の額を加えて得た額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「日本輸出生糸保管株式会社を相手方として、当該会社が、農林大臣の定める条件に従い買い入れて保管する輸出適格生糸」を「日本蚕糸事業団を相手方として、日本蚕糸事業団が、買い入れて保管する輸出適格生糸」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の政令で定める期間は、日本蚕糸事業団法（昭和四十一年法律第三号）第二十九条第二項の政令で定める期間を下らない期間とする。

第九条の三を削り、第九条の四第一項中「第九条の二第一項」を削り、「第九条の二第三項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「費用の額を加えて得た額」の下に「又は日本蚕糸事業団法第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡価格のいずれか高い額」を加え、同条を第九条の三とし、第九条の五を第九条の四とする。

第十二条の三中「第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」を「若しくは第九条の二第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条の二から第十四条の十四までを削る。

第十八条第二号中「若しくは第十四条の十四第一項」を削り、「第十四条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十条から第二十二条までを削る。

（繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過規定）

第十九条　事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行の日から前条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の日の前日までは、次に掲げる業務を行なうことができる。この場合において、改正前の繭糸価格安定法第九条の二及び第九条の三の規定の適用については、これらの規定中「日本輸出生糸保管株式会社」とあるのは、「当該会社」とあり、「当該会社」とする。

一　日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式会社が改正前の繭糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（改正前の同法第九条の二第一項の規定により締結している契約又は附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が改正前の同法第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が保管しているものに限る。）の保管及び

二　改正前の繭糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基づいて輸出適格生糸の買入れ及び保管を行ない、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行なうこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2　前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで及び附則第十九条第一項」とする。

第二十条　事業団は、第二十八条第一項から第三項までの規定により行なう業務のほか、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の後において、日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行の際現に日本輸出生糸保管株式会社が改正前の繭糸価格安定法第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定により締結している契約又は附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が改正前の同法第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項の規定により締結している契約に基づいて、輸出適格生糸（附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定の施行の際現に事業団が保管しているものに限る。）の保管及び

売渡しの業務を行ない、並びにこれに附帯する業務を行うことができる。

2　前項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第五十一条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十八条第一項から第三項まで及び附則第二十条第一項」とする。

第二十一条　改正前の繭糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定による買入れにより政府が保有する生糸は、改正後の同法第九条の二第四項及び第九条の三第一項の規定の適用については、改正後の同法第九条の二第一項の規定による買入れにより政府が保有する生糸とみなす。

第二十二条　改正前の繭糸価格安定法第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定による政府の買入れの契約は、改正後の同法第十二条の三の規定の適用については、改正後の同法第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約とみなす。

第二十三条　日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定の施行前にした当該改正規定による改正前の繭糸価格安定法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（糸価安定特別会計法の一部改正）

第二十四条　糸価安定特別会計法（昭和二十六年法律第三百十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「八郎潟新農村建設事業団」の下に、「日本蚕糸事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第二十六条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本蚕繭事業団」を「日本蚕糸事業団」に、「日本蚕繭事業団法」を「日本蚕糸事業団法」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十七条　印紙税法（明治三十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ三を次のように改める。

六ノ三ノ三　日本蚕糸事業団ノ発スル出資証券

（租税特別措置法の一部改正）

第二十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「、日本輸出生糸保管株式会社」を削る。

（所得税法の一部改正）

第二十九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本蚕繭事業団の項を次のように改める。

日本蚕糸事業団	日本蚕糸事業団法（昭和四十一年法律第三号）

（法人税法の一部改正）

第三十条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本蚕繭事業団の項を削り、別表第二第一号の表中日本小型自動車振興会の項に次のように加える。

日本蚕糸事業団	日本蚕糸事業団法（昭和四十一年法律第三号）

（地方税法の一部改正）

第三十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本蚕繭事業団」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「糖価安定事業団」の下に、「日本蚕糸事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第三十二条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」を「日本蚕糸事業団」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

第三十三条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四　日本蚕糸事業団の指導監督に関すること。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・自治大臣署名）

法律第四号（昭四一・一・一九）

◎昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における経済情勢にかえりみ、昭和四十年度における租税収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めるものとする。

（公債の発行）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年度の一般会計補正予算（第3号）において見込まれる租税及び印紙収入の減少を補うため、同予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　政府は、前項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

3　第一項の規定による公債の発行は、同項の議決を経た金額のうち昭和四十年度の一般会計の歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、昭和四十一年度において行なうことができる。

（交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例）

第三条　昭和四十年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号。以下「法」という。）第四条の規定による一般会計からの繰入金の額の算定については、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上されたところによる。

2　昭和四十一年度以降の各年度分の法第四条の規定による一般会計からの繰入金の額の算定については、昭和四十年度分の地方交付税に相当する金額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額の合算額とする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金）

第四条　交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、三百億円に限り、この会計の負担において借入れをすることができる。

おいて、借入金をすることができる。

2　交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、前項に規定する金額から、次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる下欄に掲げる金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

年度	金額
昭和四十一年度	十億円
昭和四十二年度	三十億円
昭和四十三年度	三十億円
昭和四十四年度	三十億円
昭和四十五年度	六十億円
昭和四十六年度	七十億円

3　法附則第十六項から第十八項まで及び第二十項の規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子について準用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計の支出する地方交付税交付金の額の特例）

第五条　昭和四十年度から昭和四十七年度までの各年度においては、法第三条に規定する地方交付税交付金のうち地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条の規定に係るものは、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十年法律第百五十四号）第一条第一項及び第二条第一項の規定による当該年度分の地方交付税の総額の交付金とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「起債、」を「発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ」に、「関スル取扱手続」を「関シ必要ナル事項」に、「定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」を「定ム」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ国債ニ関スル事務ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子仕払ニ付之ヲ準用ス

3　交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において」を「のうち地方交付税法第六条の規定に係るものは、昭和三十九年度においては」に改め、「及び第二条」を削る。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭四一・二・一六）

◎昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条　個人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和四十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一　昭和四十年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二　昭和四十年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三　昭和四十年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四　昭和四十年十月二十一日から昭和四十一年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2　前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

九月二十日	北海道 宮城県 石川県	青森県 秋田県 新潟県 福井県	岩手県 山形県 富山県	八月三十一日
九月三十日	茨城県 新潟県 福井県	栃木県 富山県	千葉県 石川県	十月三日
十月一日	茨城県 新潟県 福井県	栃木県 富山県	千葉県 石川県	十月四日
同月十一日	秋田県	山形県		同月十三日
	三重県	滋賀県	兵庫県	同月十四日
十月十二日	秋田県	山形県		十月十四日
	三重県	滋賀県	兵庫県	十月十五日
同月二十日	秋田県	山形県	岩手県	同月二十三日
	青森県			同月二十五日
	北海道			同月二十七日
十月二十一日	秋田県	山形県	岩手県	十月二十四日
	青森県			十月二十六日
	北海道			十月二十八日

3　第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

（法人税の特例）

第二条　前条の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日（北海道、青森

載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭四一・三・四）

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三百キロメートル」を「四百キロメートル」に、「二円七十五銭」を「三円六十五銭」に、「二円三十五銭」を「二円八十銭」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

第四条の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	二等運賃	一等運賃
	円	円
青森函館間	380	760
宇野高松間	90	180
仁方堀江間	260	520
宮島口宮島間	40	
大畠小松港間	50	

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

（1グラムトンにつき）

キロ程＼等級	1	2	3	4
キロメートルまで	円	円	円	円
5	185	158	137	123
10	219	186	162	146
15	252	215	187	168
20	286	244	212	191
25	321	274	238	214
30	355	302	263	237
35	389	331	288	259
40	423	360	313	282
45	456	389	338	304
50	490	417	363	327
55	524	446	388	349
60	558	475	413	372
65	591	504	438	394
70	625	532	463	417
75	660	562	489	440
80	694	591	514	463
85	728	620	539	485
90	761	649	564	508
95	795	677	589	530
100	829	706	614	553
110	869	741	644	580
120	909	774	673	606
130	949	808	703	633
140	990	843	733	660
150	1,030	877	763	687
160	1,069	911	792	713
170	1,110	945	822	740
180	1,150	980	852	767
190	1,189	1,013	881	793
200	1,230	1,048	911	820
210	1,270	1,082	941	847
220	1,310	1,116	970	873
230	1,350	1,150	1,000	900
240	1,391	1,185	1,030	927
250	1,431	1,219	1,060	954
260	1,470	1,252	1,089	980
270	1,511	1,287	1,119	1,007
280	1,551	1,321	1,149	1,034
290	1,590	1,355	1,178	1,060
300	1,631	1,389	1,208	1,087
310	1,671	1,424	1,238	1,114
320	1,710	1,457	1,267	1,140
330	1,751	1,492	1,297	1,167
340	1,791	1,526	1,327	1,194
350	1,832	1,561	1,357	1,221
360	1,871	1,594	1,386	1,247
370	1,912	1,628	1,416	1,274
380	1,952	1,663	1,446	1,301
390	1,991	1,696	1,475	1,328
400	2,032	1,731	1,505	1,355
410	2,072	1,765	1,535	1,382
420	2,111	1,799	1,564	1,408
430	2,152	1,833	1,594	1,435

県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域においてで生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年三月二十八日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度（以下「売渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

一　売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二　売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記

440	2,192	1,868	1,624	1,462	1,100	4,737	4,035	3,509	3,158			
450	2,233	1,902	1,654	1,489	1,150	4,923	4,194	3,647	3,282			
460	2,272	1,935	1,683	1,515	1,200	5,110	4,353	3,785	3,407			
470	2,313	1,970	1,713	1,542	1,250	5,296	4,511	3,923	3,531			
480	2,353	2,004	1,743	1,569	1,300	5,482	4,670	4,061	3,655			
490	2,392	2,038	1,772	1,595	1,350	5,669	4,829	4,199	3,779			
500	2,433	2,072	1,802	1,622	1,400	5,855	4,988	4,337	3,903			
525	2,533	2,157	1,876	1,688	1,450	6,041	5,146	4,475	4,028			
550	2,634	2,244	1,951	1,756	1,500	6,228	5,305	4,613	4,152			
575	2,734	2,329	2,025	1,823	1,550	6,414	5,464	4,751	4,276			
600	2,834	2,414	2,099	1,889	1,600	6,600	5,622	4,889	4,400			
625	2,932	2,498	2,172	1,955	1,650	6,786	5,781	5,027	4,524			
650	3,031	2,582	2,245	2,021	1,700	6,973	5,940	5,165	4,649			
675	3,128	2,665	2,317	2,085	1,750	7,159	6,098	5,303	4,773			
700	3,227	2,749	2,390	2,151	1,800	7,345	6,257	5,441	4,897			
725	3,325	2,832	2,463	2,217	1,850	7,532	6,416	5,579	5,021			
750	3,424	2,916	2,536	2,282	1,900	7,718	6,575	5,717	5,145			
775	3,521	2,999	2,608	2,347	1,950	7,904	6,733	5,855	5,270			
800	3,619	3,083	2,681	2,413	2,000	8,091	6,892	5,993	5,394			
825	3,713	3,163	2,750	2,475	2,050	8,277	7,051	6,131	5,518			
850	3,806	3,242	2,819	2,537	2,100	8,463	7,209	6,269	5,642			
875	3,899	3,321	2,888	2,599	2,150	8,649	7,368	6,407	5,766			
900	3,992	3,401	2,957	2,661	2,200	8,836	7,527	6,545	5,891			
925	4,085	3,480	3,026	2,723	2,250	9,022	7,685	6,683	6,015			
950	4,178	3,559	3,095	2,786	2,300	9,208	7,844	6,821	6,139			
975	4,271	3,639	3,164	2,848	2,350	9,395	8,003	6,959	6,263			
1,000	4,365	3,718	3,233	2,910	2,400	9,581	8,162	7,097	6,387			
1,050	4,551	3,877	3,371	3,034	2,450	9,767	8,320	7,235	6,512			
					2,500	9,954	8,479	7,373	6,636			
					2,550	10,140	8,638	7,511	6,760			
					2,600	10,326	8,796	7,649	6,884			
					2,650	10,512	8,955	7,787	7,008			
					2,700	10,699	9,114	7,925	7,133			
					2,750	10,885	9,272	8,063	7,257			
					2,800	11,071	9,431	8,201	7,381			
					2,850	11,258	9,590	8,339	7,505			
					2,900	11,444	9,749	8,477	7,629			
					2,950	11,630	9,907	8,615	7,754			
					3,000	11,817	10,066	8,753	7,878			
					以上50キロメートルまでを増すごとに	187	159	138	124			

附　則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

◎通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千円」を「千四百円」に改める。

附　則

1　この法律は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六号）の施行の日から施行する。

2　改正後の通行税法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

郵便振替貯金法目次中「郵便振替貯金法目次」を「郵便振替法目次」に、「特殊郵便振替貯金」を「特殊郵便振替」に、「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

題名を次のように改める。

郵便振替法

本則（第三条を除く。）中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金」を「預り金」に、「貯金残額」を「預り金残額」に改める。

第三条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に、「貯金の払出及びその貯金の利子の支払」を「預り金の払出し」に改める。

第六条第二項中「外国郵便振替貯金」を「外国郵便振替」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第一号中「払込金額千円以下の場合　三十五円」を「払込金額五百円以下の場合　二十円　同　五百円をこえ、千円以下の場合　三十円」に改め、同条第二号中「三十円」を「十五円」に改め、同条第三号中払出金額千円以下の場合　四十円」を「払出金額五百円以下の場合　三十円　同　五百円をこえ、千円以下の場合　四十円」に改める。

第二十条第三項中「又は代金」を削る。

第二十七条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

前項の用紙は、省令で定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する。

「第五章　特殊郵便振替貯金」を「第五章　特殊郵便振替」に改める。

第六十九条中「若しくは代金」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に存する郵便振替貯金の口座、貯金又は貯金残額は、それぞれ改正後の郵便振

替法による郵便振替の口座、預り金又は預り金残額とみなす。

（関係法律の一部改正）

3　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

4　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項並びに第六十四条第一項及び第四項ただし書中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

5　財政法第三条の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

6　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書、第十八条及び第二十六条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

7　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「郵便振替貯金事業」を「郵便振替事業」に改める。

第九条第一号、第五号、第九号及び第二十一号並びに第十一条第十六号中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

8　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

9　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

10　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

11　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

12　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の五第六項中「郵便振替貯金法」を「郵便振替法」に、「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

13　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

14　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

15　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便振替貯金」を「郵便振替」に改める。

16　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「、郵便振替貯金」を削る。

（大蔵・農林・通商産業・郵政・労働・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭四一・三・二五）

◎郵便切手売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の八」を「百分の九」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、同条第三項中「三千円」を「五千円」に改める。

附　則

この法律は昭和四十一年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第十号（昭四一・三・二八）

◎海岸法の一部を改正する法律

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　昭和四十年度以前の年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大蔵・農林・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭四一・三・三〇）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を「、金属材料技術研究所及び無機材質研究所」に改める。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を「宇宙開発推進本部、無機材質研究所」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（無機材質研究所）

第二十条の三　無機材質研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　非金属無機材質に係る超高純度材質及びこれに類する材質の創製に関する研究を行なうこと。

二　前号の研究に伴い得られた物を試料として提供すること。

三　委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

2　無機材質研究所は、東京都に置く。

3　無機材質研究所の内部組織は、総理府令で定める。

第二十四条中「千八百六十人」を「千九百五人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭四一・三・三〇）

◎農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律

農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　政府は、昭和四十一年度において、資金から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れをすることができるものとし、同年度末における資金の額は、十億円とする。

附　則

この法律は昭和四十一年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭四一・三・三〇）

◎北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとし、その据置期間は五年とする」を「二十五年以内、その据置期間は六年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとする」に改める。

第六条第三項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭四一・三・三〇）

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第十八条の二第一項中「三倍」を「四倍」に改める。

第三十三条第一項中「作成し」の下に「、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を附して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）」を「これ」に改める。

第三十五条第一項中「作成し」の下に「、当該決算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を、「遅滞なく、」の下に「これを」を加える。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十五号（昭四一・三・三一）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（衆法）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「十万円」を「十五万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の通信交通費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第十条を次のように改める。

第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、国政に関する調査研究活動をなすため、調査研究費として月額十万円を受ける。

第十一条中「通信交通費」の下に「及び前条の調査研究費」を加える。

第十一条の二第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）」を「六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。

第十一条の三中「六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間」を「五月十六日から五月三十一日まで及び十一月一日から十一月三十日までの間」に、「六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ」を「それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き」に改める。

第十一条の四中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間」を「六月二日から十一月十五日まで及び十二月二日から翌年五月十五日まで」に、「六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ」を「それぞれ六月二日又は十二月二日から」に改める。

（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正）

第二条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四万円」を「五万円」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第三条 国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二号俸」を「三号俸」に、「及び同法第十条の三第一項第二号に掲げる月額の合計額に相当する額」を「に相当する額に七百円を加えた額」に改める。

第三条第一項前段中「六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。）」を「六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」と改める。

第四条第一項前段中三月十五日（その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。）を「三月一日（以下この条においてその日を「基準日」という。）」に改め、同項後段及び同条第二項前段中「期日」を「基準日」に改める。

定している場合について同じ。）、六月十五日及び十二月十五日」を「三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」に改め、同項後段中「期日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め、同条第二項中「期日」を「基準日」に、「三月十五日」を「三月一日」に改める。

第五条中「三月一日から三月十四日までの間、六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間」を「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」に、「三月十五日、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ」を「それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き」に改める。

第五条の二第一項中「六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間」に、「六月十六日又は十二月十六日からそれぞれ」を「それぞれ六月二日又は十二月二日から」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十九年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「七等級二号俸」を「七等級三号俸」に改め、「及び同法」を削り、「並びに一般職の職員の給与に関する法律」を「の合計額」に改める。

（国会議員互助年金法の一部改正）

第五条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第三号中「百分の百二十八」を「百分の百六十三」に改め、同項第四号中「百分の百七十」を「百分の二百十六」に改める。

第十九条の二中「百七十分の七十」を「二百十六分の百十六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十二年法律第百二十九号）は、廃止する。

3 第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

4 第三条の規定による改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第四条の規定の昭和四十二年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは「十一箇月十七日以内」と、同条第二項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十六日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」とする。

5 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一項中「、前項の職務雑費の外」を削り、同条第十項を削る。

第十六条第十項中「、前項の職務雑費の外」を削り、同条第九項を削る。

6 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「、これを支給しない」を「旅費及び日当を、国会閉会中証人となつた国会議員には日当を支給しない」に改める。

第四条第三項を削る。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第十六号（昭四一・三・三一）

◎総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律

（総理府設置法の一部改正）

第一条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「五局」を「六局」に、「特別地域連絡局」を「特別地域連絡局　青少年局」に改める。

第二章第一節中第九条の次に次の一条を加える。

（青少年局の事務）

第九条の二 青少年局においては、次の事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整に関すること。

三 前各号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち、他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

第十五条第一項の表中央青少年問題協議会の項を次のように改める。

青少年問題審議会	青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項、同和対策審議会の項及び住民台帳制度合理化調査会の項を削り、歴史的風土審議会の項の次に次のように加える。

恩給審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて恩給に関する重要事項を調査審議すること。
同和対策協議会	同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

第二十三条中「三千九百八十二人」を「三千九百八十七人」に改める。

附則第四項中「、産業災害防止対策審議会及び住民台帳制度合理化調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで」を削り、「昭和四十二年三月三十一日まで」の下に「、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を加える。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とする。

（青少年問題協議会設置法の一部改正）

第二条 青少年問題協議会設置法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法

第一条及び第二条を次のように改める。

（青少年問題審議会）

第一条 総理府に、附属機関として、青少年問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条第三項中「前項第五号の」を削り、同条第四項中「前項の」を削り、同条第五項及び第八項中「中央協議会」を「審議会」に改める。

第四条 審議会の庶務は、総理府青少年局において処理する。

（地方青少年問題協議会）

第五条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

2 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の五を削る。

（内閣総理・自治大臣署名）

第六条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

第七条第一項中「地方協議会」を「地方青少年問題協議会」に改め、同条第四項を削る。

第八条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

第十条中「中央協議会又は地方協議会」を「審議会又は地方青少年問題協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（自治省設置法の一部改正）

2 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の五を削る。

（内閣総理・自治大臣署名）

法律第十七号（昭四一・三・三一）

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五百九十一人」を「五百九十四人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第十八号（昭四一・三・三一）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　内国旅行の旅費

一　車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分		車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
				甲地方	乙地方	
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等		一〇円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	三、八〇〇円	一、〇〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	その他の者	九円	八〇〇円	四、〇〇〇円	三、二〇〇円	八〇〇円
二等級の職務にある者		八円	七〇〇円	三、五〇〇円	二、八〇〇円	七〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者		七円	六〇〇円	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	六〇〇円
六等級以下の職務にある者		六円	五〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	五〇〇円
		五円	四〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円

備　考

二　移転料

区分		鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
内閣総理大臣及び最高裁判所長官等		四一、八〇〇円	四八、四〇〇円	五九、四〇〇円	六〇、〇〇〇円	九四、六〇〇円	一二三、二〇〇円	一五四、〇〇〇円	一九三、六〇〇円
	その他の者	三八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七六、〇〇〇円
指定職の職務にある者		三四、二〇〇円	三九、六〇〇円	四八、六〇〇円	五四、〇〇〇円	七七、四〇〇円	一〇〇、八〇〇円	一二六、〇〇〇円	一五八、四〇〇円
一等級の職務にある者		三二、三〇〇円	三七、四〇〇円	四五、九〇〇円	五一、〇〇〇円	七三、一〇〇円	九五、二〇〇円	一一九、〇〇〇円	一四九、六〇〇円
二等級の職務にある者		三〇、四〇〇円	三五、二〇〇円	四三、二〇〇円	四八、〇〇〇円	六八、八〇〇円	八九、六〇〇円	一一二、〇〇〇円	一四〇、八〇〇円
三等級の職務にある者		二八、五〇〇円	三三、〇〇〇円	四〇、五〇〇円	四五、〇〇〇円	六四、五〇〇円	八四、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一三二、〇〇〇円
四等級の職務にある者		二六、六〇〇円	三〇、八〇〇円	三七、八〇〇円	四二、〇〇〇円	六〇、二〇〇円	七八、四〇〇円	九八、〇〇〇円	一二三、二〇〇円
五等級の職務にある者		二二、八〇〇円	二六、四〇〇円	三二、四〇〇円	三六、〇〇〇円	五一、六〇〇円	六七、二〇〇円	八四、〇〇〇円	一〇五、六〇〇円
六等級の職務にある者		二〇、九〇〇円	二四、二〇〇円	二九、七〇〇円	三三、〇〇〇円	四七、三〇〇円	六一、六〇〇円	七七、〇〇〇円	九六、八〇〇円
七等級以下の職務にある者		一九、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

備考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第十九号（昭四一・三・三一）

◎炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「四百五十円」を「五百七十円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の炭鉱離職者臨時措置法第十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（労働・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭四一・三・三一）

◎都市開発資金の貸付けに関する法律

（都市開発資金の貸付け）

第一条　国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一　次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの

イ　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第三条に規定する工業等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

ロ　近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

二　人口の集中の著しい政令で定める大都市（その

周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地

（利率及び償還方法）

第二条　前条の規定による貸付金の利率は、同条第一号の土地に係る貸付金にあつては年五分五厘とし、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては年六分五厘とする。

2　前条の規定による貸付金の償還期間は、十年（同条第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改める。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭四一・三・三一）

◎公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項及び三表を加える。

8　都道府県の区域内の公立の高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の生徒の昭和四十一年度の総数（附則別表第一に掲げる算式により算定した数の合計数とする。次項において「昭和四十一年度生徒総数」という。）がこれらの生徒の昭和四十年度の総数（附則別表第二に掲げる算式により算定した数の合計数とする。次項において「昭和四十年度生徒総数」という。）以下となる場合には、当該都道府県の区域内の公立の高等学校については、附則第五項の表及び附則第六項の表のうち次の部分は、適用しない。

一　昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三

十一日までの項中第一学年に係る部分

二　昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの項中第二学年に係る部分

三　昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項中第三学年に係る部分

9　昭和四十一年度生徒総数が昭和四十年度生徒総数をこえる場合において、昭和四十一年度生徒総数につき附則別表第一に掲げる算式に代えて附則別表第三に掲げる算式により算定した数の合計数とすれば、その数が昭和四十年度生徒総数以下となるときは、当該都道府県の区域内の公立の高等学校に対する附則第五項の表及び附則第六項の表のうち前項各号に掲げる部分の適用については、次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五項	五十五人	五十三人
	四十四人	四十二人
附則第六項	百分の九	百分の六（第五条第一号第二表の上欄に掲げる学科を除く。）の生徒の数科目の適用については、家庭に関する学科の百分の五）

附則別表第一

学年の区分	生徒の数の算定の方法
イ　昭和四十一年四月一日に学四の第一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に学四十総年百分の年数学年に達しない入学の場合定員一和徒る五	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数）の合計数×昭和40年5月1日における第1学年の生徒の総数／昭和40年度の第1学年の入学定員

附則別表第二

学年の区分	生徒の数の算定の方法
第一学年	（昭和40年5月1日における第1学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91
第二学年	（昭和40年5月1日における第2学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91
第三学年	（昭和40年5月1日における第3学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91
第四学年	（昭和40年5月1日における第4学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計

イ　入学定員　各学校の第一学年の入学定員を合計した数

ロ　各学科ごとの入学定員　各学校の各学科ごとの第一学年の入学定員を学科ごとに合計した数

ハ　学科補正数　第九条第一号第二表の上欄に掲げる学科にあつては、同表下欄に掲げる生徒の数の補正の数値とし、これらの学科以外の学科にあつては、一とする。

三　この表における算式により算定する場合において、一未満の端数を生ずるときは、次のとおりとする。

イ　分数によつて示されている率にあつては、小数点以下第五位以下を切り捨てる。

ロ　イ以外の場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。

四　一、二及び三は、附則別表第二及び附則別表第三の場合も同様とする。

第一学年	ロ　昭和四十一年四月一日に学四の第一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に学四十総年百分の年数学年に達しない入学の場合定員一和徒る五	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数）の合計数×1.06
	ハ　イ及びロの場合以外	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数）の合計数
第二学年	（昭和40年5月1日における第1学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91×昭和40年5月1日における第2学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における第1学年の生徒の総数	
第三学年	（昭和40年5月1日における第2学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91×昭和40年5月1日における第3学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における第2学年の生徒の総数	
第四学年	（昭和40年5月1日における定時制の課程の第3学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91×昭和40年5月1日における定時制の課程の第4学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における定時制の課程の第3学年の生徒の総数	

備考

一　この表における第一学年、第二学年及び第三学年の生徒の数の算定は、全日制の課程又は定時制の課程ごとに行なうものとする。

二　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

附則別表第三

学年の区分	生徒の数の算定の方法
第一学年 イ　昭和四十一年四月一日に学四の第一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に学四十総年百分の年数学年に達しない入学の場合定員一和徒る五	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数×0.94）の合計数×昭和40年5月1日における第1学年の生徒の総数／昭和40年度の第1学年の入学定員
第一学年 ロ　昭和四十一年四月一日に学四の第一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に学四十総年百分の年数学年に達しない入学の場合定員一和徒る五	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数×0.94）の合計数×1.06
第一学年 ハ　イ及びロの場合以外	（昭和41年度の第1学年の各学科ごとの入学定員×学科補正数×0,94）の合計
第二学年	（昭和40年5月1日における第1学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0,91×昭和40年5月1日における第2学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における第1学年の生徒の総数
第三学年	（昭和40年5月1日における第2学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91×昭和40年5月1日における第3学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における第2学年の生徒の総数

第四学年	（昭和40年5月1日における定時制の課程の第3学年の各学科ごとの生徒の総数×学科補正数）の合計数×0.91×昭和40年5月1日における定時制の課程の第4学年の生徒の総数／昭和39年5月1日における定時制の課程の第3学年の生徒の総数

備考　この表における第一学年の生徒の数の算定において、第九条第一号第二表の上欄に掲げる学科（商業又は家庭に関する学科を除く。）については、この表中「0.94」とあるのは「0.95」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第二十二号（昭四一・三・三一）

◎国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表北海道学芸大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

弘前大学養護教諭養成所	青森県	弘前大学
大阪学芸大学養護教諭養成所	大阪府	大阪学芸大学

第二条第二項の表岡山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

熊本大学養護教諭養成所	熊本県	熊本大学

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

◎裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律

（裁判所法の一部改正）

第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「及び各高等裁判所」を「、各高等裁判所及び各地方裁判所」に改め、同条第二項中「事件」の下に「（地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。）」を加える。

（裁判所職員定員法の一部改正）

第二条　裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二一〇人」を「一、二三七人」に改める。

第二条中「二万八百八人」を「二万八百六十六人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◎訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

（訴訟費用等臨時措置法の一部改正）

第一条　訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第四項中「千五百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千六百円」に改める。

（訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に、「昭和四十一年十一月三十日」を「昭和四十一年八月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

25　執行吏の恩給の昭和四十一年十月分以降の年額については、その年額が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

26　第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について準用する。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2　第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第二十五号（昭四一・三・三一）

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「大阪地方事務所」の下に「、広島地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「二百七十七人」を「三百七十七人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第二十六号（昭四一・三・三一）

◎住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律

（住宅金融公庫法の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六人」を「七人」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十二条の二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十七条第二項中「必要な資金を」の下に「、同項第三号又は第四号に掲げる者が、住宅の建設とあわせて幼稚園又は保護者の委託を受けてその乳児若しくは幼児を保育することを目的とするその他の施設（第四項第二号に規定する関連利便施設に該当するものを除くものとし、以下「幼稚園等」という。）の建設を必要とする場合においては、幼稚園等の建設に必要な資金（幼稚園等の建設に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項において同じ。）

第十七条第十一項中「左の業務を行う。」を「次の業務を行なう。」に改め、同項第一号中「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設」に、「貸付」を「貸付け」に、「並びに」を「、」に改め、「造成」の下に「、関連公共施設の整備及び維持補修」を加え、「及び宅地防災工事」を「並びに宅地防災工事」に改め、同項第二号中「、あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第四号中「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設」に、「造成中」を「造成中の土地、整備中の関連公共施設」に、「行う。」を「行なう」に改め、「造成」の下に「、整備工事」を加える。

第二十条第一項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金の金額の限度は、次のとおりとする。

一　住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金の一戸当たりの金額の限度

区分	限度
耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。）又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては標準価額。以下この条において同じ。）の八割五分に相当する金額
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割に相当する金額

二　幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金の金額の限度

区分	限度
耐火構造の幼稚園等（主要構造部を耐火構造とした幼稚園等をいう。以下この項において同じ。）又は簡易耐火構造の幼稚園等（耐火構造の幼稚園等で建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割五分に相当する金額
耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費又は土地若しくは借地権の価額の八割に相当する金額

第二十一条の三第一項中「但し」を「ただし」に、「第四号」を「第三号若しくは第四号」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「貸付」を「貸付け」に、「但し」を「ただし」に、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改め、同項第二号中「目的たる住宅」の下に「、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設を加え、同項第八号中「の住宅部分以外の部分」を削り、同項第九号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第三号」を同条第一項第三号若しくは第四号に、「第五項」を「第四項」に改め、「貸付金に係る住宅」の下に「、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」を加え、「第二項又は第三項」を「第二項（第三十五条の三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項又は第三十五条の三第一項に改め、同項第十号中「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第三号若しくは第四号に、「第三項又は第四項」を「第三項（第三十五条の三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項に改める。

第二十三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「貸付」を「貸付け」に、「貸付を受けるとき」を「貸付けを受けるとき」に、「同条第二項の規定による貸付」を「同条第一項の規定による当該住宅の建設に附随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付け」に、「一戸当り」を「一戸当たり」に改め、同条第三項中「学校施設の建設費」を「関連利便施設の建設費若しくは関連公共施設の整備に必要な費用（関連公共施設の整備に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含むものとし、公庫の認める額を限度とする。）」に改め、同条第六項中「八割」を「九割」に改め、同条第九項中「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設」に、「参しやく」及び「参しやく」を「参酌」に、「単位面積当り」を「単位面積当たり」に改める。

第二十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	償還期間	利率
幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	十年以内	年六分五厘
貸並びに耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設又は借地権の取得を目的とする貸付金及びこれに附随する土地	十八年以内	年五分五厘
簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	二十五年以内	年五分五厘
中高層耐火建築物の耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅以外の住宅の建設又は借地権の取得を目的とする貸付金及びこれに附随する土地	三十五年以内	年五分五厘
中高層耐火建築物内の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	五十年以内	年五分五厘

第二十一条第二項中「年七分五厘」の下に「（関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備を目的とする貸付金（関連公共施設の整備に附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を含む。）にあつては、年六分五厘）」を加え、同条第四項の表及び第五項の表中「貸付金の」を削る。

第二十三条第一項中「第十二条の二各号の一」を「第十二条の二の規定により役員となることができない者」に改める。

第二十四条第二項中「貸付の」を「貸付けの」に、「貸付をすることができる住宅、学校施設を貸付けをすることができる住宅、幼稚園等、関連利便施設」に、「貸付をすることができる土地の造成に関する基準」を「貸付けをすることができる土地の造成に関する基準、貸付けをすることができる関連公共施設の整備に関する基準」に、「貸付金に係る住宅、学校施設を貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に、「行う」を「行なう」に改める。

第三十二条第一項中「第十二条の二各号の一」を「第十二条の二の規定により役員となることができない者」に改める。

第三十四条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「学校施設を」を「幼稚園等、関連利便施設」に改め、「土地の取得を目的とする貸付金を含む。）にあつては、」を削る。

第三十五条の二第一項中「貸付」を「貸付け」に、「本条」を「この条」に、「土地又は学校施設を住宅若しくは」を「土地（関連利便施設の用に供されている土地を除く。）を住宅又は」に改め、「又は学校施設を必要とする者」を削り、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「若しくは造成若しくは学校施設の建設」を「及び造成若しくは土地の造成」に、「参しやく」を「参酌」に改め、「学校施設」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（幼稚園等、関連利便施設等の賃貸等）

第三十五条の三　第十七条第二項の規定による幼稚園等の建設に必要な資金の貸付けを受けた者及び同条第四項の規定による貸付けを受けた者（新住宅市街地開発事業に関し同項の規定による貸付けを受けた者を除く。）で同項第一号に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる政令で定める事業に関し同号に規定する関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に附随する土地の造成又は土地の造成に必要な資金を含む。）又は土地の取得及び造成又は土地の造成に必要な資金について同項の規定による貸付けを受けたものは、当該貸付金に係る幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権を幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設を必要とする者に対し、貸借人又は譲受人の資格、貸借人又は譲受人の選定方法その他貸又は譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従い、貸し、又は譲渡しなければならない。

2　第三十五条第二項の規定は前項の規定による貸について、前条第三項の規定は前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、第三十五条第二項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等若しくは関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備」と、「土地又は借地権の取得」とあるのは「土地若しくは借地権の取得又は土地の取得及び造成若しくは土地の造成」と、「住宅の家賃」とあるのは「幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設の賃貸料」と、前条第三項中「住宅の建設」とあるのは「幼稚園等の建設」と、「又は土地の

取得及び造成若しくは土地の造成に必要な費用」とあるのは「、関連利便施設の建設に必要な費用（関連利便施設の建設に附随して土地の取得及び造成又は土地の造成を必要とする場合においては、それらに要する費用を含む。）、関連公共施設の整備に必要な費用（関連公共施設の整備に附随して土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、これに要する費用を含む。）」と、「住宅、土地又は借地権」とあるのは「幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地若しくは借地権」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「左の各号」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者が、次の各号」に改め、同項第一号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するものが、」を削り、「第三十五条第一項」の下に「又は第三十五条の三第一項」を、「住宅」の下に「、幼稚園等、関連利便施設又は関連公共施設」を加え、同項第二号中「前号の者が、」を削り、「第二項」の下に「（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）」を、「家賃」の下は「又は賃貸料」を加え、同項第三号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が、」を削り、「第三十五条の二第一項」の下に「又は第三十五条の三第一項」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改め、同項第四号中「前号の者が、」を削り、「第三項」の下に「（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「学校施設」を「幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設」に改める。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

第二条　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、「第一号に掲げる者のうち中小企業者等にあつては、」を削り、「行う」を「行なう」に改め、同項第一号中「貸し付け」の下に「、又は譲渡す」を加え、同項第二号中「貸し付けさせ」の下に「、又は譲渡させ」を加え、同項第三号中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付け」の下に「、又は譲渡す」を加える。

第八条第二項中「資金の貸付」を「資金の貸付け」に、「住宅の貸付」を「住宅の貸付け又は譲渡」に改める。

第九条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項の表以外の部分中「一戸当り」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に、「産業労働者住宅」を「住宅」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に、「第七条第一項第一号又は第二号の規定に該当するもの」を「第七条第一項第一号の規定に該当するもの（譲渡するため住宅を必要とする事業者を除く。）又は同項第二号の規定に該当するもの（事業者が住宅を建設して譲渡させる目的で出資又は融資する会社その他の法人を除く。）」に、「第十七条第一項の規定による」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による」に、「同項第四号」を「同条第一項第三号若しくは第四号」に、「第三十五条の二第一項、第三項又は第四項」を「第三十五条の二第一項、第三項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」に改める。

第十三条の見出し中「家賃その他の賃貸」を「賃貸及び譲渡」に改め、同条第一項中「賃貸の条件」の下に「及び譲渡価額その他の譲渡の条件」を加え、同条第二項中「貸し付け」の下に「、又は譲渡し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定に基づき譲渡する場合は、この限りでない。

第十三条の二第一項中「中小企業者等」を「事業者」に改め、「貸し付け」の下に「、又は譲渡す」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

2　北海道防寒住宅建設促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第一項」の下に「、第二項又は第四項」を加え、「以下本条において同じ。」を「この条及び第九条において同じ。」、幼稚園等（公庫法第十七条第二項に規定する幼稚園等をいう。以下この項において同じ。）の建設又は関連利便施設（公庫法第十七条第四項に規定する関連利便施設をいう。以下この項において同じ。）の建設」に、「貸付」を「貸付け」に改め、「できる住宅」の下に「、幼稚園等又は関連利便施設」を、「防寒住宅」の下に「又は北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する幼稚園等若しくは関連利便施設」を、「かつ」の下に「、住宅にあつては」を加え、「でなければならない」を「でなければならず、幼稚園等又は関連利便施設にあつては、主要構造部を耐火構造（公庫法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）とした幼稚園等若しくは関連利便施設又は主要構造部を耐火構造とした幼稚園等若しくは関連利便施設以外の幼稚園等若しくは関連利便施設で建築基準法（昭和二十五法律第二百一号）第二条（用語の定義）第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものでなければならない」に改め、同条第二項の表以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「一戸当り」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表中「貸付金額の」及び「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項の規定による貸付」を「第一項の規定による貸付け」に、「同条第二項の規定による貸付」を「同条第二項の規定による当該住宅の建設に附随する土地又は借地権の取得に必要な資金の貸付け」に改める。

第九条第一項中「貸付」を「貸付け」に改め、「（中小企業者等（融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下本条において同じ。）にあつては、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項の表以外の部分中「貸付」を「貸付け」に改め、「中小企業者等」の下に「（融通法第二条第四号に規定する中小企業者等をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「一戸当り」を「一戸当たり」に、「左の」を「次の」に改め、同項の表中「貸付金の」を削り、「且つ」を「かつ」に、「本条」を「この条」に改める。

（登録税法の一部改正）

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十一号ノ四中「又ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノ」を「若ハ同条第四項ニ規定スル事業ヲ行フモノ又ハ産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号若ハ第三号ニ掲グルモノ」に、「住宅」を「建物」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

4　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項を削る。

第七十四条中「家屋を建築して譲渡することを業とする者」を「新築の家屋を譲渡する者」に改める。

（地方税法の一部改正）

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第九号の二を次のように改める。

九の二　地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条第一項若しくは第三項第二号に規定する業務の用に供する土地又は住宅の用に供する宅地とあわせて取得し、若しくは造成する土地若しくは住宅の建設若しくは住宅の用に供する宅地の取得若しくは造成とあわせて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの

第七十三条の二十四第一項第二号中「住宅を新築して譲渡することを業とする者」を「新築の住宅を譲渡する者」に改める。

（経過規定）

6　住宅金融公庫の貸付金額の限度及び利率に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法の規定は、住宅金融公庫が昭和四十一年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

7　この法律の施工前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・建設・自治大臣署名）

法律第二十七号（昭四一・三・三一）

◎中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業近代化資金等助成法

第一条中「貸付け」を「貸付け等」に、「行なうこと」を「行なうこと等」に改める。

第二条第二項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「中小企業構造改善事業」とは、事業協同組合その他の特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの（以下「特定組合」という。）がその作成する一定の計画に基づいて行なう中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化の促進に寄与すると認められる事業であつて、その組合員又は会員に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充て

て行なうものをいう。

第三条の見出し中「貸付事業」を「貸付事業等」に改め、同条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。）若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下「商業協同組合等」という。）若しくはこれらの組合員若しくは所属員、小売商業を営む中小商業者が他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をしている中小商業者たる会社又は小売商業を営む中小商業者が他の中小商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分の出資をして設立する会社（商業を営むものに限る。）が、当該商業協同組合等若しくは当該出資を受けている中小商業者たる会社が作成し、又は当該出資をしようとする者が共同して作成する小売商業連鎖化計画に基づいて倉庫その他の施設で当該計画の作成に直接又は間接に参加する小売商業を営む中小商業者の共通の利益の増進に寄与すると認められるものを設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小小売商業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときには、当該施設の設置に必要な資金

第三条第四号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同号イ中「又は建物を建設する」を「建物を建設し、又は設備（組合員又は所属員たる中小企業者又は企業組合の事業の共同化に著しく寄与するものに限る。ロにおいて同じ。）を設置する」に改め、同号ロ中「又は建物を建設する」を「建物を建設し、又は設備を設置する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国は、小規模企業者（製造業を営む者であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のものをいう。以下同じ。）の工場の集団化を促進するとともに事業の共同化に資するため、都道府県が事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が製造業であり、かつ、その組合員の大部分が小規模企業者であるものに限る。）若しくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所属員の事業の用に供する建物その他の施設を設置し、これらの者に対して当該施設を譲り渡し、又は貸し付ける事業（以下「中小企業共同工場貸与事業」という。）を行なう場合において、当該事業の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、小規模企業の近代化に著しく寄与するものであると認められるときには、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

第三条の二第一項中「中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金（前条に規定するものを除く。）」を「次に掲げる資金」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金（前条第一項に規定するものを除く。）

二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、中小企業者の事業の用に供する設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける事業（以下「中小企業設備貸与事業」という。）を行なうもの（以下「貸与機関」という。）が当該事業を行なうのに必要な資金

第五条の見出し中「償還期間」を「償還期間等」に改め、同条中「七年を」を「十年を」に、「九年」を「十二年」に改め、同条に次の一項を加える。

2　中小企業共同工場貸与事業により設置された建物その他の施設（以下「中小企業共同工場」という。）の譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間は、十三年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

第六条第一項中「、借主に対し」を「借主（貸与機関を除く。）に対し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に対し」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に改める。

第七条の見出しを「（期限前償還等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けをした場合において、譲受人又は借主が次の各号の一に該当するときは、当該譲渡の対価の支払期日前にその譲受人に対し当該中小企業共同工場の譲渡の対価の全部若しくは一部の支払を請求し、又はその契約を解除することができる。

一　中小企業共同工場をその譲渡又は貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二　譲渡の対価又は貸付料の支払を怠つたとき。

三　その他正当な理由がないのに譲渡又は貸付けの条件に違反したとき。

第八条の見出しを「（償還等の免除）」に改め、同条第一号中「借主の責」を「借主（借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡又は貸付けを受けた者）の責め」に改め、「設備」の下に「（借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備）」を加え、同条第二号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に、「同条第三号の二若しくは第三号の三」を「同項第三号の二若しくは第三号の三」に、「事業協同組合又は事業協同小組合」を「商業協同組合等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、中小企業共同工場の譲渡の対価又は貸付料に準用する。

第九条第一項中「借主」を「借主又は譲受人」に改め、「償還せず」の下に「、若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わず」を加え、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」に改め、同条第二項中「借主」を「借主又は譲受人」に、「第七条第一号若しくは第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」に改め、「貸付けの日」の下に「又は中小企業共同工場の譲渡の日」を加え、「貸付金の金額」を「貸付金又は譲渡の対価の金額」に改める。

第十条第一項中「又は」を「、中小企業共同工場の譲渡又は」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「及び前条の違約金」を削り、「及び附属雑収入」を「、中小企業共同工場の譲受人又は借主からの支払金（第七条第二項の規定による請求に係る支払金を含む。）、前条の違約金及び附属雑収入」に改め、「、貸付金」の下に「、中小企業共同工場貸与事業に要する費用」を加え、同条第三項中「貸付事業」の下に「又は中小企業共同工場貸与事業」を加える。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「国からの貸付金」の下に「（第三条第一項の規定によるものに限る。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　一の都道府県に対する国からの貸付金（第三条第二項の規定によるものに限る。）の額は、当該都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業に要する費用の財源として必要な資金の五分の二以内で、かつ、当該都道府県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十二条第一項中「貸付事業又は」を「貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」に改め、同条第二項中「又は」を「、中小企業共同工場貸与事業又は」に、「行つて」を「行なつて」に改める。

第十四条中「都道府県への償還金」の下に「又は中小企業共同工場の譲受人若しくは借主からの支払金」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（貸与機関）

第十五条　都道府県が国からの補助金を財源の一部として貸し付ける資金であつて第三条の二第一項第二号に掲げるもの（以下「設備貸与資金」という。）を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

二　その中小企業設備貸与事業の業務の方法が通商産業省令で定める基準に従い定められていること。

三　中小企業設備貸与事業の運営に当たつては、特に小規模企業の近代化に重点を置くものであること。

四　中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けを受けた者の依頼に応じて当該設備の効率的な利用に資するため必要な指導を行なう事業をあわせて行なうものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める要件に適合すること。

第十六条　中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条の規定にかかわらず、都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行なう中小企業設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2　前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

第十七条　都道府県から設備貸与資金の貸付けを受けている貸与機関が行なう中小企業設備貸与事業に係る設備の譲渡又は貸付けについては、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二章の規定は、適用しない。

（中小企業構造改善事業計画の承認）

第十八条　特定組合は、中小企業構造改善事業を行なおうとするときは、中小企業構造改善事業計画（以下「構造改善計画」という。）を作成し、これを通商産業大臣及びその特定組合を所管する大臣（以下「主務大臣」と総称する。）に提出して、その構造改善計画の承認を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合の当該承認に係る構造改善計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の内容が同条第三項に規定する要件に適合しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の近代化に著しく寄与するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

（中小企業構造改善事業計画の変更等）

第十九条　特定組合は、前条第一項の承認に係る構造改善計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合の当該承認に係る構造改善計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の内容が同条第三項に規定する要件に適合しなければならない。

一　中小企業構造改善事業の目的、内容及び実施時期

二　中小企業構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法並びに組合員又は会員に対する経費の賦課の基準

三　前二号に掲げるもののほか、中小企業構造改善事業を実施するのに必要な事項であつて政令で定めるもの

3　主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その構造改善計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の近代化に著しく寄与するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

（中小企業構造改善事業計画の変更等）

第十九条　特定組合は、前条第一項の承認に係る構造改善計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合の当該承認に係る構造改善計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の内容が同条第三項に規定する要件に適合

しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の承認を受けた特定組合が当該承認に係る構造改善計画に従つて中小企業構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

（課税の特例）

第二十条　第十六条第一項の承認を受けた特定組合が当該承認に係る構造改善計画に定める賦課の基準に基づいてその組合員又は会員に対して経費を賦課した場合において、当該特定組合が当該賦課に基づいて納付された金額を中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたとき、又はその組合員若しくは会員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定組合又はその組合員若しくは会員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第二条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の二中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第二項の規定による政府の助成に係る施設で政令で定めるものを地方公共団体から譲渡を受けた場合」を加え、「当該貸付けを受けた額」を「それぞれ当該貸付けを受けた額又は当該施設の設置のために地方公共団体が受けた政府からの貸付金の額の二倍に相当する額」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第四条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法に、「第三条第四号」を「第三条第一項第四号」に、「貸付けを受けたものを含む」を「貸付けを受けたもの及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十七号）による改正前の中小企業近代化資金助成法第三条第四号の事業協同組合等でその貸付けを受けたものを含む」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表の第三号中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条第三号の二」を「第三条第一項第三号の二」に改める。

第七十八条の二中「中小企業近代化資金助成法第三条第四号に」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に」に、「中小企業近代化資金助成法第三条第四号イ」を「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号イ」に、「又は」を「若しくは」に改め、「造成したもの」の下に「又は同条第一項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けたもののうち政令で定めるもの」を加える。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例）」に改め、同条中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けたもの」の下に「（同項第二号の貸与機関が同号に規定する設備を激甚災害を受けた者で政令で定めるものに対しその者が当該災害を受ける以前に譲り渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む。）」を加え、「同法第五条第一項」を「同法第五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、中小企業近代化資金等助成法第五条第二項の中小企業共同工場であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に譲渡又は貸付けを受けたものについては、同項の規定にかかわらず、その譲渡の対価の支払期間又は貸付けの期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

（中小企業高度化資金融通特別会計法の一部改正）

第七条　中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業近代化資金助成法」を「中小企業近代化資金等助成法」に、「第三条」を「第三条第一項」に改め、「貸付事業」の下に「又は同条第二項の規定による中小企業共同工場貸与事業」を加える。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第二十八号（昭四一・三・三一）

◎中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四　企業組合

第四条第一項及び第七条第一項中「営む」を「行なう」に改める。

第八条第一項中「営む中小企業者に」を「行なう中小企業者（企業組合にあつては、出資の総額が五千万円をこえ、かつ、その事業に従事する組合員の数が三百人をこえるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に」に、「営む他の」を「行なう他の」に、「営む法人」を「行なう法人（会社又は企業組合に限る。）」に、「営む中小企業者の」を「行なう中小企業者の」に改め、同条第二項中「営む」を「行なう」に改める。

第九条中「者及び」を「会社であつて」に、「者」を「もの及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる個人を」に、「営む」を「行なう」に改める。

法律第二十九号（昭四一・三・三一）

◎海外移住事業団法の一部を改正する法律

海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「理事長を通じて」を削る。

第十二条を次のように改める。

（役員の欠格事項）

第十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十三条第一項中「前条各号の一」を「前条の規定」に改める。

第二十一条第一項第三号中「の貸付け」を削る。

第二十二条中「貸付け」を「支給」に改める。

第二十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十一条を次のように改める。

（交付金の交付）

第三十一条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができる。

2　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

第三十三条に次の一号を加える。

四　信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止）

2　海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律（昭和三十五年法律第四十六号）は、廃止する。

（既存の債権の免除）

3　政府は、昭和二十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間において移住者（アメリカ合衆国に移住した者を除く。以下同じ。）の渡航費として海外移住事業団（以下「事業団」という。）に貸し付けた貸付金（移住者の渡航費として財団法人日本海外協会連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下同じ。）については、昭和四十一年三月三十一日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

（政令への委任）

4　前項の規定により免除された貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息の事業団における経理の方法その他必要な事項については、政令で定める。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭四一・三・三一）

◎踏切道改良促進法の一部を改正する法律

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「踏切道であつて、この法律の施行の際現に存するもの」を「踏切道」に改める。

第三条第一項及び第二項中「昭和三十六年度」を「昭和四十一年度」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとみなす。

（大蔵・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭四一・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十三号中「漁獲」の下に「若しくはのりの採取」を加え、同項第三十三号を次のように改める。

三十三　勤労学生　次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得を有するもののうち、これらの所得以外の各種所得の金額が十万円以下であり、かつ、合計所得金額が二十五万円以下であるものをいう。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校の学生、生徒又は児童

ロ　国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項（私立各種学校）の規定により設立された法人の設

置した学校教育法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

第九条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

第九条第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、「取得費等の金額」の下に「又は第三十二条第三項（山林所得の金額の計算）に規定する必要経費」を加え、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第五号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第六号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第七号中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一に掲げる法人」を「別表第一第一号に掲げる内国法人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　別表第一第二号に掲げる外国法人が支払を受ける第百六十一条第二号から第七号まで又は第九号から第十一号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得については、所得税を課さない。

第二十四条第二項中「第九条第一項第十号」を「第九条第一項第十一号」に改める。

第二十八条第三項中「五十三万円」を「六十四万円」に、「三万円」を「四万円」に、「七十三万円」を「八十四万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「十五万円」を「十八万円」に改める。

第五十一条第二項中「貸付金」の下に「、前渡金」を加える。

第五十七条第一項第一号を次のように改める。

一　二十四万円

第五十七条第二項第一号を次のように改める。

一　十五万円

第五十七条第二項中「及び青色事業専従者の年齢が二十歳未満であるかどうか」及び「又は青色事業専従者」を削る。

第七十四条第二項中「第九条第一項第六号」を「第九条第一項第七号」に改める。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「二万円」を「二万五千円」に改め、同項第三号中「三万五千円」を「三万七千五百円」に改める。

第七十六条第一項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第七十八条第一項を次のように改める。

居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から各扶養親族につき、六万円を控除する。

第七十八条第二項中「（年齢十三歳以上の扶養親族がある場合には、そのうちの一人）」を削り、同条第三項第二号中「（当該扶養親族のうちに年齢十三歳以上の者が十三歳以上であるかどうか」を削る。

第七十九条第一項中「及び居住者の扶養親族の年齢が十三歳以上であるかどうか」を削る。

第八十三条第一項中

十万円以下の金額	百分の八
十万円をこえ二十万円以下の金額	百分の十
二十万円をこえ五十万円以下の金額	百分の十五
五十万円をこえ八十万円以下の金額	百分の二十
八十万円をこえ百二十万円以下の金額	百分の二十五
百二十万円をこえ百八十万円以下の金額	百分の三十
百八十万円をこえ二百五十万円以下の金額	百分の三十五
二百五十万円をこえ四百万円以下の金額	百分の四十

を

十万円以下の金額	百分の八
十万円をこえ三十万円以下の金額	百分の十
三十万円をこえ六十万円以下の金額	百分の十五
六十万円をこえ百万円以下の金額	百分の二十
百万円をこえ百五十万円以下の金額	百分の二十五
百五十万円をこえ二百二十万円以下の金額	百分の三十
二百二十万円をこえ三百万円以下の金額	百分の三十五
三百万円をこえ四百万円以下の金額	百分の四十

に改める。

第九十一条第一項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条第二項第三号中「又は教育」を「若しくは教育」に改め、「寄与する法人」の下に「又は赤十字に関する諸条約に基づく業務を行なう法人」を加える。

第九十二条第一項中第九条第一項第十一号」を「第九条第一項第十二号」に改める。

第九十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に係る勤労学生控除に関する規定は、確定申告書にその控除に関する事項の記載があるほか、当該生徒に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定めるものを当該申告書に添附し又は当該申告書の提出の際提示した場合に限り、適用する。

第九十四条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前項の場合にあつては」を「第一項ただし書又は第二項の場合にあつては、前項の規定に該当する場合を除き」に、「同項」を「第一項ただし書又は第二項に「これらの規定」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百九十条第二号（年未調整）に掲げる税額の計算上勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の書類の添附及び提示がない場合においても、勤労学生控除に関する規定を適用する。

第百四条第一項、第百七条第一項及び第百十四条第四項中「六千円」を「一万二千円」に改める。

第百二十一条第一項第一号中「支払を受ける場合（第百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）又は第百九十条（年末調整）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改め、同項第二号中「支払を受ける場合（第百八十四条の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第百八十三条又は第百九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条中「一月以内」を「二月以内」に改める。

第百六十条第四項第三号中「その更正があつた日」を「その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその更正があつた日までの日数」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「支払を受ける場合（第百八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定により源泉徴収をすることを要しない者から給与等の支払を受ける場合を除く。）」を「支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）又は第百九十条（年末調整）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」に改める。

第百八十六条第一号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」、「それぞれ」、「又は五千円」及び「又は百七十円」を削り、同条第二号中「のうち年齢十三歳以上のもの又は年齢十三歳未満のもの」を削り、「それぞれその扶養親族一人につき六千円又は五千円」を「その扶養親族一人につき六千円」に、「六千円又は五千円にそれぞれ年齢十三歳以上の扶養親族又は年齢十三歳未満の」を「六千円にその」に改める。

第百九十条第二号中「記載があるかどうか」の下に「（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を加え、同項第二号中「従たる給与等」を「従たる給与」に改める。

第百八十七条を次のように改める。

第百八十七条　削除

第百八十五条第一項第一号中「あるかどうか」の下に「（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）」を加え、「の年齢別」を削る。

第百九十四条第一項第二号中「並びに扶養親族の生年月日」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するものは、政令で定めるところにより、当該生徒に該当する旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

第二百二十七条中「及び証券投資信託以外」を「、証券投資信託並びに法人税法第八十四条第三項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約及び厚生年金基金契約に係る信託以外」に、「この項」を「この条」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第二十五条第三項中「昭和四十年分の所得税については、同日」を「昭和四十一年分の所得税については、同年四月一日」に、「九万円」を「十四万円」に改め、後段を削る。

附則別表第二を次のように改める。

別則別表第二　削除

別表第一第一号の表学校法人の項中「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削る。

別表第二から別表第八までを次のように改める。

（二）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
122,000	124,000	10,700	8.5	213,000	216,000	19,800	9	348,000	351,000	35,700	10
124,000	126,000	10,900	8.5	216,000	219,000	20,100	9	351,000	354,000	36,150	10
126,000	128,000	11,100	8.5	219,000	222,000	20,400	9	354,000	357,000	36,600	10
128,000	130,000	11,300	8.5	222,000	225,000	20,700	9	357,000	360,000	37,050	10
130,000	132,000	11,500	8.5	225,000	228,000	21,000	9	360,000	363,000	37,500	10
132,000	134,000	11,700	8.5	228,000	231,000	21,300	9	363,000	366,000	37,950	10
134,000	136,000	11,900	8.5	231,000	234,000	21,600	9	366,000	369,000	38,400	10
136,000	138,000	12,100	8.5	234,000	237,000	21,900	9	369,000	372,000	38,850	10
138,000	140,000	12,300	8.5	237,000	240,000	22,200	9	372,000	375,000	39,300	10
140,000	142,000	12,500	8.5	240,000	243,000	22,500	9	375,000	378,000	39,750	10
142,000	144,000	12,700	8.5	243,000	246,000	22,800	9	378,000	381,000	40,200	10
144,000	146,000	12,900	8.5	246,000	249,000	23,100	9	381,000	384,000	40,650	10
146,000	148,000	13,100	8.5	249,000	252,000	23,400	9	384,000	387,000	41,100	10
148,000	150,000	13,300	8.5	252,000	255,000	23,700	9	387,000	390,000	41,550	10
150,000	152,000	13,500	9	255,000	258,000	24,000	9	390,000	394,000	42,000	10
152,000	154,000	13,700	9	258,000	261,000	24,300	9	394,000	398,000	42,600	10
154,000	156,000	13,900	9	261,000	264,000	24,600	9	398,000	402,000	43,200	10
156,000	158,000	14,100	9	264,000	267,000	24,900	9	402,000	406,000	43,800	10
158,000	160,000	14,300	9	267,000	270,000	25,200	9	406,000	410,000	44,400	10
160,000	162,000	14,500	9	270,000	273,000	25,500	9	410,000	414,000	45,000	10
162,000	164,000	14,700	9	273,000	276,000	25,800	9	414,000	418,000	45,600	11
164,000	166,000	14,900	9	276,000	279,000	26,100	9	418,000	422,000	46,200	11
166,000	168,000	15,100	9	279,000	282,000	26,400	9	422,000	426,000	46,800	11
168,000	170,000	15,300	9	282,000	285,000	26,700	9	426,000	430,000	47,400	11
170,000	172,000	15,500	9	285,000	288,000	27,000	9	430,000	434,000	48,000	11
172,000	174,000	15,700	9	288,000	291,000	27,300	9	434,000	438,000	48,600	11
174,000	176,000	15,900	9	291,000	294,000	27,600	9	438,000	442,000	49,200	11
176,000	178,000	16,100	9	294,000	297,000	27,900	9	442,000	446,000	49,800	11
178,000	180,000	16,300	9	297,000	300,000	28,200	9	446,000	450,000	50,400	11
180,000	182,000	16,500	9	300,000	303,000	28,500	9	450,000	454,000	51,000	11
182,000	184,000	16,700	9	303,000	306,000	28,950	9	454,000	458,000	51,600	11
184,000	186,000	16,900	9	306,000	309,000	29,400	9	458,000	462,000	52,200	11
186,000	188,000	17,100	9	309,000	312,000	29,850	9	462,000	466,000	52,800	11
188,000	190,000	17,300	9	312,000	315,000	30,300	9	466,000	470,000	53,400	11
190,000	192,000	17,500	9	315,000	318,000	30,750	9	470,000	474,000	54,000	11
192,000	194,000	17,700	9	318,000	321,000	31,200	9	474,000	478,000	54,600	11
194,000	196,000	17,900	9	321,000	324,000	31,650	9	478,000	482,000	55,200	11
196,000	198,000	18,100	9	324,000	327,000	32,100	9	482,000	486,000	55,800	11
198,000	200,000	18,300	9	327,000	330,000	32,550	9	486,000	490,000	56,400	11
200,000	202,000	18,500	9	330,000	333,000	33,000	10	490,000	494,000	57,000	11
202,000	204,000	18,700	9	333,000	336,000	33,450	10	494,000	498,000	57,600	11
204,000	206,000	18,900	9	336,000	339,000	33,900	10	498,000	502,000	58,200	11
206,000	208,000	19,100	9	339,000	342,000	34,350	10	502,000	506,000	58,800	11
208,000	210,000	19,300	9	342,000	345,000	34,800	10	506,000	510,000	59,400	11
210,000	213,000	19,500	9	345,000	348,000	35,250	10	510,000	514,000	60,000	11

別表第二　所得税の簡易税額表

（一）

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額（イ）		税額（ロ）	（ロ）の（イ）に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,500円未満		0	0	23,000	23,500	1,950	8.5	61,000	62,000	5,180	8.5
				23,500	24,000	1,990	8.5	62,000	63,000	5,270	8.5
1,500	2,000	120	8.5	24,000	24,500	2,040	8.5	63,000	64,000	5,350	8.5
2,000	2,500	170	8.5	24,500	25,000	2,080	8.5	64,000	65,000	5,440	8.5
2,500	3,000	210	8.5	25,000	25,500	2,120	8.5	65,000	66,000	5,520	8.5
3,000	3,500	250	8.5	25,500	26,000	2,160	8.5	66,000	67,000	5,610	8.5
3,500	4,000	290	8.5	26,000	26,500	2,210	8.5	67,000	68,000	5,690	8.5
4,000	4,500	340	8.5	26,500	27,000	2,250	8.5	68,000	69,000	5,780	8.5
4,500	5,000	380	8.5	27,000	27,500	2,290	8.5	69,000	70,000	5,860	8.5
5,000	5,500	420	8.5	27,500	28,000	2,330	8.5	70,000	71,000	5,950	8.5
5,500	6,000	460	8.5	28,000	28,500	2,380	8.5	71,000	72,000	6,030	8.5
6,000	6,500	510	8.5	28,500	29,000	2,420	8.5	72,000	73,000	6,120	8.5
6,500	7,000	550	8.5	29,000	29,500	2,460	8.5	73,000	74,000	6,200	8.5
7,000	7,500	590	8.5	29,500	30,000	2,500	8.5	74,000	75,000	6,290	8.5
7,500	8,000	630	8.5	30,000	31,000	2,550	8.5	75,000	76,000	6,370	8.5
8,000	8,500	680	8.5	31,000	32,000	2,630	8.5	76,000	77,000	6,460	8.5
8,500	9,000	720	8.5	32,000	33,000	2,720	8.5	77,000	78,000	6,540	8.5
9,000	9,500	760	8.5	33,000	34,000	2,800	8.5	78,000	79,000	6,630	8.5
9,500	10,000	800	8.5	34,000	35,000	2,890	8.5	79,000	80,000	6,710	8.5
10,000	10,500	850	8.5	35,000	36,000	2,970	8.5	80,000	81,000	6,800	8.5
10,500	11,000	890	8.5	36,000	37,000	3,060	8.5	81,000	82,000	6,880	8.5
11,000	11,500	930	8.5	37,000	38,000	3,140	8.5	82,000	83,000	6,970	8.5
11,500	12,000	970	8.5	38,000	39,000	3,230	8.5	83,000	84,000	7,050	8.5
12,000	12,500	1,020	8.5	39,000	40,000	3,310	8.5	84,000	85,000	7,140	8.5
12,500	13,000	1,060	8.5	40,000	41,000	3,400	8.5	85,000	86,000	7,220	8.5
13,000	13,500	1,100	8.5	41,000	42,000	3,480	8.5	86,000	87,000	7,310	8.5
13,500	14,000	1,140	8.5	42,000	43,000	3,570	8.5	87,000	88,000	7,390	8.5
14,000	14,500	1,190	8.5	43,000	44,000	3,650	8.5	88,000	89,000	7,480	8.5
14,500	15,000	1,230	8.5	44,000	45,000	3,740	8.5	89,000	90,000	7,560	8.5
15,000	15,500	1,270	8.5	45,000	46,000	3,820	8.5	90,000	92,000	7,650	8.5
15,500	16,000	1,310	8.5	46,000	47,000	3,910	8.5	92,000	94,000	7,820	8.5
16,000	16,500	1,360	8.5	47,000	48,000	3,990	8.5	94,000	96,000	7,990	8.5
16,500	17,000	1,400	8.5	48,000	49,000	4,080	8.5	96,000	98,000	8,160	8.5
17,000	17,500	1,440	8.5	49,000	50,000	4,160	8.5	98,000	100,000	8,330	8.5
17,500	18,000	1,480	8.5	50,000	51,000	4,250	8.5	100,000	102,000	8,500	8.5
18,000	18,500	1,530	8.5	51,000	52,000	4,330	8.5	102,000	104,000	8,700	8.5
18,500	19,000	1,570	8.5	52,000	53,000	4,420	8.5	104,000	106,000	8,900	8.5
19,000	19,500	1,610	8.5	53,000	54,000	4,500	8.5	106,000	108,000	9,100	8.5
19,500	20,000	1,650	8.5	54,000	55,000	4,590	8.5	108,000	110,000	9,300	8.5
20,000	20,500	1,700	8.5	55,000	56,000	4,670	8.5	110,000	112,000	9,500	8.5
20,500	21,000	1,740	8.5	56,000	57,000	4,760	8.5	112,000	114,000	9,700	8.5
21,000	21,500	1,780	8.5	57,000	58,000	4,840	8.5	114,000	116,000	9,900	8.5
21,500	22,000	1,820	8.5	58,000	59,000	4,930	8.5	116,000	118,000	10,100	8.5
22,000	22,500	1,870	8.5	59,000	60,000	5,010	8.5	118,000	120,000	10,300	8.5
22,500	23,000	1,910	8.5	60,000	61,000	5,100	8.5	120,000	122,000	10,500	8.5

別表第三　山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	23,000	23,500	1,950	61,000	62,000	5,180
			23,500	24,000	1,990	62,000	63,000	5,270
1,500	2,000	120	24,000	24,500	2,040	63,000	64,000	5,350
2,000	2,500	170	24,500	25,000	2,080	64,000	65,000	5,440
2,500	3,000	210	25,000	25,500	2,120	65,000	66,000	5,520
3,000	3,500	250	25,500	26,000	2,160	66,000	67,000	5,610
3,500	4,000	290	26,000	26,500	2,210	67,000	68,000	5,690
4,000	4,500	340	26,500	27,000	2,250	68,000	69,000	5,780
4,500	5,000	380	27,000	27,500	2,290	69,000	70,000	5,860
5,000	5,500	420	27,500	28,000	2,330	70,000	71,000	5,950
5,500	6,000	460	28,000	28,500	2,380	71,000	72,000	6,030
6,000	6,500	510	28,500	29,000	2,420	72,000	73,000	6,120
6,500	7,000	550	29,000	29,500	2,460	73,000	74,000	6,200
7,000	7,500	590	29,500	30,000	2,500	74,000	75,000	6,290
7,500	8,000	630	30,000	31,000	2,550	75,000	76,000	6,370
8,000	8,500	680	31,000	32,000	2,630	76,000	77,000	6,460
8,500	9,000	720	32,000	33,000	2,720	77,000	78,000	6,540
9,000	9,500	760	33,000	34,000	2,800	78,000	79,000	6,630
9,500	10,000	800	34,000	35,000	2,890	79,000	80,000	6,710
10,000	10,500	850	35,000	36,000	2,970	80,000	81,000	6,800
10,500	11,000	890	36,000	37,000	3,060	81,000	82,000	6,880
11,000	11,500	930	37,000	38,000	3,140	82,000	83,000	6,970
11,500	12,000	970	38,000	39,000	3,230	83,000	84,000	7,050
12,000	12,500	1,020	39,000	40,000	3,310	84,000	85,000	7,140
12,500	13,000	1,060	40,000	41,000	3,400	85,000	86,000	7,220
13,000	13,500	1,100	41,000	42,000	3,480	86,000	87,000	7,310
13,500	14,000	1,140	42,000	43,000	3,570	87,000	88,000	7,390
14,000	14,500	1,190	43,000	44,000	3,650	88,000	89,000	7,480
14,500	15,000	1,230	44,000	45,000	3,740	89,000	90,000	7,560
15,000	15,500	1,270	45,000	46,000	3,820	90,000	92,000	7,650
15,500	16,000	1,310	46,000	47,000	3,910	92,000	94,000	7,820
16,000	16,500	1,360	47,000	48,000	3,990	94,000	96,000	7,990
16,500	17,000	1,400	48,000	49,000	4,080	96,000	98,000	8,160
17,000	17,500	1,440	49,000	50,000	4,160	98,000	100,000	8,330
17,500	18,000	1,480	50,000	51,000	4,250	100,000	102,000	8,500
18,000	18,500	1,530	51,000	52,000	4,330	102,000	104,000	8,670
18,500	19,000	1,570	52,000	53,000	4,420	104,000	106,000	8,840
19,000	19,500	1,610	53,000	54,000	4,500	106,000	108,000	9,010
19,500	20,000	1,650	54,000	55,000	4,590	108,000	110,000	9,180
20,000	20,500	1,700	55,000	56,000	4,670	110,000	112,000	9,350
20,500	21,000	1,740	56,000	57,000	4,760	112,000	114,000	9,520
21,000	21,500	1,780	57,000	58,000	4,840	114,000	116,000	9,690
21,500	22,000	1,820	58,000	59,000	4,930	116,000	118,000	9,860
22,000	22,500	1,870	59,000	60,000	5,010	118,000	120,000	10,030
22,500	23,000	1,910	60,000	61,000	5,100	120,000	122,000	10,200

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 以上	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ) 未満	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
514,000	518,000	60,600	11	660,000	665,000	85,500	12	835,000	840,000	120,500	14
518,000	522,000	61,200	11	665,000	670,000	86,500	13	840,000	845,000	121,500	14
522,000	526,000	61,800	11	670,000	675,000	87,500	13	845,000	850,000	122,500	14
526,000	530,000	62,400	11	675,000	680,000	88,500	13	850,000	855,000	123,500	14
530,000	534,000	63,000	11	680,000	685,000	89,500	13	855,000	860,000	124,500	14
534,000	538,000	63,600	11	685,000	690,000	90,500	13	860,000	865,000	125,500	14
538,000	542,000	64,200	11	690,000	695,000	91,500	13	865,000	870,000	126,500	14
542,000	546,000	64,800	11	695,000	700,000	92,500	13	870,000	875,000	127,500	14
546,000	550,000	65,400	11	700,000	705,000	93,500	13	875,000	880,000	128,500	14
550,000	554,000	66,000	12	705,000	710,000	94,500	13	880,000	885,000	129,500	14
554,000	558,000	66,600	12	710,000	715,000	95,500	13	885,000	890,000	130,500	14
558,000	562,000	67,200	12	715,000	720,000	96,500	13	890,000	895,000	131,500	14
562,000	566,000	67,800	12	720,000	725,000	97,500	13	895,000	900,000	132,500	14
566,000	570,000	68,400	12	725,000	730,000	98,500	13	900,000	905,000	133,500	14
570,000	574,000	69,000	12	730,000	735,000	99,500	13	905,000	910,000	134,500	14
574,000	578,000	69,600	12	735,000	740,000	100,500	13	910,000	915,000	135,500	14
578,000	582,000	70,200	12	740,000	745,000	101,500	13	915,000	920,000	136,500	14
582,000	586,000	70,800	12	745,000	750,000	102,500	13	920,000	925,000	137,500	14
586,000	590,000	71,400	12	750,000	755,000	103,500	13	925,000	930,000	138,500	14
590,000	594,000	72,000	12	755,000	760,000	104,500	13	930,000	935,000	139,500	15
594,000	598,000	72,600	12	760,000	765,000	105,500	13	935,000	940,000	140,500	15
598,000	602,000	73,200	12	765,000	770,000	106,500	13	940,000	945,000	141,500	15
602,000	606,000	73,900	12	770,000	775,000	107,500	13	945,000	950,000	142,500	15
606,000	610,000	74,700	12	775,000	780,000	108,500	14	950,000	955,000	143,500	15
610,000	614,000	75,500	12	780,000	785,000	109,500	14	955,000	960,000	144,500	15
614,000	618,000	76,300	12	785,000	790,000	110,500	14	960,000	965,000	145,500	15
618,000	622,000	77,100	12	790,000	795,000	111,500	14	965,000	970,000	146,500	15
622,000	626,000	77,900	12	795,000	800,000	112,500	14	970,000	975,000	147,500	15
626,000	630,000	78,700	12	800,000	805,000	113,500	14	975,000	980,000	148,500	15
630,000	635,000	79,500	12	805,000	810,000	114,500	14	980,000	985,000	149,500	15
635,000	640,000	80,500	12	810,000	815,000	115,500	14	985,000	990,000	150,500	15
640,000	645,000	81,500	12	815,000	820,000	116,500	14	990,000	995,000	151,500	15
645,000	650,000	82,500	12	820,000	825,000	117,500	14	995,000	1,000,000	152,500	15
650,000	655,000	83,500	12	825,000	830,000	118,500	14	1,000,000円		153,500	15
655,000	660,000	84,500	12	830,000	835,000	119,500	14				

(注)　この表において「調整所得金額」とは、第八十四条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額 又は 課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(2) 第八十四条第一項第二号に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

(二)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
122,000	124,000	10,370	213,000	216,000	18,100	348,000	351,000	29,580
124,000	126,000	10,540	216,000	219,000	18,360	351,000	354,000	29,830
126,000	128,000	10,710	219,000	222,000	18,610	354,000	357,000	30,090
128,000	130,000	10,880	222,000	225,000	18,870	357,000	360,000	30,340
130,000	132,000	11,050	225,000	228,000	19,120	360,000	363,000	30,600
132,000	134,000	11,220	228,000	231,000	19,380	363,000	366,000	30,850
134,000	136,000	11,390	231,000	234,000	19,630	366,000	369,000	31,110
136,000	138,000	11,560	234,000	237,000	19,890	369,000	372,000	31,360
138,000	140,000	11,730	237,000	240,000	20,140	372,000	375,000	31,620
140,000	142,000	11,900	240,000	243,000	20,400	375,000	378,000	31,870
142,000	144,000	12,070	243,000	246,000	20,650	378,000	381,000	32,130
144,000	146,000	12,240	246,000	249,000	20,910	381,000	384,000	32,380
146,000	148,000	12,410	249,000	252,000	21,160	384,000	387,000	32,640
148,000	150,000	12,580	252,000	255,000	21,420	387,000	390,000	32,890
150,000	152,000	12,750	255,000	258,000	21,670	390,000	394,000	33,150
152,000	154,000	12,920	258,000	261,000	21,930	394,000	398,000	33,490
154,000	156,000	13,090	261,000	264,000	22,180	398,000	402,000	33,830
156,000	158,000	13,260	264,000	267,000	22,440	402,000	406,000	34,170
158,000	160,000	13,430	267,000	270,000	22,690	406,000	410,000	34,510
160,000	162,000	13,600	270,000	273,000	22,950	410,000	414,000	34,850
162,000	164,000	13,770	273,000	276,000	23,200	414,000	418,000	35,190
164,000	166,000	13,940	276,000	279,000	23,460	418,000	422,000	35,530
166,000	168,000	14,110	279,000	282,000	23,710	422,000	426,000	35,870
168,000	170,000	14,280	282,000	285,000	23,970	426,000	430,000	36,210
170,000	172,000	14,450	285,000	288,000	24,220	430,000	434,000	36,550
172,000	174,000	14,620	288,000	291,000	24,480	434,000	438,000	36,890
174,000	176,000	14,790	291,000	294,000	24,730	438,000	442,000	37,230
176,000	178,000	14,960	294,000	297,000	24,990	442,000	446,000	37,570
178,000	180,000	15,130	297,000	300,000	25,240	446,000	450,000	37,910
180,000	182,000	15,300	300,000	303,000	25,500	450,000	454,000	38,250
182,000	184,000	15,470	303,000	306,000	25,750	454,000	458,000	38,590
184,000	186,000	15,640	306,000	309,000	26,010	458,000	462,000	38,930
186,000	188,000	15,810	309,000	312,000	26,260	462,000	466,000	39,270
188,000	190,000	15,980	312,000	315,000	26,520	466,000	470,000	39,610
190,000	192,000	16,150	315,000	318,000	26,770	470,000	474,000	39,950
192,000	194,000	16,320	318,000	321,000	27,030	474,000	478,000	40,290
194,000	196,000	16,490	321,000	324,000	27,280	478,000	482,000	40,630
196,000	198,000	16,660	324,000	327,000	27,540	482,000	486,000	40,970
198,000	200,000	16,830	327,000	330,000	27,790	486,000	490,000	41,310
200,000	202,000	17,000	330,000	333,000	28,050	490,000	494,000	41,650
202,000	204,000	17,170	333,000	336,000	28,300	494,000	498,000	41,990
204,000	206,000	17,340	336,000	339,000	28,560	498,000	502,000	42,330
206,000	208,000	17,510	339,000	342,000	28,810	502,000	506,000	42,700
208,000	210,000	17,680	342,000	345,000	29,070	506,000	510,000	43,100
210,000	213,000	17,850	345,000	348,000	29,320	510,000	514,000	43,500

(三)

課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額	課税山林所得金額 以上	課税山林所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
514,000	518,000	43,900	660,000	665,000	58,500	835,000	840,000	76,000
518,000	522,000	44,300	665,000	670,000	59,000	840,000	845,000	76,500
522,000	526,000	44,700	670,000	675,000	59,500	845,000	850,000	77,000
526,000	530,000	45,100	675,000	680,000	60,000	850,000	855,000	77,500
530,000	534,000	45,500	680,000	685,000	60,500	855,000	860,000	78,000
534,000	538,000	45,900	685,000	690,000	61,000	860,000	865,000	78,500
538,000	542,000	46,300	690,000	695,000	61,500	865,000	870,000	79,000
542,000	546,000	46,700	695,000	700,000	62,000	870,000	875,000	79,500
546,000	550,000	47,100	700,000	705,000	62,500	875,000	880,000	80,000
550,000	554,000	47,500	705,000	710,000	63,000	880,000	885,000	80,500
554,000	558,000	47,900	710,000	715,000	63,500	885,000	890,000	81,000
558,000	562,000	48,300	715,000	720,000	64,000	890,000	895,000	81,500
562,000	566,000	48,700	720,000	725,000	64,500	895,000	900,000	82,000
566,000	570,000	49,100	725,000	730,000	65,000	900,000	905,000	82,500
570,000	574,000	49,500	730,000	735,000	65,500	905,000	910,000	83,000
574,000	578,000	49,900	735,000	740,000	66,000	910,000	915,000	83,500
578,000	582,000	50,300	740,000	745,000	66,500	915,000	920,000	84,000
582,000	586,000	50,700	745,000	750,000	67,000	920,000	925,000	84,500
586,000	590,000	51,100	750,000	755,000	67,500	925,000	930,000	85,000
590,000	594,000	51,500	755,000	760,000	68,000	930,000	935,000	85,500
594,000	598,000	51,900	760,000	765,000	68,500	935,000	940,000	86,000
598,000	602,000	52,300	765,000	770,000	69,000	940,000	945,000	86,500
602,000	606,000	52,700	770,000	775,000	69,500	945,000	950,000	87,000
606,000	610,000	53,100	775,000	780,000	70,000	950,000	955,000	87,500
610,000	614,000	53,500	780,000	785,000	70,500	955,000	960,000	88,000
614,000	618,000	53,900	785,000	790,000	71,000	960,000	965,000	88,500
618,000	622,000	54,300	790,000	795,000	71,500	965,000	970,000	89,000
622,000	626,000	54,700	795,000	800,000	72,000	970,000	975,000	89,500
626,000	630,000	55,100	800,000	805,000	72,500	975,000	980,000	90,000
630,000	635,000	55,500	805,000	810,000	73,000	980,000	985,000	90,500
635,000	640,000	56,000	810,000	815,000	73,500	985,000	990,000	91,000
640,000	645,000	56,500	815,000	820,000	74,000	990,000	995,000	91,500
645,000	650,000	57,000	820,000	825,000	74,500	995,000	1,000,000	92,000
650,000	655,000	57,500	825,000	830,000	75,000			
655,000	660,000	58,000	830,000	835,000	75,500	1,000,000円		92,500

(備考)　課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

（イ）甲　　表

（二）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数										乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
29,000	29,400	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,743
29,400	29,800	810	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,819
29,800	30,200	840	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,895
30,200	30,600	870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,971
30,600	31,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,047
31,000	31,400	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,123
31,400	31,800	970	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,199
31,800	32,200	1,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,275
32,200	32,600	1,030	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,351
32,600	33,000	1,070	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,427
33,000	33,400	1,100	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,503
33,400	33,800	1,130	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,579
33,800	34,200	1,160	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,655
34,200	34,600	1,190	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,731
34,600	35,000	1,230	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,807
35,000	35,400	1,260	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,883
35,400	35,800	1,290	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,971
35,800	36,200	1,320	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,059
36,200	36,600	1,350	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,147
36,600	37,000	1,390	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,235
37,000	37,600	1,430	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,323
37,600	38,200	1,470	440	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4,455
38,200	38,800	1,520	480	50	0	0	0	0	0	0	0	0	4,587
38,800	39,400	1,570	520	90	0	0	0	0	0	0	0	0	4,766
39,400	40,000	1,620	560	140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,958
40,000	40,600	1,670	600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	5,150
40,600	41,200	1,710	640	220	0	0	0	0	0	0	0	0	5,342
41,200	41,800	1,760	680	260	0	0	0	0	0	0	0	0	5,534
41,800	42,400	1,810	730	300	0	0	0	0	0	0	0	0	5,726
42,400	43,000	1,860	770	340	0	0	0	0	0	0	0	0	5,918
43,000	43,600	1,910	820	380	0	0	0	0	0	0	0	0	6,110
43,600	44,200	1,950	870	420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,302
44,200	44,800	2,000	920	460	40	0	0	0	0	0	0	0	6,494
44,800	45,400	2,050	970	500	80	0	0	0	0	0	0	0	6,686
45,400	46,000	2,100	1,010	540	120	0	0	0	0	0	0	0	6,878
46,000	46,600	2,150	1,060	580	160	0	0	0	0	0	0	0	7,070
46,600	47,200	2,190	1,110	620	200	0	0	0	0	0	0	0	7,262
47,200	47,800	2,240	1,160	670	240	0	0	0	0	0	0	0	7,454
47,800	48,400	2,290	1,210	710	280	0	0	0	0	0	0	0	7,646
48,400	49,000	2,340	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	0	7,838
49,000	49,600	2,390	1,300	800	360	0	0	0	0	0	0	0	8,030
49,600	50,200	2,460	1,350	850	400	0	0	0	0	0	0	0	8,205
50,200	50,800	2,530	1,400	900	440	20	0	0	0	0	0	0	8,746
50,800	51,400	2,610	1,450	950	490	60	0	0	0	0	0	0	8,909
51,400	52,000	2,680	1,490	990	530	100	0	0	0	0	0	0	9,072
52,000	52,600	2,750	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	0	0	9,235
52,600	53,200	2,820	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	0	9,420
53,200	53,800	2,900	1,640	1,140	650	220	0	0	0	0	0	0	9,646
53,800	54,400	2,980	1,690	1,190	700	270	0	0	0	0	0	0	9,872
54,400	55,000	3,060	1,750	1,250	750	320	0	0	0	0	0	0	10,098

別表第四　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）

イ　甲　　表

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数										乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の6%に相当する金額
18,000	18,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,316
18,200	18,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,334
18,400	18,600	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,353
18,600	18,800	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,371
18,800	19,000	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389
19,000	19,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,408
19,200	19,400	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,426
19,400	19,600	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,445
19,600	19,800	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,463
19,800	20,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,481
20,000	20,200	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500
20,200	20,400	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,518
20,400	20,600	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
20,600	20,800	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,555
20,800	21,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,573
21,000	21,200	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,592
21,200	21,400	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,610
21,400	21,600	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,629
21,600	21,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647
21,800	22,000	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
22,000	22,200	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,684
22,200	22,400	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,702
22,400	22,600	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,721
22,600	22,800	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,739
22,800	23,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,757
23,000	23,200	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,776
23,200	23,400	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,794
23,400	23,600	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,813
23,600	23,800	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,831
23,800	24,000	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,849
24,000	24,200	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,868
24,200	24,400	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,886
24,400	24,600	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,905
24,600	24,800	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,924
24,800	25,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,958
25,000	25,400	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,993
25,400	25,800	520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,062
25,800	26,200	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,130
26,200	26,600	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,199
26,600	27,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,268
27,000	27,400	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,347
27,400	27,800	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,428
27,800	28,200	690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,508
28,200	28,600	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,589
28,600	29,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,667

イ　甲　　表

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
115,000	116,500	14,230	11,770	10,770	9,770	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	34,816
116,500	118,000	14,600	12,070	11,070	10,070	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	35,507
118,000	119,500	14,980	12,370	11,370	10,370	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	36,196
119,500	121,000	15,350	12,670	11,670	10,670	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	36,887
121,000	122,500	15,730	13,020	11,970	10,970	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	37,576
122,500	124,000	16,100	13,400	12,270	11,270	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	38,267
124,000	125,500	16,480	13,770	12,570	11,570	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	38,956
125,500	127,000	16,850	14,150	12,900	11,870	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	39,647
127,000	128,500	17,230	14,520	13,270	12,170	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	40,336
128,500	130,000	17,600	14,900	13,650	12,470	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	41,027
130,000	132,000	18,040	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	6,820	5,900	41,716
132,000	134,000	18,540	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	7,220	6,220	42,663
134,000	136,000	19,040	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	7,620	6,620	43,793
136,000	138,000	19,540	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	8,020	7,020	44,923
138,000	140,000	20,040	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	8,420	7,420	46,047
140,000	142,000	20,540	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	8,820	7,820	47,067
142,000	144,000	21,040	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	9,220	8,220	48,087
144,000	146,000	21,540	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	9,620	8,620	49,107
146,000	148,000	22,040	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	10,020	9,020	50,127
148,000	150,000	22,540	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	10,420	9,420	51,147
150,000	152,000	23,040	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	10,820	9,820	52,167
152,000	154,000	23,610	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	11,220	10,220	53,187
154,000	156,000	24,210	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	11,620	10,620	54,207
156,000	158,000	24,810	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	12,020	11,020	55,227
158,000	160,000	25,410	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	12,420	11,420	56,247
160,000	162,000	26,010	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	12,830	11,820	57,267
162,000	164,000	26,610	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	13,330	12,220	58,287
164,000	166,000	27,210	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	13,830	12,620	59,307
166,000	168,000	27,810	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	14,330	13,080	60,327
168,000	170,000	28,410	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	14,830	13,580	61,347
170,000	172,000	29,010	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	15,330	14,080	62,367
172,000	174,000	29,610	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	15,830	14,580	63,447
174,000	176,000	30,210	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	16,330	15,080	64,677
176,000	178,000	30,810	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	16,830	15,580	65,907
178,000	180,000	31,410	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	17,330	16,080	67,137
180,000	182,000	32,010	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	17,830	16,580	68,367
182,000	184,000	32,610	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	18,330	17,080	69,597
184,000	186,000	33,210	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	18,830	17,580	70,827
186,000	188,000	33,810	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	19,330	18,080	72,057
188,000	190,000	34,410	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	19,830	18,580	73,287
190,000	192,000	35,010	31,760	30,260	28,760	27,260	25,760	24,260	22,830	21,580	20,330	19,080	74,517
192,000	194,000	35,610	32,360	30,860	29,360	27,860	26,360	24,860	23,360	22,080	20,830	19,580	75,687
194,000	196,000	36,210	32,960	31,460	29,960	28,460	26,960	25,460	23,960	22,580	21,330	20,080	76,807
196,000	198,000	36,810	33,560	32,060	30,560	29,060	27,560	26,060	24,560	23,080	21,830	20,580	77,927
198,000	200,000	37,410	34,160	32,660	31,160	29,660	28,160	26,660	25,160	23,660	22,330	21,080	79,047

イ　甲　　表

（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	3,170	1,820	1,320	820	380	0	0	0	0	0	0	10,324
56,000	57,000	3,300	1,910	1,410	910	450	30	0	0	0	0	0	10,701
57,000	58,000	3,440	2,000	1,500	1,000	530	110	0	0	0	0	0	11,077
58,000	59,000	3,570	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0	0	0	0	11,454
59,000	60,000	3,710	2,180	1,680	1,180	680	260	0	0	0	0	0	11,830
60,000	61,000	3,840	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	0	0	12,207
61,000	62,000	3,980	2,360	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	12,583
62,000	63,000	4,110	2,490	1,950	1,450	950	490	60	0	0	0	0	12,960
63,000	64,000	4,250	2,620	2,040	1,540	1,040	570	140	0	0	0	0	13,336
64,000	65,000	4,380	2,760	2,130	1,630	1,130	640	220	0	0	0	0	13,707
65,000	66,000	4,520	2,890	2,220	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	14,067
66,000	67,000	4,650	3,030	2,310	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	14,427
67,000	68,000	4,790	3,160	2,410	1,900	1,400	900	450	20	0	0	0	14,787
68,000	69,000	4,920	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0	0	0	15,147
69,000	70,000	5,060	3,430	2,680	2,080	1,580	1,080	600	170	0	0	0	15,507
70,000	71,000	5,200	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	0	15,850
71,000	72,000	5,350	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	0	16,155
72,000	73,000	5,500	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	16,460
73,000	74,000	5,650	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	0	16,846
74,000	75,000	5,800	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	0	17,256
75,000	76,000	5,950	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	0	17,666
76,000	77,000	6,100	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	0	18,076
77,000	78,000	6,290	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	18,486
78,000	79,000	6,490	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	0	18,896
79,000	80,000	6,690	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	0	19,306
80,000	81,000	6,890	5,070	4,320	3,570	2,820	2,170	1,670	1,170	680	250	0	19,716
81,000	82,000	7,090	5,220	4,470	3,720	2,970	2,270	1,770	1,270	770	340	0	20,126
82,000	83,000	7,290	5,370	4,620	3,870	3,120	2,370	1,870	1,370	870	420	0	20,536
83,000	84,000	7,490	5,520	4,770	4,020	3,270	2,520	1,970	1,470	970	510	80	20,946
84,000	85,000	7,690	5,670	4,920	4,170	3,420	2,670	2,070	1,570	1,070	590	170	21,356
85,000	86,500	7,940	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	1,200	700	280	21,766
86,500	88,000	8,240	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	1,350	850	400	22,381
88,000	89,500	8,540	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	22,996
89,500	91,000	8,840	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	1,650	1,150	660	23,611
91,000	92,500	9,140	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	1,800	1,300	800	24,226
92,500	94,000	9,440	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	1,950	1,450	950	24,841
94,000	95,500	9,740	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	2,100	1,600	1,100	25,456
95,500	97,000	10,040	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	2,250	1,750	1,250	26,071
97,000	98,500	10,340	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	2,410	1,900	1,400	26,686
98,500	100,000	10,640	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	2,640	2,050	1,550	27,301
100,000	101,500	10,940	8,770	7,770	6,770	5,860	5,110	4,360	3,610	2,860	2,200	1,700	27,916
101,500	103,000	11,240	9,070	8,070	7,070	6,090	5,340	4,590	3,840	3,090	2,350	1,850	28,607
103,000	104,500	11,540	9,370	8,370	7,370	6,370	5,560	4,810	4,060	3,310	2,560	2,000	29,296
104,500	106,000	11,840	9,670	8,670	7,670	6,670	5,790	5,040	4,290	3,540	2,790	2,150	29,987
106,000	107,500	12,140	9,970	8,970	7,970	6,970	6,010	5,260	4,510	3,760	3,010	2,300	30,676
107,500	109,000	12,440	10,270	9,270	8,270	7,270	6,270	5,490	4,740	3,990	3,240	2,490	31,367
109,000	110,500	12,740	10,570	9,570	8,570	7,570	6,570	5,710	4,960	4,210	3,460	2,710	32,056
110,500	112,000	13,100	10,870	9,870	8,870	7,870	6,870	5,940	5,190	4,440	3,690	2,940	32,747
112,000	113,500	13,480	11,170	10,170	9,170	8,170	7,170	6,170	5,410	4,660	3,910	3,160	33,436
113,500	115,000	13,850	11,470	10,470	9,470	8,470	7,470	6,470	5,640	4,890	4,140	3,390	34,127

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴ まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。

⑵ 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶ 当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷ 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

㈡ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵及び⑷により求めた金額が、その求める税額である。

㈢ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに750円を控除した金額）が、その求める税額である。

イ 甲　　表

（五）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	乙
以上	未満	税額											税額
200,000円		37,710円	34,460円	32,960円	31,460円	29,960円	28,460円	26,960円	25,460円	23,960円	22,580円	21,330円	80,167円
200,000円をこえ231,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30％に相当する金額を加算した金額											80,167円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額
231,000円		47,010円	43,760円	42,260円	40,760円	39,260円	37,760円	36,260円	34,760円	33,260円	31,880円	30,630円	92,567円
231,000円をこえ298,000円に満たない金額		231,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円をこえる金額の35％に相当する金額を加算した金額											92,567円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額
298,000円		70,460円	67,210円	65,710円	64,210円	62,710円	61,210円	59,710円	58,210円	56,710円	55,330円	54,080円	122,717円
298,000円をこえ381,000円に満たない金額		298,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円をこえる金額の40％に相当する金額を加算した金額											122,717円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
381,000円		103,660円	100,410円	98,910円	97,410円	95,910円	94,410円	92,910円	91,410円	89,910円	88,530円	87,280円	164,217円
381,000円をこえ548,000円に満たない金額		381,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円をこえる金額の45％に相当する金額を加算した金額											164,217円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
548,000円		178,810円	175,560円	174,060円	172,560円	171,060円	169,560円	168,060円	166,560円	165,060円	163,680円	162,430円	256,067円
548,000円をこえる金額		548,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											256,067円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに750円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

ロ 乙　表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
26,600円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	450	20	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,400	470	50	0	0	0	0	0	0	0	0
33,400	33,800	500	70	0	0	0	0	0	0	0	0
33,800	34,200	530	100	0	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,600	550	130	0	0	0	0	0	0	0	0
34,600	35,000	580	160	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,400	610	180	0	0	0	0	0	0	0	0
35,400	35,800	640	210	0	0	0	0	0	0	0	0
35,800	36,200	660	240	0	0	0	0	0	0	0	0
36,200	36,600	690	270	0	0	0	0	0	0	0	0
36,600	37,000	720	290	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,600	760	330	0	0	0	0	0	0	0	0
37,600	38,200	810	370	0	0	0	0	0	0	0	0
38,200	38,800	850	410	0	0	0	0	0	0	0	0
38,800	39,400	900	450	20	0	0	0	0	0	0	0
39,400	40,000	950	490	60	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,600	1,000	530	110	0	0	0	0	0	0	0
40,600	41,200	1,050	570	150	0	0	0	0	0	0	0
41,200	41,800	1,090	610	190	0	0	0	0	0	0	0
41,800	42,400	1,140	650	230	0	0	0	0	0	0	0
42,400	43,000	1,190	690	270	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,600	1,240	740	310	0	0	0	0	0	0	0
43,600	44,200	1,290	790	350	0	0	0	0	0	0	0
44,200	44,800	1,330	830	390	0	0	0	0	0	0	0
44,800	45,400	1,380	880	430	10	0	0	0	0	0	0
45,400	46,000	1,430	930	470	50	0	0	0	0	0	0
46,000	46,600	1,480	980	510	90	0	0	0	0	0	0
46,600	47,200	1,530	1,030	550	130	0	0	0	0	0	0
47,200	47,800	1,570	1,070	590	170	0	0	0	0	0	0
47,800	48,400	1,620	1,120	640	210	0	0	0	0	0	0
48,400	49,000	1,670	1,170	680	250	0	0	0	0	0	0
49,000	49,600	1,720	1,220	720	290	0	0	0	0	0	0
49,600	50,200	1,770	1,270	770	330	0	0	0	0	0	0
50,200	50,800	1,810	1,310	810	370	0	0	0	0	0	0
50,800	51,400	1,860	1,360	860	410	0	0	0	0	0	0

ロ 乙　表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
51,400	52,000	1,910	1,410	910	460	30	0	0	0	0	0
52,000	52,600	1,960	1,460	960	500	70	0	0	0	0	0
52,600	53,200	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0	0
53,200	53,800	2,060	1,560	1,060	580	150	0	0	0	0	0
53,800	54,400	2,110	1,610	1,110	630	200	0	0	0	0	0
54,400	55,000	2,160	1,660	1,160	670	250	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,240	1,740	1,240	740	310	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,330	1,830	1,330	830	380	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,440	1,920	1,420	920	460	40	0	0	0	0
58,000	59,000	2,570	2,010	1,510	1,010	540	110	0	0	0	0
59,000	60,000	2,710	2,100	1,600	1,100	610	190	0	0	0	0
60,000	61,000	2,840	2,190	1,690	1,190	690	260	0	0	0	0
61,000	62,000	2,980	2,280	1,780	1,280	780	340	0	0	0	0
62,000	63,000	3,110	2,370	1,870	1,370	870	420	0	0	0	0
63,000	64,000	3,250	2,500	1,960	1,460	960	490	70	0	0	0
64,000	65,000	3,380	2,630	2,050	1,550	1,050	570	150	0	0	0
65,000	66,000	3,520	2,770	2,140	1,640	1,140	650	220	0	0	0
66,000	67,000	3,650	2,900	2,230	1,730	1,230	730	300	0	0	0
67,000	68,000	3,790	3,040	2,320	1,820	1,320	820	380	0	0	0
68,000	69,000	3,920	3,170	2,420	1,910	1,410	910	450	30	0	0
69,000	70,000	4,060	3,310	2,560	2,000	1,500	1,000	530	100	0	0
70,000	71,000	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0	0
71,000	72,000	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0	0
72,000	73,000	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0	0
73,000	74,000	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10	0
74,000	75,000	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100	0
75,000	76,000	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180	0
76,000	77,000	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270	0
77,000	78,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350	0
78,000	79,000	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440	10
79,000	80,000	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520	100
80,000	81,000	5,700	4,950	4,200	3,450	2,700	2,090	1,590	1,090	610	180
81,000	82,000	5,850	5,100	4,350	3,600	2,850	2,190	1,690	1,190	690	270
82,000	83,000	6,000	5,250	4,500	3,750	3,000	2,290	1,790	1,290	790	350
83,000	84,000	6,160	5,400	4,650	3,900	3,150	2,400	1,890	1,390	890	440
84,000	85,000	6,360	5,550	4,800	4,050	3,300	2,550	1,990	1,490	990	520
85,000	86,500	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120	1,620	1,120	630
86,500	88,000	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270	1,770	1,270	770
88,000	89,500	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440	1,920	1,420	920
89,500	91,000	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660	2,070	1,570	1,070
91,000	92,500	7,810	6,810	5,890	5,140	4,390	3,640	2,890	2,220	1,720	1,220
92,500	94,000	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110	2,370	1,870	1,370
94,000	95,500	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340	2,590	2,020	1,520
95,500	97,000	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560	2,810	2,170	1,670
97,000	98,500	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790	3,040	2,320	1,820
98,500	100,000	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010	3,260	2,510	1,970
100,000	101,500	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240	3,490	2,740	2,120
101,500	103,000	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460	3,710	2,960	2,270
103,000	104,500	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690	3,940	3,190	2,440
104,500	106,000	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910	4,160	3,410	2,660

ロ　乙　　表

（四）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円 198,000	円 200,000	円 35,410	円 33,910	円 32,410	円 30,910	円 29,410	円 27,910	円 26,410	円 24,910	円 23,410	円 22,120
200,000円		35,710	34,210	32,710	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370
200,000円をこえ231,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
231,000円		円 45,010	円 43,510	円 42,010	円 40,510	円 39,010	円 37,510	円 36,010	円 34,510	円 33,010	円 31,670
231,000円をこえ298,000円に満たない金額		231,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち231,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
298,000円		円 68,460	円 66,960	円 65,460	円 63,960	円 62,460	円 60,960	円 59,460	円 57,960	円 56,460	円 55,120
298,000円をこえ381,000円に満たない金額		298,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち298,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
381,000円		円 101,660	円 100,160	円 98,660	円 97,160	円 95,660	円 94,160	円 92,660	円 91,160	円 89,660	円 88,320
381,000円をこえ548,000円に満たない金額		381,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち381,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
548,000円		円 176,810	円 175,310	円 173,810	円 172,310	円 170,810	円 169,310	円 167,810	円 166,310	円 164,810	円 163,470
548,000円をこえる金額		548,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち548,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

（注）　この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに750円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

ロ　乙　　表

（三）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円 106,000	円 107,500	円 10,810	円 9,810	円 8,810	円 7,810	円 6,810	円 5,890	円 5,140	円 4,390	円 3,640	円 2,890
107,500	109,000	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360	4,610	3,860	3,110
109,000	110,500	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590	4,840	4,090	3,340
110,500	112,000	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810	5,060	4,310	3,560
112,000	113,500	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040	5,290	4,540	3,790
113,500	115,000	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310	5,510	4,760	4,010
115,000	116,500	12,610	11,610	10,610	9,610	8,610	7,610	6,610	5,740	4,990	4,240
116,500	118,000	12,940	11,910	10,910	9,910	8,910	7,910	6,910	5,960	5,210	4,460
118,000	119,500	13,310	12,210	11,210	10,210	9,210	8,210	7,210	6,210	5,440	4,690
119,500	121,000	13,690	12,510	11,510	10,510	9,510	8,510	7,510	6,510	5,660	4,910
121,000	122,500	14,060	12,810	11,810	10,810	9,810	8,810	7,810	6,810	5,890	5,140
122,500	124,000	14,440	13,190	12,110	11,110	10,110	9,110	8,110	7,110	6,110	5,360
124,000	125,500	14,810	13,560	12,410	11,410	10,410	9,410	8,410	7,410	6,410	5,590
125,500	127,000	15,190	13,940	12,710	11,710	10,710	9,710	8,710	7,710	6,710	5,810
127,000	128,500	15,560	14,310	13,060	12,010	11,010	10,010	9,010	8,010	7,010	6,040
128,500	130,000	15,940	14,690	13,440	12,310	11,310	10,310	9,310	8,310	7,310	6,310
130,000	132,000	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660	7,660	6,660
132,000	134,000	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060	8,060	7,060
134,000	136,000	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460	8,460	7,460
136,000	138,000	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860	8,860	7,860
138,000	140,000	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260	9,260	8,260
140,000	142,000	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660	9,660	8,660
142,000	144,000	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060	10,060	9,060
144,000	146,000	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460	10,460	9,460
146,000	148,000	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860	10,860	9,860
148,000	150,000	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260	11,260	10,260
150,000	152,000	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660	11,660	10,660
152,000	154,000	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120	12,060	11,060
154,000	156,000	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620	12,460	11,460
156,000	158,000	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120	12,870	11,860
158,000	160,000	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620	13,370	12,260
160,000	162,000	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120	13,870	12,660
162,000	164,000	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620	14,370	13,120
164,000	166,000	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120	14,870	13,620
166,000	168,000	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620	15,370	14,120
168,000	170,000	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120	15,870	14,620
170,000	172,000	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620	16,370	15,120
172,000	174,000	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120	16,870	15,620
174,000	176,000	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620	17,370	16,120
176,000	178,000	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120	17,870	16,620
178,000	180,000	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620	18,370	17,120
180,000	182,000	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120	18,870	17,620
182,000	184,000	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620	19,370	18,120
184,000	186,000	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120	19,870	18,620
186,000	188,000	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620	20,370	19,120
188,000	190,000	32,410	30,910	29,410	27,910	26,410	24,910	23,410	22,120	20,870	19,620
190,000	192,000	33,010	31,510	30,010	28,510	27,010	25,510	24,010	22,620	21,370	20,120
192,000	194,000	33,610	32,110	30,610	29,110	27,610	26,110	24,610	23,120	21,870	20,620
194,000	196,000	34,210	32,710	31,210	29,710	28,210	26,710	25,210	23,710	22,370	21,120
196,000	198,000	34,810	33,310	31,810	30,310	28,810	27,310	25,810	24,310	22,870	21,620

イ　甲　　表

（二）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,260	1,280	50	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,280	1,300	50	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0
1,300	1,320	50	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	161	0
1,320	1,340	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	168	0
1,340	1,360	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	174	0
1,360	1,380	55	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,380	1,400	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	187	0
1,400	1,420	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	193	0
1,420	1,440	60	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
1,440	1,460	65	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	206	0
1,460	1,480	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	212	0
1,480	1,500	65	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	219	0
1,500	1,520	70	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0	225	0
1,520	1,540	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	232	0
1,540	1,560	70	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	238	0
1,560	1,600	75	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	244	0
1,600	1,640	75	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0	257	0
1,640	1,680	80	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0	269	0
1,680	1,720	85	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0	292	0
1,720	1,760	90	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0	303	0
1,760	1,800	95	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0	315	0
1,800	1,840	100	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0	331	0
1,840	1,880	105	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0	346	0
1,880	1,920	110	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0	361	0
1,920	1,960	115	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0	376	0
1,960	2,000	120	70	55	40	20	10	0	0	0	0	0	391	0
2,000	2,040	130	75	60	40	25	10	0	0	0	0	0	406	0
2,040	2,080	135	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0	421	2
2,080	2,120	140	85	65	50	30	15	5	0	0	0	0	436	5
2,120	2,160	145	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0	451	7
2,160	2,200	150	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0	465	10
2,200	2,240	155	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0	480	13
2,240	2,280	160	105	80	65	45	30	15	0	0	0	0	494	16
2,280	2,320	165	110	85	65	50	35	20	5	0	0	0	509	18
2,320	2,360	170	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0	523	21
2,360	2,400	175	125	100	75	55	40	25	10	0	0	0	536	24
2,400	2,440	185	130	105	80	60	45	30	15	0	0	0	548	27
2,440	2,480	190	135	110	85	65	50	30	15	5	0	0	564	29
2,480	2,520	195	140	115	90	70	55	35	20	5	0	0	581	32
2,520	2,560	200	145	120	95	75	55	40	25	10	0	0	597	36
2,560	2,600	210	155	130	105	75	60	45	25	15	0	0	614	40
2,600	2,640	215	160	135	110	85	65	50	30	15	0	0	630	43
2,640	2,680	225	165	140	115	90	70	50	35	20	5	0	646	47
2,680	2,720	230	170	145	120	95	75	55	40	25	10	0	663	50
2,720	2,760	240	175	150	125	100	75	60	45	25	15	0	679	54
2,760	2,800	250	185	160	135	110	85	65	45	30	15	0	696	58
2,800	2,860	260	190	165	140	115	90	70	50	35	20	5	712	61
2,860	2,920	270	200	175	150	125	100	75	60	40	25	10	737	67
2,920	2,980	280	210	185	160	135	110	85	65	50	30	15	761	72
2,980	3,040	295	220	190	165	140	115	90	70	55	35	20	786	77

別表第五　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）

イ　甲　　表

（一）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	640円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与等の金額の6%に相当する金額	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
680	690	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
690	700	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
700	710	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
710	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
720	730	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
730	740	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
740	750	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
750	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
760	770	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
770	780	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
780	790	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
790	800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
800	810	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
810	820	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
820	830	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
830	840	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
840	850	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
850	860	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
860	870	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
870	880	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
880	890	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
890	900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0
900	910	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
910	920	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0
920	940	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
940	960	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	0
960	980	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
980	1,000	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
1,000	1,020	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
1,020	1,040	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
1,040	1,060	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
1,060	1,080	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
1,080	1,100	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
1,100	1,120	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0
1,120	1,140	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,140	1,160	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,160	1,180	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
1,180	1,200	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,200	1,220	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	0
1,220	1,240	45	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142	0
1,240	1,260	45	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	0

イ甲　表

（四）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲											乙	丙
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上 未満	税額											税額	税額
6,500円	1,205円	1,095円	1,045円	995円	945円	895円	845円	795円	750円	710円	665円	2,578円	718円
6,500円をこえ7,700円に満たない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額											2,578円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額	718円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額
7,700円	1,565円	1,455円	1,405円	1,355円	1,305円	1,255円	1,205円	1,155円	1,110円	1,070円	1,025円	3,058円	1,078円
7,700円をこえ9,920円に満たない金額	7,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,700円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											3,058円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	1,078円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,700円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
9,920円	2,340円	2,230円	2,180円	2,130円	2,080円	2,030円	1,980円	1,930円	1,885円	1,845円	1,800円	4,057円	1,855円
9,920円をこえ12,700円に満たない金額	9,920円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,920円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											4,057円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,920円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,855円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,920円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
12,700円	3,450円	3,340円	3,290円	3,240円	3,190円	3,140円	3,090円	3,040円	2,995円	2,955円	2,910円	5,447円	2,967円
12,700円をこえ18,250円に満たない金額	12,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											5,447円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,700円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	2,967円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

イ甲　表

（三）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲											乙	丙
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,040	3,100	305	235	200	175	150	125	100	75	60	45	25	810	83
3,100	3,160	320	245	210	185	160	135	110	85	65	50	30	835	88
3,160	3,220	330	255	225	195	170	145	120	95	70	55	40	860	94
3,220	3,280	340	270	235	205	180	155	130	105	80	60	45	884	99
3,280	3,340	355	280	250	215	185	160	135	110	85	65	50	909	105
3,340	3,400	365	295	260	225	195	170	145	120	95	75	55	934	113
3,400	3,460	380	305	270	240	205	180	155	130	105	80	60	962	122
3,460	3,520	390	315	285	250	215	190	165	140	115	90	70	989	131
3,520	3,580	400	330	295	265	230	200	175	150	125	100	75	1,018	140
3,580	3,640	415	340	310	275	240	210	180	155	130	105	80	1,045	149
3,640	3,700	425	355	320	285	255	220	190	165	140	115	90	1,073	158
3,700	3,760	440	365	330	300	265	230	200	175	150	125	100	1,100	167
3,760	3,820	455	375	345	310	275	245	210	185	160	135	110	1,128	176
3,820	3,880	470	390	355	325	290	255	220	195	170	145	120	1,155	185
3,880	3,940	485	400	370	335	300	270	235	200	175	150	125	1,183	194
3,940	4,000	500	415	380	345	315	280	245	215	185	160	135	1,210	203
4,000	4,060	515	425	390	360	325	290	260	225	195	170	145	1,238	212
4,060	4,120	530	440	405	370	335	305	270	235	205	180	155	1,265	221
4,120	4,180	545	455	415	385	350	315	280	250	215	190	165	1,294	230
4,180	4,240	560	470	430	395	360	330	295	260	230	195	170	1,321	239
4,240	4,300	575	485	445	405	375	340	305	275	240	205	180	1,349	248
4,300	4,360	590	500	460	420	385	350	320	285	250	220	190	1,376	257
4,360	4,420	605	515	475	430	395	365	330	295	265	230	200	1,404	266
4,420	4,480	620	530	490	445	410	375	340	310	275	240	210	1,434	275
4,480	4,540	635	545	505	460	420	390	355	320	290	255	220	1,468	286
4,540	4,600	650	560	520	475	435	400	365	335	300	265	235	1,502	298
4,600	4,660	665	575	535	490	450	410	380	345	310	280	245	1,535	310
4,660	4,740	685	595	550	510	470	425	390	360	325	290	260	1,565	322
4,740	4,820	705	615	570	530	490	445	410	375	340	310	275	1,607	338
4,820	4,900	725	635	590	550	510	465	425	390	360	325	290	1,648	354
4,900	4,980	745	655	610	570	530	485	445	405	375	340	305	1,688	370
4,980	5,060	765	675	630	590	550	505	465	425	390	355	325	1,729	386
5,060	5,140	785	695	650	610	570	525	485	440	405	370	340	1,769	402
5,140	5,220	810	715	670	630	590	545	505	460	420	390	355	1,811	418
5,220	5,300	835	735	690	650	610	565	525	480	440	405	370	1,852	434
5,300	5,380	860	755	710	670	630	585	545	500	460	420	385	1,892	450
5,380	5,460	880	775	730	690	650	605	565	520	480	440	405	1,933	466
5,460	5,540	905	795	750	710	670	625	585	540	500	460	420	1,973	482
5,540	5,620	930	820	770	730	690	645	605	560	520	480	435	2,015	498
5,620	5,700	955	845	795	750	710	665	625	580	540	500	455	2,056	514
5,700	5,780	980	870	820	770	730	685	645	600	560	520	475	2,096	530
5,780	5,860	1,000	895	845	795	750	705	665	620	580	540	495	2,144	546
5,860	5,940	1,025	915	865	815	770	725	685	640	600	560	515	2,192	562
5,940	6,020	1,050	940	890	840	790	745	705	660	620	580	535	2,242	578
6,020	6,100	1,075	965	915	865	815	765	725	680	640	600	555	2,291	598
6,100	6,180	1,100	990	940	890	840	790	745	700	660	620	575	2,340	618
6,180	6,260	1,120	1,015	965	915	865	815	765	720	680	640	595	2,390	638
6,260	6,340	1,145	1,035	985	935	885	835	785	740	700	660	615	2,438	658
6,340	6,420	1,170	1,060	1,010	960	910	860	810	760	720	680	635	2,488	678
6,420	6,500	1,195	1,085	1,035	985	935	885	835	785	740	700	655	2,533	698

除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき200円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして㈠の⑵及び⑷により求めた金額が、その求める税額である。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに25円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

イ　甲　　表

（五）

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲											乙	丙
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額											税額	税額
18,250円		円 5,945	円 5,835	円 5,785	円 5,735	円 5,685	円 5,635	円 5,585	円 5,535	円 5,490	円 5,450	円 5,405	円 8,499	円 5,464
18,250円をこえる金額		18,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,499円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	5,464円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに25円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。）については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が10人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が10人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ⑵又は⑶により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
920円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	30	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	40	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	45	25	15	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,520	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0
1,520	1,540	45	30	15	0	0	0	0	0	0	0
1,540	1,560	50	30	15	5	0	0	0	0	0	0
1,560	1,600	50	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,600	1,640	55	35	20	5	0	0	0	0	0	0
1,640	1,680	55	40	25	10	0	0	0	0	0	0
1,680	1,720	60	45	25	15	0	0	0	0	0	0
1,720	1,760	65	45	30	15	0	0	0	0	0	0
1,760	1,800	65	50	35	20	5	0	0	0	0	0
1,800	1,840	70	55	35	20	5	0	0	0	0	0
1,840	1,880	75	55	40	25	10	0	0	0	0	0
1,880	1,920	80	60	45	30	15	0	0	0	0	0
1,920	1,960	85	65	50	30	15	0	0	0	0	0
1,960	2,000	90	70	50	35	20	5	0	0	0	0
2,000	2,040	95	70	55	40	25	10	0	0	0	0
2,040	2,080	100	75	60	40	25	10	0	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,080	2,120	105	80	60	45	30	15	0	0	0	0
2,120	2,160	110	85	65	50	30	20	5	0	0	0
2,160	2,200	115	90	70	55	35	20	5	0	0	0
2,200	2,240	120	95	75	55	40	25	10	0	0	0
2,240	2,280	125	100	75	60	45	25	15	0	0	0
2,280	2,320	130	105	80	65	45	30	15	0	0	0
2,320	2,360	140	115	90	65	50	35	20	5	0	0
2,360	2,400	145	120	95	70	55	40	20	10	0	0
2,400	2,440	150	125	100	75	60	40	25	10	0	0
2,440	2,480	155	130	105	80	65	45	30	15	0	0
2,480	2,520	160	135	110	85	65	50	35	20	5	0
2,520	2,560	170	145	120	95	70	55	35	20	5	0
2,560	2,600	175	150	125	100	75	60	40	25	10	0
2,600	2,640	180	155	130	105	80	60	45	30	15	0
2,640	2,680	185	160	135	110	85	65	50	30	20	5
2,680	2,720	190	165	140	115	90	70	55	35	20	5
2,720	2,760	200	175	150	125	100	75	55	40	25	10
2,760	2,800	205	180	155	130	105	80	60	45	30	15
2,800	2,860	215	185	160	135	110	85	65	50	35	20
2,860	2,920	225	195	170	145	120	95	70	55	40	25
2,920	2,980	235	205	180	155	130	105	80	60	45	30
2,980	3,040	250	215	190	165	140	115	90	65	50	35
3,040	3,100	260	230	195	170	145	120	95	75	55	40
3,100	3,160	275	240	205	180	155	130	105	80	65	45
3,160	3,220	285	250	220	190	165	140	115	90	70	50
3,220	3,280	295	265	230	200	175	150	125	100	75	60
3,280	3,340	310	275	240	210	185	160	135	110	85	65
3,340	3,400	320	290	255	220	190	165	140	115	90	70
3,400	3,460	335	300	265	235	200	175	150	125	100	75
3,460	3,520	345	310	280	245	210	185	160	135	110	85
3,520	3,580	355	325	290	255	225	195	170	145	120	95
3,580	3,640	370	335	300	270	235	205	180	155	130	105
3,640	3,700	380	350	315	280	250	215	185	160	135	110
3,700	3,760	395	360	325	295	260	225	195	170	145	120
3,760	3,820	405	370	340	305	270	240	205	180	155	130
3,820	3,880	415	385	350	315	285	250	215	190	165	140
3,880	3,940	430	395	360	330	295	260	230	200	175	150
3,940	4,000	445	410	375	340	310	275	240	205	180	155
4,000	4,060	460	420	385	355	320	285	255	220	190	165
4,060	4,120	475	435	400	365	330	300	265	230	200	175
4,120	4,180	490	450	410	375	345	310	275	245	210	185
4,180	4,240	505	465	420	390	355	320	290	255	220	195
4,240	4,300	520	480	435	400	370	335	300	265	235	200
4,300	4,360	535	495	450	415	380	345	315	280	245	215
4,360	4,420	550	510	465	425	390	360	325	290	260	225
4,420	4,480	565	525	480	440	405	370	335	305	270	235
4,480	4,540	580	540	495	455	415	380	350	315	280	250
4,540	4,600	595	555	510	470	430	395	360	325	295	260
4,600	4,660	610	570	525	485	445	405	375	340	305	275
4,660	4,740	630	585	545	500	460	420	385	355	320	285

ロ 乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
18,250円		円 5,880	円 5,830	円 5,780	円 5,730	円 5,680	円 5,630	円 5,580	円 5,530	円 5,485	円 5,440
18,250円をこえる金額		18,250円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,250円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が10人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに25円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十三号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数									
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額									
円 4,740	円 4,820	円 650	円 605	円 565	円 520	円 480	円 440	円 405	円 370	円 335	円 305
4,820	4,900	670	625	585	540	500	460	420	385	350	320
4,900	4,980	690	645	605	560	520	480	435	400	370	335
4,980	5,060	710	665	625	580	540	500	455	415	385	350
5,060	5,140	730	685	645	600	560	520	475	435	400	365
5,140	5,220	750	705	665	620	580	540	495	455	415	385
5,220	5,300	770	725	685	640	600	560	515	475	435	400
5,300	5,380	790	745	705	660	620	580	535	495	455	415
5,380	5,460	815	765	725	680	640	600	555	515	475	430
5,460	5,540	840	790	745	700	660	620	575	535	495	450
5,540	5,620	865	815	765	720	680	640	595	555	515	470
5,620	5,700	885	835	785	740	700	660	615	575	535	490
5,700	5,780	910	860	810	760	720	680	635	595	555	510
5,780	5,860	935	885	835	785	740	700	655	615	575	530
5,860	5,940	960	910	860	810	760	720	675	635	595	550
5,940	6,020	985	935	885	835	785	740	695	655	615	570
6,020	6,100	1,005	955	905	855	805	760	715	675	635	590
6,100	6,180	1,030	980	930	880	830	780	735	695	655	610
6,180	6,260	1,055	1,005	955	905	855	805	755	715	675	630
6,260	6,340	1,080	1,030	980	930	880	830	780	735	695	650
6,340	6,420	1,105	1,055	1,005	955	905	850	800	755	715	670
6,420	6,500	1,125	1,075	1,025	975	925	875	825	775	735	690
6,500円		1,140	1,090	1,040	990	940	890	840	790	745	700
6,500円をこえ7,700円に満たない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
7,700円		円 1,500	円 1,450	円 1,400	円 1,350	円 1,300	円 1,250	円 1,200	円 1,150	円 1,105	円 1,060
7,700円をこえ9,920円に満たない金額		7,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,700円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
9,920円		円 2,275	円 2,225	円 2,175	円 2,125	円 2,075	円 2,025	円 1,975	円 1,925	円 1,880	円 1,835
9,920円をこえ12,700円に満たない金額		9,920円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,920円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
12,700円		円 3,385	円 3,335	円 3,285	円 3,235	円 3,185	円 3,135	円 3,085	円 3,035	円 2,990	円 2,945
12,700円をこえ18,250円に満たない金額		12,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									

別表第六　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の金額に乗ずべき率	甲												乙	
	扶養親族等の数													
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人	
	前月の社会保険料控除後の給与等の金額													
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	13,400円	未満	23,600円	未満	28,300円	未満	33,000円	未満	37,700円	未満	42,100円	未満	46,300円	未満
2	13,400	14,500	23,600	25,500	28,300	30,500	33,000	35,600	37,700	40,600	42,100	45,000	46,300	49,500
4	14,500	15,800	25,500	27,700	30,500	33,200	35,600	38,700	40,600	43,600	45,000	48,400	49,500	53,100
6	15,800	17,200	27,700	30,300	33,200	36,300	38,700	41,800	43,600	46,800	48,400	51,800	53,100	56,300
8	17,200	36,900	30,300	40,900	36,300	43,800	41,800	46,800	46,800	50,100	51,800	55,100	56,300	59,800
10	36,900	41,500	40,900	49,600	43,800	53,200	46,800	56,400	50,100	59,700	55,100	63,300	59,800	66,900
12	41,500	46,100	49,600	54,600	53,200	58,200	56,400	61,800	59,700	65,400	63,300	68,900	66,900	72,900
14	46,100	57,300	54,600	60,400	58,200	64,300	61,800	68,300	65,400	72,700	68,900	77,300	72,900	82,000
16	57,300	62,300	60,400	69,300	64,300	73,000	68,300	77,000	72,700	80,900	77,300	84,900	82,000	88,800
18	62,300	68,100	69,300	77,200	73,000	81,600	77,000	86,000	80,900	90,400	84,900	94,900	88,800	99,300
20	68,100	82,500	77,200	90,600	81,600	94,400	86,000	98,100	90,400	102,100	94,900	106,400	99,300	110,700
22	82,500	91,700	90,600	100,700	94,400	104,900	98,100	109,000	102,100	113,200	106,400	117,400	110,700	121,500
24	91,700	103,100	100,700	113,300	104,900	118,000	109,000	122,700	113,200	127,300	117,400	132,000	121,500	136,700
26	103,100	119,700	113,300	128,300	118,000	132,200	122,700	136,200	127,300	140,100	132,000	144,100	136,700	148,000
28	119,700	133,800	128,300	143,400	132,200	147,800	136,200	152,200	140,100	156,600	144,100	161,000	148,000	165,400
30	133,800	157,500	143,400	165,600	147,800	169,400	152,200	173,100	156,600	177,100	161,000	181,400	165,400	185,700
32	157,500	175,000	165,600	184,000	169,400	188,200	173,100	192,400	177,100	196,500	181,400	200,700	185,700	204,900
34	175,000	196,900	184,000	207,000	188,200	211,700	192,400	216,400	196,500	221,100	200,700	225,800	204,900	230,500
36	196,900	218,400	207,000	227,000	211,700	230,900	216,400	234,900	221,100	238,800	225,800	242,800	230,500	246,700
38	218,400	244,100	227,000	253,700	230,900	258,100	234,900	262,500	238,800	266,900	242,800	271,300	246,700	275,700
40	244,100	272,900	253,700	282,100	258,100	286,400	262,500	290,700	266,900	295,000	271,300	299,300	275,700	303,600
42	272,900	300,000	282,100	309,000	286,400	313,200	290,700	317,400	295,000	321,500	299,300	325,700	303,600	329,900
44	300,000	337,500	309,000	347,700	313,200	352,300	317,400	357,000	321,500	361,700	325,700	366,400	329,900	371,100
46	337,500	415,800	347,700	424,300	352,300	428,300	357,000	432,200	361,700	436,200	366,400	440,100	371,100	444,100
48	415,800	464,700	424,300	474,300	428,300	478,700	432,200	483,100	436,200	487,500	440,100	491,900	444,100	496,300
50	464,700円以上		474,300円以上		478,700円以上		483,100円以上		487,500円以上		491,900円以上		496,300円以上	

賞与の金額に乗ずべき率	乙	
	前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
	以上	未満
%	円	円
0	4,000円	未満
2	4,000	6,000
4	6,000	8,500
6	8,500	11,000
8	11,000	14,500
10	14,500	22,700
12	22,700	24,100
14	24,100	31,500
16	31,500	34,100
18	34,100	35,900
20	35,900	47,100
22	47,100	50,000
24	50,000	53,200
26	53,200	64,100
28	64,100	67,900
30	67,900	86,300
32	86,300	91,300
34	91,300	96,900
36	96,900	116,900
38	116,900	123,900
40	123,900	147,900
42	147,900	156,500
44	156,500	166,200
46	166,200	222,500
48	222,500	235,800
50	235,800円以上	

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（第七十八条第三項（扶養控除額の特例の適用を受けない者）の規定に該当するものを除く。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、㈣に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき6,000円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第七　年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500円未満		0	25,500	26,000	2,160	71,000	72,000	6,030	152,000	154,000	13,700
			26,000	26,500	2,210	72,000	73,000	6,120	154,000	156,000	13,900
1,500	2,000	120	26,500	27,000	2,250	73,000	74,000	6,200	156,000	158,000	14,100
2,000	2,500	170	27,000	27,500	2,290	74,000	75,000	6,290	158,000	160,000	14,300
2,500	3,000	210	27,500	28,000	2,330	75,000	76,000	6,370	160,000	162,000	14,500
3,000	3,500	250	28,000	28,500	2,380	76,000	77,000	6,460	162,000	164,000	14,700
3,500	4,000	290	28,500	29,000	2,420	77,000	78,000	6,540	164,000	166,000	14,900
4,000	4,500	340	29,000	29,500	2,460	78,000	79,000	6,630	166,000	168,000	15,100
4,500	5,000	380	29,500	30,000	2,500	79,000	80,000	6,710	168,000	170,000	15,300
5,000	5,500	420	30,000	31,000	2,550	80,000	81,000	6,800	170,000	172,000	15,500
5,500	6,000	460	31,000	32,000	2,630	81,000	82,000	6,880	172,000	174,000	15,700
6,000	6,500	510	32,000	33,000	2,720	82,000	83,000	6,970	174,000	176,000	15,900
6,500	7,000	550	33,000	34,000	2,800	83,000	84,000	7,050	176,000	178,000	16,100
7,000	7,500	590	34,000	35,000	2,890	84,000	85,000	7,140	178,000	180,000	16,300
7,500	8,000	630	35,000	36,000	2,970	85,000	86,000	7,220	180,000	182,000	16,500
8,000	8,500	680	36,000	37,000	3,060	86,000	87,000	7,310	182,000	184,000	16,700
8,500	9,000	720	37,000	38,000	3,140	87,000	88,000	7,390	184,000	186,000	16,900
9,000	9,500	760	38,000	39,000	3,230	88,000	89,000	7,480	186,000	188,000	17,100
9,500	10,000	800	39,000	40,000	3,310	89,000	90,000	7,560	188,000	190,000	17,300
10,000	10,500	850	40,000	41,000	3,400	90,000	92,000	7,650	190,000	192,000	17,500
10,500	11,000	890	41,000	42,000	3,480	92,000	94,000	7,820	192,000	194,000	17,700
11,000	11,500	930	42,000	43,000	3,570	94,000	96,000	7,990	194,000	196,000	17,900
11,500	12,000	970	43,000	44,000	3,650	96,000	98,000	8,160	196,000	198,000	18,100
12,000	12,500	1,020	44,000	45,000	3,740	98,000	100,000	8,330	198,000	200,000	18,300
12,500	13,000	1,060	45,000	46,000	3,820	100,000	102,000	8,500	200,000	202,000	18,500
13,000	13,500	1,100	46,000	47,000	3,910	102,000	104,000	8,700	202,000	204,000	18,700
13,500	14,000	1,140	47,000	48,000	3,990	104,000	106,000	8,900	204,000	206,000	18,900
14,000	14,500	1,190	48,000	49,000	4,080	106,000	108,000	9,100	206,000	208,000	19,100
14,500	15,000	1,230	49,000	50,000	4,160	108,000	110,000	9,300	208,000	210,000	19,300
15,000	15,500	1,270	50,000	51,000	4,250	110,000	112,000	9,500	210,000	213,000	19,500
15,500	16,000	1,310	51,000	52,000	4,330	112,000	114,000	9,700	213,000	216,000	19,800
16,000	16,500	1,360	52,000	53,000	4,420	114,000	116,000	9,900	216,000	219,000	20,100
16,500	17,000	1,400	53,000	54,000	4,500	116,000	118,000	10,100	219,000	222,000	20,400
17,000	17,500	1,440	54,000	55,000	4,590	118,000	120,000	10,300	222,000	225,000	20,700
17,500	18,000	1,480	55,000	56,000	4,670	120,000	122,000	10,500	225,000	228,000	21,000
18,000	18,500	1,530	56,000	57,000	4,760	122,000	124,000	10,700	228,000	231,000	21,300
18,500	19,000	1,570	57,000	58,000	4,840	124,000	126,000	10,900	231,000	234,000	21,600
19,000	19,500	1,610	58,000	59,000	4,930	126,000	128,000	11,100	234,000	237,000	21,900
19,500	20,000	1,650	59,000	60,000	5,010	128,000	130,000	11,300	237,000	240,000	22,200
20,000	20,500	1,700	60,000	61,000	5,100	130,000	132,000	11,500	240,000	243,000	22,500
20,500	21,000	1,740	61,000	62,000	5,180	132,000	134,000	11,700	243,000	246,000	22,800
21,000	21,500	1,780	62,000	63,000	5,270	134,000	136,000	11,900	246,000	249,000	23,100
21,500	22,000	1,820	63,000	64,000	5,350	136,000	138,000	12,100	249,000	252,000	23,400
22,000	22,500	1,870	64,000	65,000	5,440	138,000	140,000	12,300	252,000	255,000	23,700
22,500	23,000	1,910	65,000	66,000	5,520	140,000	142,000	12,500	255,000	258,000	24,000
23,000	23,500	1,950	66,000	67,000	5,610	142,000	144,000	12,700	258,000	261,000	24,300
23,500	24,000	1,990	67,000	68,000	5,690	144,000	146,000	12,900	261,000	264,000	24,600
24,000	24,500	2,040	68,000	69,000	5,780	146,000	148,000	13,100	264,000	267,000	24,900
24,500	25,000	2,080	69,000	70,000	5,860	148,000	150,000	13,300	267,000	270,000	25,200
25,000	25,500	2,120	70,000	71,000	5,950	150,000	152,000	13,500	270,000	273,000	25,500

(二)

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
273,000	276,000	25,800	434,000	438,000	48,600	635,000	640,000	80,500	885,000	890,000	130,500
276,000	279,000	26,100	438,000	442,000	49,200	640,000	645,000	81,500	890,000	895,000	131,500
279,000	282,000	26,400	442,000	446,000	49,800	645,000	650,000	82,500	895,000	900,000	132,500
282,000	285,000	26,700	446,000	450,000	50,400	650,000	655,000	83,500	900,000	905,000	133,500
285,000	288,000	27,000	450,000	454,000	51,000	655,000	660,000	84,500	905,000	910,000	134,500
288,000	291,000	27,300	454,000	458,000	51,600	660,000	665,000	85,500	910,000	915,000	135,500
291,000	294,000	27,600	458,000	462,000	52,200	665,000	670,000	86,500	915,000	920,000	136,500
294,000	297,000	27,900	462,000	466,000	52,800	670,000	675,000	87,500	920,000	925,000	137,500
297,000	300,000	28,200	466,000	470,000	53,400	675,000	680,000	88,500	925,000	930,000	138,500
300,000	303,000	28,500	470,000	474,000	54,000	680,000	685,000	89,500	930,000	935,000	139,500
303,000	306,000	28,950	474,000	478,000	54,600	685,000	690,000	90,500	935,000	940,000	140,500
306,000	309,000	29,400	478,000	482,000	55,200	690,000	695,000	91,500	940,000	945,000	141,500
309,000	312,000	29,850	482,000	486,000	55,800	695,000	700,000	92,500	945,000	950,000	142,500
312,000	315,000	30,300	486,000	490,000	56,400	700,000	705,000	93,500	950,000	955,000	143,500
315,000	318,000	30,750	490,000	494,000	57,000	705,000	710,000	94,500	955,000	960,000	144,500
318,000	321,000	31,200	494,000	498,000	57,600	710,000	715,000	95,500	960,000	965,000	145,500
321,000	324,000	31,650	498,000	502,000	58,200	715,000	720,000	96,500	965,000	970,000	146,500
324,000	327,000	32,100	502,000	506,000	58,800	720,000	725,000	97,500	970,000	975,000	147,500
327,000	330,000	32,550	506,000	510,000	59,400	725,000	730,000	98,500	975,000	980,000	148,500
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	60,000	730,000	735,000	99,500	980,000	985,000	149,500
333,000	336,000	33,450	514,000	518,000	60,600	735,000	740,000	100,500	985,000	990,000	150,500
336,000	339,000	33,900	518,000	522,000	61,200	740,000	745,000	101,500	990,000	995,000	151,500
339,000	342,000	34,350	522,000	526,000	61,800	745,000	750,000	102,500	995,000	1,000,000	152,500
342,000	345,000	34,800	526,000	530,000	62,400	750,000	755,000	103,500			
345,000	348,000	35,250	530,000	534,000	63,000	755,000	760,000	104,500			
348,000	351,000	35,700	534,000	538,000	63,600	760,000	765,000	105,500	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から96,500円を控除した金額
351,000	354,000	36,150	538,000	542,000	64,200	765,000	770,000	106,500			
354,000	357,000	36,600	542,000	546,000	64,800	770,000	775,000	107,500			
357,000	360,000	37,050	546,000	550,000	65,400	775,000	780,000	108,500			
360,000	363,000	37,500	550,000	554,000	66,000	780,000	785,000	109,500			
363,000	366,000	37,950	554,000	558,000	66,600	785,000	790,000	110,500	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から171,500円を控除した金額
366,000	369,000	38,400	558,000	562,000	67,200	790,000	795,000	111,500			
369,000	372,000	38,850	562,000	566,000	67,800	795,000	800,000	112,500			
372,000	375,000	39,300	566,000	570,000	68,400	800,000	805,000	113,500			
375,000	378,000	39,750	570,000	574,000	69,000	805,000	810,000	114,500			
378,000	381,000	40,200	574,000	578,000	69,600	810,000	815,000	115,500	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から281,500円を控除した金額
381,000	384,000	40,650	578,000	582,000	70,200	815,000	820,000	116,500			
384,000	387,000	41,100	582,000	586,000	70,800	820,000	825,000	117,500			
387,000	390,000	41,550	586,000	590,000	71,400	825,000	830,000	118,500			
390,000	394,000	42,000	590,000	594,000	72,000	830,000	835,000	119,500			
394,000	398,000	42,600	594,000	598,000	72,600	835,000	840,000	120,500	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から431,500円を控除した金額
398,000	402,000	43,200	598,000	602,000	73,200	840,000	845,000	121,500			
402,000	406,000	43,800	602,000	606,000	73,900	845,000	850,000	122,500			
406,000	410,000	44,400	606,000	610,000	74,700	850,000	855,000	123,500			
410,000	414,000	45,000	610,000	614,000	75,500	855,000	860,000	124,500			
414,000	418,000	45,600	614,000	618,000	76,300	860,000	865,000	125,500	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から631,500円を控除した金額
418,000	422,000	46,200	618,000	622,000	77,100	865,000	870,000	126,500			
422,000	426,000	46,800	622,000	626,000	77,900	870,000	875,000	127,500			
426,000	430,000	47,400	626,000	630,000	78,700	875,000	880,000	128,500			
430,000	434,000	48,000	630,000	635,000	79,500	880,000	885,000	129,500			

(三) (二)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(四) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が、第二条第一項第三十三号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに6,000円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき6,000円を、(三)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から931,500円を控除した金額	円 20,000,000	円 30,000,000	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,431,500円を控除した金額	円 45,000,000	円 60,000,000	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,181,500円を控除した金額
10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,431,500円を控除した金額	30,000,000	45,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,931,500円を控除した金額	60,000,000円以上		課税給与所得金額に75%を乗じて算出した金額から9,181,500円を控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに6,000円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき6,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十五条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合　当該合計額

(ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合　当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合　37,500円

(4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十六条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円）

(ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十六条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）

(ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十六条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合　当該金額の合計額（その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円）。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

(二) 次に、(一)により求めた金額から、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第七十七条第一項(配偶者控除)の規定による配偶者控除の額、第七十八条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、第七十七条第一項の規定による配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、

(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、

(a) (b)に該当するときを除くほか、第七十八条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(b) 当該申告書に第七十八条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

別表第七の附表

（一）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
216,875	円未満	141,500円未満	260,000	261,000	176,000	305,000	306,000	212,000
216,875	217,000	141,500	261,000	262,000	176,800	306,000	307,000	212,800
217,000	218,000	141,600	262,000	263,000	177,600	307,000	308,000	213,600
218,000	219,000	142,400	263,000	264,000	178,400	308,000	309,000	214,400
219,000	220,000	143,200	264,000	265,000	179,200	309,000	310,000	215,200
220,000	221,000	144,000	265,000	266,000	180,000	310,000	311,000	216,000
221,000	222,000	144,800	266,000	267,000	180,800	311,000	312,000	216,800
222,000	223,000	145,600	267,000	268,000	181,600	312,000	313,000	217,600
223,000	224,000	146,400	268,000	269,000	182,400	313,000	314,000	218,400
224,000	225,000	147,200	269,000	270,000	183,200	314,000	315,000	219,200
225,000	226,000	148,000	270,000	271,000	184,000	315,000	316,500	220,000
226,000	227,000	148,800	271,000	272,000	184,800	316,500	318,000	221,200
227,000	228,000	149,600	272,000	273,000	185,600	318,000	319,500	222,400
228,000	229,000	150,400	273,000	274,000	186,400	319,500	321,000	223,600
229,000	230,000	151,200	274,000	275,000	187,200	321,000	322,500	224,800
230,000	231,000	152,000	275,000	276,000	188,000	322,500	324,000	226,000
231,000	232,000	152,800	276,000	277,000	188,800	324,000	325,500	227,200
232,000	233,000	153,600	277,000	278,000	189,600	325,500	327,000	228,400
233,000	234,000	154,400	278,000	279,000	190,400	327,000	328,500	229,600
234,000	235,000	155,200	279,000	280,000	191,200	328,500	330,000	230,800
235,000	236,000	156,000	280,000	281,000	192,000	330,000	331,500	232,000
236,000	237,000	156,800	281,000	282,000	192,800	331,500	333,000	233,200
237,000	238,000	157,600	282,000	283,000	193,600	333,000	334,500	234,400
238,000	239,000	158,400	283,000	284,000	194,400	334,500	336,000	235,600
239,000	240,000	159,200	284,000	285,000	195,200	336,000	337,500	236,800
240,000	241,000	160,000	285,000	286,000	196,000	337,500	339,000	238,000
241,000	242,000	160,800	286,000	287,000	196,800	339,000	340,500	239,200
242,000	243,000	161,600	287,000	288,000	197,600	340,500	342,000	240,400
243,000	244,000	162,400	288,000	289,000	198,400	342,000	343,500	241,600
244,000	245,000	163,200	289,000	290,000	199,200	343,500	345,000	242,800
245,000	246,000	164,000	290,000	291,000	200,000	345,000	346,500	244,000
246,000	247,000	164,800	291,000	292,000	200,800	346,500	348,000	245,200
247,000	248,000	165,600	292,000	293,000	201,600	348,000	349,500	246,400
248,000	249,000	166,400	293,000	294,000	202,400	349,500	351,000	247,600
249,000	250,000	167,200	294,000	295,000	203,200	351,000	352,500	248,800
250,000	251,000	168,000	295,000	296,000	204,000	352,500	354,000	250,000
251,000	252,000	168,800	296,000	297,000	204,800	354,000	355,500	251,200
252,000	253,000	169,600	297,000	298,000	205,600	355,500	357,000	252,400
253,000	254,000	170,400	298,000	299,000	206,400	357,000	358,500	253,600
254,000	255,000	171,200	299,000	300,000	207,200	358,500	360,000	254,800
255,000	256,000	172,000	300,000	301,000	208,000	360,000	361,500	256,000
256,000	257,000	172,800	301,000	302,000	208,800	361,500	363,000	257,200
257,000	258,000	173,600	302,000	303,000	209,600	363,000	364,500	258,400
258,000	259,000	174,400	303,000	304,000	210,400	364,500	366,000	259,600
259,000	260,000	175,200	304,000	305,000	211,200	366,000	367,500	260,800

（二）

給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	給与等の金額 未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
367,500	369,000	262,000	435,000	436,500	316,000	502,500	504,000	370,000
369,000	370,500	263,200	436,500	438,000	317,200	504,000	505,500	371,200
370,500	372,000	264,400	438,000	439,500	318,400	505,500	507,000	372,400
372,000	373,500	265,600	439,500	441,000	319,600	507,000	508,500	373,600
373,500	375,000	266,800	441,000	442,500	320,800	508,500	510,000	374,800
375,000	376,500	268,000	442,500	444,000	322,000	510,000	511,500	376,000
376,500	378,000	269,200	444,000	445,500	323,200	511,500	513,000	377,200
378,000	379,500	270,400	445,500	447,000	324,400	513,000	514,500	378,400
379,500	381,000	271,600	447,000	448,500	325,600	514,500	516,000	379,600
381,000	382,500	272,800	448,500	450,000	326,800	516,000	517,500	380,800
382,500	384,000	274,000	450,000	451,500	328,000	517,500	519,000	382,000
384,000	385,500	275,200	451,500	453,000	329,200	519,000	520,500	383,200
385,500	387,000	276,400	453,000	454,500	330,400	520,500	522,000	384,400
387,000	388,500	277,600	454,500	456,000	331,600	522,000	523,500	385,600
388,500	390,000	278,800	456,000	457,500	332,800	523,500	525,000	386,800
390,000	391,500	280,000	457,500	459,000	334,000	525,000	526,500	388,000
391,500	393,000	281,200	459,000	460,500	335,200	526,500	528,000	389,200
393,000	394,500	282,400	460,500	462,000	336,400	528,000	529,500	390,400
394,500	396,000	283,600	462,000	463,500	337,600	529,500	531,000	391,600
396,000	397,500	284,800	463,500	465,000	338,800	531,000	532,500	392,800
397,500	399,000	286,000	465,000	466,500	340,000	532,500	534,000	394,000
399,000	400,500	287,200	466,500	468,000	341,200	534,000	535,500	395,200
400,500	402,000	288,400	468,000	469,500	342,400	535,500	537,000	396,400
402,000	403,500	289,600	469,500	471,000	343,600	537,000	538,500	397,600
403,500	405,000	290,800	471,000	472,500	344,800	538,500	540,000	398,800
405,000	406,500	292,000	472,500	474,000	346,000	540,000	542,000	400,000
406,500	408,000	293,200	474,000	475,500	347,200	542,000	544,000	401,600
408,000	409,500	294,400	475,500	477,000	348,400	544,000	546,000	403,200
409,500	411,000	295,600	477,000	478,500	349,600	546,000	548,000	404,800
411,000	412,500	296,800	478,500	480,000	350,800	548,000	550,000	406,400
412,500	414,000	298,000	480,000	481,500	352,000	550,000	552,000	408,000
414,000	415,500	299,200	481,500	483,000	353,200	552,000	554,000	409,600
415,500	417,000	300,400	483,000	484,500	354,400	554,000	556,000	411,200
417,000	418,500	301,600	484,500	486,000	355,600	556,000	558,000	412,800
418,500	420,000	302,800	486,000	487,500	356,800	558,000	560,000	414,400
420,000	421,500	304,000	487,500	489,000	358,000	560,000	562,000	416,000
421,500	423,000	305,200	489,000	490,500	359,200	562,000	564,000	417,600
423,000	424,500	306,400	490,500	492,000	360,400	564,000	566,000	419,200
424,500	426,000	307,600	492,000	493,500	361,600	566,000	568,000	420,800
426,000	427,500	308,800	493,500	495,000	362,800	568,000	570,000	422,400
427,500	429,000	310,000	495,000	496,500	364,000	570,000	572,000	424,000
429,000	430,500	311,200	496,500	498,000	365,200	572,000	574,000	425,600
430,500	432,000	312,400	498,000	499,500	366,400	574,000	576,000	427,200
432,000	433,500	313,600	499,500	501,000	367,600	576,000	578,000	428,800
433,500	435,000	314,800	501,000	502,500	368,800	578,000	580,000	430,400

別表第八　退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額 以上	未満	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000円未満		0	51,000	52,000	2,160	142,000	144,000	6,030
			52,000	53,000	2,210	144,000	146,000	6,120
3,000	4,000	120	53,000	54,000	2,250	146,000	148,000	6,200
4,000	5,000	170	54,000	55,000	2,290	148,000	150,000	6,290
5,000	6,000	210	55,000	56,000	2,330	150,000	152,000	6,370
6,000	7,000	250	56,000	57,000	2,380	152,000	154,000	6,460
7,000	8,000	290	57,000	58,000	2,420	154,000	156,000	6,540
8,000	9,000	340	58,000	59,000	2,460	156,000	158,000	6,630
9,000	10,000	380	59,000	60,000	2,500	158,000	160,000	6,710
10,000	11,000	420	60,000	62,000	2,550	160,000	162,000	6,800
11,000	12,000	460	62,000	64,000	2,630	162,000	164,000	6,880
12,000	13,000	510	64,000	66,000	2,720	164,000	166,000	6,970
13,000	14,000	550	66,000	68,000	2,800	166,000	168,000	7,050
14,000	15,000	590	68,000	70,000	2,890	168,000	170,000	7,140
15,000	16,000	630	70,000	72,000	2,970	170,000	172,000	7,220
16,000	17,000	680	72,000	74,000	3,060	172,000	174,000	7,310
17,000	18,000	720	74,000	76,000	3,140	174,000	176,000	7,390
18,000	19,000	760	76,000	78,000	3,230	176,000	178,000	7,480
19,000	20,000	800	78,000	80,000	3,310	178,000	180,000	7,560
20,000	21,000	850	80,000	82,000	3,400	180,000	184,000	7,650
21,000	22,000	890	82,000	84,000	3,480	184,000	188,000	7,820
22,000	23,000	930	84,000	86,000	3,570	188,000	192,000	7,990
23,000	24,000	970	86,000	88,000	3,650	192,000	196,000	8,160
24,000	25,000	1,020	88,000	90,000	3,740	196,000	200,000	8,330
25,000	26,000	1,060	90,000	92,000	3,820	200,000	204,000	8,500
26,000	27,000	1,100	92,000	94,000	3,910	204,000	208,000	8,700
27,000	28,000	1,140	94,000	96,000	3,990	208,000	212,000	8,900
28,000	29,000	1,190	96,000	98,000	4,080	212,000	216,000	9,100
29,000	30,000	1,230	98,000	100,000	4,160	216,000	220,000	9,300
30,000	31,000	1,270	100,000	102,000	4,250	220,000	224,000	9,500
31,000	32,000	1,310	102,000	104,000	4,330	224,000	228,000	9,700
32,000	33,000	1,360	104,000	106,000	4,420	228,000	232,000	9,900
33,000	34,000	1,400	106,000	108,000	4,500	232,000	236,000	10,100
34,000	35,000	1,440	108,000	110,000	4,590	236,000	240,000	10,300
35,000	36,000	1,480	110,000	112,000	4,670	240,000	244,000	10,500
36,000	37,000	1,530	112,000	114,000	4,760	244,000	248,000	10,700
37,000	38,000	1,570	114,000	116,000	4,840	248,000	252,000	10,900
38,000	39,000	1,610	116,000	118,000	4,930	252,000	256,000	11,100
39,000	40,000	1,650	118,000	120,000	5,010	256,000	260,000	11,300
40,000	41,000	1,700	120,000	122,000	5,100	260,000	264,000	11,500
41,000	42,000	1,740	122,000	124,000	5,180	264,000	268,000	11,700
42,000	43,000	1,780	124,000	126,000	5,270	268,000	272,000	11,900
43,000	44,000	1,820	126,000	128,000	5,350	272,000	276,000	12,100
44,000	45,000	1,870	128,000	130,000	5,440	276,000	280,000	12,300
45,000	46,000	1,910	130,000	132,000	5,520	280,000	284,000	12,500
46,000	47,000	1,950	132,000	134,000	5,610	284,000	288,000	12,700
47,000	48,000	1,990	134,000	136,000	5,690	288,000	292,000	12,900
48,000	49,000	2,040	136,000	138,000	5,780	292,000	296,000	13,100
49,000	50,000	2,080	138,000	140,000	5,860	296,000	300,000	13,300
50,000	51,000	2,120	140,000	142,000	5,950	300,000	304,000	13,500

(三)

給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額 以上	未満	給与所得控除後の給与等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
580,000	582,000	432,000	670,000	672,000	507,000	760,000	762,000	588,000
582,000	584,000	433,600	672,000	674,000	508,800	762,000	764,000	589,800
584,000	586,000	435,200	674,000	676,000	510,600	764,000	766,000	591,600
586,000	588,000	436,800	676,000	678,000	512,400	766,000	768,000	593,400
588,000	590,000	438,400	678,000	680,000	514,200	768,000	770,000	595,200
590,000	592,000	440,000	680,000	682,000	516,000	770,000	772,000	597,000
592,000	594,000	441,600	682,000	684,000	517,800	772,000	774,000	598,800
594,000	596,000	443,200	684,000	686,000	519,600	774,000	776,000	600,600
596,000	598,000	444,800	686,000	688,000	521,400	776,000	778,000	602,400
598,000	600,000	446,400	688,000	690,000	523,200	778,000	780,000	604,200
600,000	602,000	448,000	690,000	692,000	525,000	780,000	782,000	606,000
602,000	604,000	449,600	692,000	694,000	526,800	782,000	784,000	607,800
604,000	606,000	451,200	694,000	696,000	528,600	784,000	786,000	609,600
606,000	608,000	452,800	696,000	698,000	530,400	786,000	788,000	611,400
608,000	610,000	454,400	698,000	700,000	532,200	788,000	790,000	613,200
610,000	612,000	456,000	700,000	702,000	534,000	790,000	792,000	615,000
612,000	614,000	457,600	702,000	704,000	535,800	792,000	794,000	616,800
614,000	616,000	459,200	704,000	706,000	537,600	794,000	796,000	618,600
616,000	618,000	460,800	706,000	708,000	539,400	796,000	798,000	620,400
618,000	620,000	462,400	708,000	710,000	541,200	798,000	800,000	622,200
620,000	622,000	464,000	710,000	712,000	543,000	800,000	802,000	624,000
622,000	624,000	465,600	712,000	714,000	544,800	802,000	804,000	625,800
624,000	626,000	467,200	714,000	716,000	546,600	804,000	806,000	627,600
626,000	628,000	468,800	716,000	718,000	548,400	806,000	808,000	629,400
628,000	630,000	470,400	718,000	720,000	550,200	808,000	810,000	631,200
630,000	632,000	472,000	720,000	722,000	552,000	810,000	812,000	633,000
632,000	634,000	473,600	722,000	724,000	553,800	812,000	814,000	634,800
634,000	636,000	475,200	724,000	726,000	555,600	814,000	816,000	636,600
636,000	638,000	476,800	726,000	728,000	557,400	816,000	818,000	638,400
638,000	640,000	478,400	728,000	730,000	559,200	818,000	820,000	640,200
640,000	642,000	480,000	730,000	732,000	561,000	820,000	822,000	642,000
642,000	644,000	481,800	732,000	734,000	562,800	822,000	824,000	643,800
644,000	646,000	483,600	734,000	736,000	564,600	824,000	826,000	645,600
646,000	648,000	485,400	736,000	738,000	566,400	826,000	828,000	647,400
648,000	650,000	487,200	738,000	740,000	568,200	828,000	830,000	649,200
650,000	652,000	489,000	740,000	742,000	570,000	830,000	832,000	651,000
652,000	654,000	490,800	742,000	744,000	571,800	832,000	834,000	652,800
654,000	656,000	492,600	744,000	746,000	573,600	834,000	836,000	654,600
656,000	658,000	494,400	746,000	748,000	575,400	836,000	838,000	656,400
658,000	660,000	496,200	748,000	750,000	577,200	838,000	840,000	658,200
660,000	662,000	498,000	750,000	752,000	579,000	840,000円以上		給与等の金額から180,000円を控除した金額
662,000	664,000	499,800	752,000	754,000	580,800			
664,000	666,000	501,600	754,000	756,000	582,600			
666,000	668,000	503,400	756,000	758,000	584,400			
668,000	670,000	505,200	758,000	760,000	586,200			

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

（二）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
304,000	308,000	13,700	546,000	552,000	25,800	868,000	876,000	48,600
308,000	312,000	13,900	552,000	558,000	26,100	876,000	884,000	49,200
312,000	316,000	14,100	558,000	564,000	26,400	884,000	892,000	49,800
316,000	320,000	14,300	564,000	570,000	26,700	892,000	900,000	50,400
320,000	324,000	14,500	570,000	576,000	27,000	900,000	908,000	51,000
324,000	328,000	14,700	576,000	582,000	27,300	908,000	916,000	51,600
328,000	332,000	14,900	582,000	588,000	27,600	916,000	924,000	52,200
332,000	336,000	15,100	588,000	594,000	27,900	924,000	932,000	52,800
336,000	340,000	15,300	594,000	600,000	28,200	932,000	940,000	53,400
340,000	344,000	15,500	600,000	606,000	28,500	940,000	948,000	54,000
344,000	348,000	15,700	606,000	612,000	28,950	948,000	956,000	54,600
348,000	352,000	15,900	612,000	618,000	29,400	956,000	964,000	55,200
352,000	356,000	16,100	618,000	624,000	29,850	964,000	972,000	55,800
356,000	360,000	16,300	624,000	630,000	30,300	972,000	980,000	56,400
360,000	364,000	16,500	630,000	636,000	30,750	980,000	988,000	57,000
364,000	368,000	16,700	636,000	642,000	31,200	988,000	996,000	57,600
368,000	372,000	16,900	642,000	648,000	31,650	996,000	1,004,000	58,200
372,000	376,000	17,100	648,000	654,000	32,100	1,004,000	1,012,000	58,800
376,000	380,000	17,300	654,000	660,000	32,550	1,012,000	1,020,000	59,400
380,000	384,000	17,500	660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	60,000
384,000	388,000	17,700	666,000	672,000	33,450	1,028,000	1,036,000	60,600
388,000	392,000	17,900	672,000	678,000	33,900	1,036,000	1,044,000	61,200
392,000	396,000	18,100	678,000	684,000	34,350	1,044,000	1,052,000	61,800
396,000	400,000	18,300	684,000	690,000	34,800	1,052,000	1,060,000	62,400
400,000	404,000	18,500	690,000	696,000	35,250	1,060,000	1,068,000	63,000
404,000	408,000	18,700	696,000	702,000	35,700	1,068,000	1,076,000	63,600
408,000	412,000	18,900	702,000	708,000	36,150	1,076,000	1,084,000	64,200
412,000	416,000	19,100	708,000	714,000	36,600	1,084,000	1,092,000	64,800
416,000	420,000	19,300	714,000	720,000	37,050	1,092,000	1,100,000	65,400
420,000	426,000	19,500	720,000	726,000	37,500	1,100,000	1,108,000	66,000
426,000	432,000	19,800	726,000	732,000	37,950	1,108,000	1,116,000	66,600
432,000	438,000	20,100	732,000	738,000	38,400	1,116,000	1,124,000	67,200
438,000	444,000	20,400	738,000	744,000	38,850	1,124,000	1,132,000	67,800
444,000	450,000	20,700	744,000	750,000	39,300	1,132,000	1,140,000	68,400
450,000	456,000	21,000	750,000	756,000	39,750	1,140,000	1,148,000	69,000
456,000	462,000	21,300	756,000	762,000	40,200	1,148,000	1,156,000	69,600
462,000	468,000	21,600	762,000	768,000	40,650	1,156,000	1,164,000	70,200
468,000	474,000	21,900	768,000	774,000	41,100	1,164,000	1,172,000	70,800
474,000	480,000	22,200	774,000	780,000	41,550	1,172,000	1,180,000	71,400
480,000	486,000	22,500	780,000	788,000	42,000	1,180,000	1,188,000	72,000
486,000	492,000	22,800	788,000	796,000	42,600	1,188,000	1,196,000	72,600
492,000	498,000	23,100	796,000	804,000	43,200	1,196,000	1,204,000	73,200
498,000	504,000	23,400	804,000	812,000	43,800	1,204,000	1,212,000	73,900
504,000	510,000	23,700	812,000	820,000	44,400	1,212,000	1,220,000	74,700
510,000	516,000	24,000	820,000	828,000	45,000	1,220,000	1,228,000	75,500
516,000	522,000	24,300	828,000	836,000	45,600	1,228,000	1,236,000	76,300
522,000	528,000	24,600	836,000	844,000	46,200	1,236,000	1,244,000	77,100
528,000	534,000	24,900	844,000	852,000	46,800	1,244,000	1,252,000	77,900
534,000	540,000	25,200	852,000	860,000	47,400	1,252,000	1,260,000	78,700
540,000	546,000	25,500	860,000	868,000	48,000	1,260,000	1,270,000	79,500

（三）

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,270,000	1,280,000	80,500	1,720,000	1,730,000	125,500	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から控除した金額431,500円を控除した金額
1,280,000	1,290,000	81,500	1,730,000	1,740,000	126,500			
1,290,000	1,300,000	82,500	1,740,000	1,750,000	127,500			
1,300,000	1,310,000	83,500	1,750,000	1,760,000	128,500			
1,310,000	1,320,000	84,500	1,760,000	1,770,000	129,500			
1,320,000	1,330,000	85,500	1,770,000	1,780,000	130,500	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,500円を控除した金額
1,330,000	1,340,000	86,500	1,780,000	1,790,000	131,500			
1,340,000	1,350,000	87,500	1,790,000	1,800,000	132,500			
1,350,000	1,360,000	88,500	1,800,000	1,810,000	133,500			
1,360,000	1,370,000	89,500	1,810,000	1,820,000	134,500			
1,370,000	1,380,000	90,500	1,820,000	1,830,000	135,500	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,500円を控除した金額
1,380,000	1,390,000	91,500	1,830,000	1,840,000	136,500			
1,390,000	1,400,000	92,500	1,840,000	1,850,000	137,500			
1,400,000	1,410,000	93,500	1,850,000	1,860,000	138,500			
1,410,000	1,420,000	94,500	1,860,000	1,870,000	139,500			
1,420,000	1,430,000	95,500	1,870,000	1,880,000	140,500	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,500円を控除した金額
1,430,000	1,440,000	96,500	1,880,000	1,890,000	141,500			
1,440,000	1,450,000	97,500	1,890,000	1,900,000	142,500			
1,450,000	1,460,000	98,500	1,900,000	1,910,000	143,500			
1,460,000	1,470,000	99,500	1,910,000	1,920,000	144,500			
1,470,000	1,480,000	100,500	1,920,000	1,930,000	145,500	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,500円を控除した金額
1,480,000	1,490,000	101,500	1,930,000	1,940,000	146,500			
1,490,000	1,500,000	102,500	1,940,000	1,950,000	147,500			
1,500,000	1,510,000	103,500	1,950,000	1,960,000	148,500			
1,510,000	1,520,000	104,500	1,960,000	1,970,000	149,500			
1,520,000	1,530,000	105,500	1,970,000	1,980,000	150,500	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,500円を控除した金額
1,530,000	1,540,000	106,500	1,980,000	1,990,000	151,500			
1,540,000	1,550,000	107,500	1,990,000	2,000,000	152,500			
1,550,000	1,560,000	108,500						
1,560,000	1,570,000	109,500						
1,570,000	1,580,000	110,500	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,500円を控除した金額
1,580,000	1,590,000	111,500						
1,590,000	1,600,000	112,500						
1,600,000	1,610,000	113,500						
1,610,000	1,620,000	114,500						
1,620,000	1,630,000	115,500	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,500円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,500円を控除した金額
1,630,000	1,640,000	116,500						
1,640,000	1,650,000	117,500						
1,650,000	1,660,000	118,500						
1,660,000	1,670,000	119,500						
1,670,000	1,680,000	120,500	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,500円を控除した金額			
1,680,000	1,690,000	121,500						
1,690,000	1,700,000	122,500						
1,700,000	1,710,000	123,500						
1,710,000	1,720,000	124,500						

（注） この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。